



山形県公報

平成15年4月24日(木)

号 外(45)

目 次

公 告

包括外部監査結果に関する報告の公表.....(監査委員)... 1

公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人伊藤吉明から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成15年4月24日

山形県監査委員	阿	部	信	矢
山形県監査委員	井	上	俊	一
山形県監査委員	櫻	井		薫
山形県監査委員	濱	田	宗	一

平成15年4月24日印刷
平成15年4月24日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056

平成15年4月24日(木)
山形県公報 号外(45)

包括外部監査の結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

平成15年3月12日
山形県包括外部監査人
伊藤吉明

包括外部監査の結果報告書
及びこれに添えて提出する意見

平成 15 年 3 月 12 日

山形県包括外部監査人

伊 藤 吉 明

目 次

第 1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定事件（テーマ）	1
(1)	選定した特定事件（テーマ）	1
(2)	外部監査対象期間	1
3	事件（テーマ）を選定した理由	1
4	外部監査人の資格及び氏名	1
5	監査の方法	2
(1)	監査の要点	2
(2)	監査の方法	2
6	監査の対象	2
7	表示単位	2
8	利害関係	2
第 2	外部監査対象の概要	3
1	企業局の沿革	3
2	企業局の概要	4
3	企業局と一般会計との係わり	4
(1)	出資金について	4
(2)	補助金について	4
(3)	人件費について	4
4	企業債及び他会計借入金の状況	5
(1)	企業債について	5
(2)	他会計借入金について	9
5	企業局の組織図	10
6	企業局事業一覧	11
7	企業局全体の経営分析	12
(1)	経営成績の状況について	12
(2)	財政状態の状況について	14
8	電気事業	17
(1)	電気事業の沿革	17
(2)	電気事業の内容	18
(3)	電気事業の料金算定方式	21

(4)	電気事業の経営分析.....	22
9	工業用水道事業.....	30
(1)	工業用水道事業の沿革.....	30
(2)	工業用水道事業の内容.....	30
(3)	工業用水道事業の料金算定方式.....	31
(4)	工業用水道事業の経営分析.....	32
10	公営企業資産運用事業.....	43
(1)	公営企業資産運用事業の沿革.....	43
(2)	事業の目的及び内容.....	43
(3)	公営企業資産運用事業の経営分析.....	46
(4)	ゴルフ場管理公社の経営分析.....	51
11	水道用水供給事業.....	53
(1)	水道用水供給事業の沿革.....	53
(2)	水道用水供給事業の内容.....	53
(3)	料金の算定.....	56
(4)	水道用水供給事業の経営分析.....	57
12	駐車場事業.....	69
(1)	駐車場事業の沿革.....	69
(2)	駐車場事業の内容.....	69
(3)	料金.....	69
(4)	駐車場事業の経営分析.....	70
13	振興協会.....	78
(1)	振興協会の沿革.....	78
(2)	振興協会の内容.....	78
(3)	振興協会の経営分析.....	79
第3	監査の結果及び意見.....	82
1	企業局共通.....	82
(1)	料金算定方法について.....	82
(2)	固定資産について.....	84
(3)	出資金について.....	86
(4)	借り上げ公舎の敷金について.....	87
(5)	企業債及び他会計借入金について.....	88
(6)	引当金の計上について.....	90
(7)	契約について.....	96
(8)	厚生福利費の事業区分について.....	104

	(9)	給料等の支払方法について	104
	(10)	旅費等の現金の授受について.....	104
2		電気事業.....	106
	(1)	報償費の支出基準について.....	106
	(2)	総勘定元帳の総括と明細の相違について.....	106
	(3)	旅行命令伺（票）の記入漏れについて	106
	(4)	ダム共同施設維持管理負担金について	107
	(5)	共有設備の管理について.....	107
	(6)	北部発電管理事務所における要除却資産について	109
	(7)	北部発電管理事務所の遊休設備について.....	109
	(8)	固定資産取得報告書の提出時期について.....	109
	(9)	行政資産用途廃止申請書の提出時期について	110
	(10)	固定資産の計上及び償却計算の開始時期について	110
	(11)	滞留している建設準備勘定について.....	111
	(12)	構築物の耐用年数について	111
	(13)	同一会計内での借入について.....	112
3		工業用水道事業.....	113
	(1)	維持管理費の精算について	113
	(2)	酒田工業用水道設備の制御室建物の耐用年数について	113
	(3)	耐用年数の不一致について	114
	(4)	工業用水道事業と水道用水供給事業の耐用年数の考え方について	114
	(5)	建設仮勘定の精算を行うときの配賦計算の金額単位の統一について.....	114
	(6)	建設仮勘定の精算の会計処理について	115
	(7)	建設中利息の処理について	115
	(8)	撤去費の計上時期について	116
	(9)	預り金残高の相違について	117
4		公営企業資産運用事業	118
		(本来事業に関する事項)	118
	(1)	遊休土地について	118
	(2)	公営企業資産運用事業で保有する職員住宅（以下「公舎」とする）の利 用状況について	119
	(3)	緑町会館の耐用年数について.....	120
	(4)	平成13年度に取得した酒田職員住宅の耐用年数について.....	120
	(5)	未収金について	121
	(6)	開発費の償却について	121
	(7)	消費税等の処理について.....	121

(附帯(ゴルフ)事業に関する事項)	123
(1) 固定資産管理台帳の整備について	123
(2) 固定資産の現物管理について	123
(3) 造成費等の会計処理について	123
(ゴルフ場管理公社に関する事項)	127
(1) 回数券について	127
(2) 県民ゴルフ場友の会について	128
(3) 手数料収入について	128
(4) 交際費について	128
(5) 固定資産の現物管理について	129
(6) 固定資産の会計処理について	129
(7) 現金の出納及び記帳行為の内部牽制上の課題について	129
(8) 棚卸資産の受払管理について	130
(9) 前受金について	130
(10) 賞与引当金について	131
(11) 消費税及び地方消費税について	131
5 水道用水供給事業	132
(1) 料金算定方法の各広域水道用水供給事業間の差異について	132
(2) 最上広域水道用水供給事業の料金について	133
(3) 収納済通知書の取り扱いの統一について	133
(4) ダム使用権の償却開始時期について	134
(5) 固定資産の管理について	134
(6) 債権管理用の資料について	135
(7) 貯蔵品の総勘定元帳とたな卸明細表との差異について	135
(8) 貯蔵品の期末残高と翌期首残高の差異について	136
(9) 将来利用の見込みのない貯蔵品について	136
6 駐車場事業	137
(1) 人件費について	137
7 振興協会	138
(1) 企業局との間の委託契約の精算について	138
(2) 駐車場事業の回数券の管理について	140
(3) レジシートの精算番号の確認について	141
(4) 固定資産の処理について	141
(5) 未収金と未払金の相殺について	142
(6) 退職給与引当金の計上について	142
(7) 公益事業準備引当金について	143

(8)	預り金の過大計上について	143
(9)	未払金の過少計上について	144
(10)	決算整理事項について	144
(11)	法人税の申告について	144

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定事件（テーマ）

(1) 選定した特定事件（テーマ）

山形県企業局（以下、「企業局」とする。）の財務事務及び事業の管理

(2) 外部監査対象期間

原則として平成13年度。ただし、必要に応じて過年度にも遡及している。

3 事件（テーマ）を選定した理由

企業局は、①電気事業、②工業用水道事業、③公営企業資産運用事業、④水道用水供給事業、⑤駐車場事業の5事業を営んでいる。

県は、企業局（水道用水供給事業）に対し、平成13年度において地方公営企業法第17条の3に基づく補助金及び同法第18条に基づく出資金を26億円繰出ししている。また、公営企業資産運用事業を除く4事業の設備資金として企業債による資金調達が行われ、未償還残高は平成14年3月31日現在で668億円となっており、企業局の事業の状況によっては、今後の県の財政に大きな影響が生じるおそれがある。

このため、企業局の財政状態を把握するとともに、財務事務が関係法令に準拠して遂行されているか、事業の管理が経済性、効率性及び有効性の視点からなされているかを検討する必要があると判断した。

4 外部監査人の資格及び氏名

外部監査人

公認会計士 伊藤吉明

外部監査人補助者

公認会計士 高橋一夫

公認会計士 高嶋清彦

公認会計士 伊藤明彦

公認会計士 伊藤正佳

公認会計士 小野慎一

公認会計士 坂邊淳也

公認会計士 寺澤直子

5 監査の方法

(1) 監査の要点

- ・ 会計処理及び決算書の作成が法令等に準拠しているか。
- ・ 各事業の経営成績及び財政状態は正しく開示されているか。
- ・ 県一般会計からの繰出しは規則等に従い、適切に行われているか。
- ・ 企業債の発行、償還は合理的に行われているか。
- ・ 資産管理は適切に行われているか。
- ・ 管理、運営上の課題はどのようなものか。
- ・ 契約事務は適正に実施されているか。
- ・ 料金算定の方法は適切か。

(2) 監査の方法

「(1) 監査の要点」に基づき、下記の手続を実施した。

- ・ 決算内容及び事業成績について、経年、全国平均及び東北各県と比較、分析する。
- ・ 関係者に対して質問を行う。
- ・ 関係書類、帳簿の閲覧及び証拠書類との照合を行う。
- ・ 現場視察を行う。
- ・ その他必要と認める手続を行う。

6 監査の対象

企業局及び財団法人山形県公営企業振興協会（以下、「振興協会」とする。）、株式会社山形県民ゴルフ場管理公社（以下、「ゴルフ場管理公社」とする。）

7 表示単位

この報告書では、記載金額を単位未満切捨てしているため、合計額が一致しない場合がある。

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外部監査対象の概要

1 企業局の沿革

昭和	28年	10月	電気局を設置
	29年	4月	野川発電所運転開始
	31年	1月	倉沢発電所運転開始
	33年	11月	朝日川第一発電所運転開始
	35年	1月	朝日川第二発電所運転開始
	35年	9月	工業用水道事業に着手、電気局を企業局に改める
	36年	8月	野川第二発電所運転開始
	37年	7月	酒田工業用水道営業開始
	37年	12月	寿岡発電所運転開始
	39年	10月	用地造成事業を設置
	40年	12月	蘇岡発電所運転開始
	41年	8月	ガス事業営業開始
	42年	1月	大沢川発電所運転開始
	45年	2月	肘折発電所運転開始
	50年	12月	水道用水供給事業を設置
	54年	4月	用地造成事業を廃止し、公営企業資産運用事業を設置
	55年	2月	白川発電所運転開始
	56年	4月	八幡原工業用水道営業開始
	58年	4月	置賜広域水道営業開始
		”	振興協会設立
	59年	7月	村山広域水道営業開始
	61年	4月	温海川発電所運転開始
平成	元年	10月	福田工業用水道営業開始
	2年	10月	県営駐車場営業開始
	4年	4月	酒田工業用水道拡張事業（川南地区）給水開始
	5年	4月	鶴子発電所運転開始
	6年	10月	最上広域水道営業開始
	7年	10月	附帯事業としてゴルフ場事業を設置
	10年	4月	ゴルフ場管理公社設立
	10年	10月	県民ゴルフ場営業開始
	13年	3月	ガス事業廃止
	13年	10月	庄内広域水道営業開始

2 企業局の概要

企業局は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）及び山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和 41 年山形県条例第 61 号）に基づき、県の産業経済の振興と民生の安定に寄与し、公共の福祉の増進を図るため、以下の事業を行っている。

1. 電気事業
2. 工業用水道事業
3. 公営企業資産運用事業
4. 水道用水供給事業
5. 駐車場事業

また、公営企業資産運用事業の附帯事業として、舟形町において県民ゴルフ場を運営している。

なお、ガス事業については、平成 12 年度末において民間に譲渡され、事業を廃止している。

3 企業局と一般会計との係わり

(1) 出資金について

地方公営企業法第 18 条に基づき、平成 13 年度において一般会計から企業局に対して 2,142 百万円の出資金を支出している。

(2) 補助金について

地方公営企業法第 17 条の 3 に基づき、平成 13 年度において一般会計から企業局に対して 553 百万円の補助金を支出している。

(3) 人件費について

原則として、退職給与金は、各部局での在籍期間にかかわらず、退職時に在籍していた部局で負担することになる。

4 企業債及び他会計借入金の状況

(1) 企業債について

企業局の各事業のうち、電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業、駐車場事業の4事業については、事業の財源として企業債を充てており（工業用水道事業及び駐車場事業については他会計借入金も充てているが、これについては後述する）、平成13年度末における状況は次のとおりとなっている。

（単位：百万円）

事業	借入件数	発行年度	発行総額	未償還残高	利率	償還終期
電気事業	66件	昭和46 ～平成13年度	6,137	4,229	1.6～8.5%	平成14 ～43年度
工業用水道事業	10件	昭和54 ～平成13年度	513	313	5.5～8.1%	平成16 ～31年度
水道用水供給事業	214件	昭和50 ～平成13年度	86,090	62,133	0.0～8.0%	平成15 ～43年度
駐車場事業	2件	平成元 ～2年度	273	142	6.3～7.1%	平成21 ～22年度
合計	292件	昭和46 ～平成13年度	93,013	66,820	0.0～8.5%	平成14 ～43年度

（注）水道用水供給事業の企業債には、特定資金公共投資事業債（無利子）を含む。

また、13年度末未償還残高の、発行年度別での内訳及び利率は次のとおりである。

（単位：百万円）

事業	発行年度						
	昭和46 ～50年度	昭和51 ～55年度	昭和56 ～60年度	昭和61～ 平成2年度	平成3 ～8年度	平成9年度 ～	合計
電気事業	72	446	653	340	1,550	1,165	4,229
(利率)	6.2 ～8.0%	6.05 ～8.5%	6.3 ～7.4%	4.85 ～6.7%	2.8 ～5.65%	1.6 ～2.25%	-
工業用水道事業	-	72	-	82	158	-	313
(利率)	-	7.25 ～8.1%	-	6.3 ～6.7%	5.5～ 5.65%	-	-
水道用水供給事業	40	5,820	13,341	16,544	9,430	16,958	62,133
(利率)	7.5 ～7.7%	6.05 ～8.0%	6.3 ～7.6%	4.85 ～6.7%	2.85 ～5.65%	0.0 ～2.9%	-

発行年度 事業	昭和 46	昭和 51	昭和 56	昭和 61～	平成 3	平成 9年度	合計
	～50 年度	～55 年度	～60 年度	平成 2年度	～8 年度	～	
駐 車 場 事 業	-	-	-	142	-	-	142
(利率)	-	-	-	6.3 ～7.1%	-	-	-
合 計	112	6,339	13,995	17,109	11,138	18,123	66,820

平成 2 年度以前に発行した分 (37,555 百万円) については、利率が 4.85%～8.5% と現在の金利水準からすると非常に高率となっている。企業債の借入先としては、政府（財政投融资資金）と公営企業金融公庫とがあるが、このうち公営企業金融公庫については、条件によっては借換えが可能となる場合がある。借換えが可能な場合は、極力未償還残高が多く、かつ、利率の高いものから実施していくべきである。なお、平成 13 年度には借換えの実施はなかったが、14 年度において 4,025 百万円の借換えを実施しており、償還期間にわたり 1,169 百万円の支払利息が節減できることになっている。

今後の償還予定額の推移は次のとおりである。

(電気事業)

(単位：百万円)

区分 年度	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率
平成3年度 (決算額)	300	207	4,229	200	4.8%
14年度 (当初予算)	361	216	4,374	193	4.5%
15年度	352	196	4,530	186	4.2%
16年度	1,095	199	5,426	176	3.5%
17年度	2,162	200	7,388	184	2.9%
18年度	1,759	195	8,952	212	2.6%
19年度	1,769	198	10,523	232	2.4%
20年度	908	202	11,229	305	2.8%
21年度	1,719	152	12,796	306	2.6%
22年度	910	120	13,586	330	2.5%
23年度	-	239	13,347	465	3.5%

(注) 平均利率は「利子償還額 / (前期未償還残高 + 当期未償還残高) ÷ 2」で算出している (以下同じ)。

(工業用水道事業)

(単位：百万円)

年度 \ 区分	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率
平成3年度 (決算額)	-	25	313	21	6.6%
14年度 (当初予算)	-	27	286	19	6.5%
15年度	-	29	257	17	6.4%
16年度	-	31	226	15	6.4%
17年度	-	26	200	13	6.1%
18年度	-	13	186	11	6.0%
19年度	-	14	172	10	6.0%
20年度	-	14	158	9	6.0%
21年度	-	14	143	9	6.0%
22年度	-	15	127	8	6.1%
23年度	-	16	110	7	6.1%

(水道用水供給事業)

(単位：百万円)

年度 \ 区分	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率
平成3年度 (決算額)	2,857	2,931	62,133	3,078	5.0%
14年度 (当初予算) (注1)	964	3,146	60,047	2,962	4.9%
15年度	1,341	3,405	57,983	2,832	4.8%
16年度	1,332	3,653	55,662	2,705	4.8%
17年度	-	3,940	51,722	2,309	4.3%
18年度	-	4,098	47,624	2,084	4.2%
19年度	-	4,089	43,535	1,855	4.1%
20年度	-	3,872	39,663	1,635	3.9%
21年度	-	3,713	35,950	1,429	3.8%
22年度	-	3,536	32,414	1,234	3.6%
23年度	-	3,355	29,059	1,049	3.4%

(注) 上記償還予定額の推移は、平成14年度に行われた借換えを考慮していない。

(注1) 14年度の当初予算は13年度の決算額が確定する前に策定されているため、13年度の未償還残高とは整合していない。

(駐車場事業)

(単位：百万円)

区分 年度	起債額	元金償還額	未償還残高	利子償還額	平均利率
平成3年度 (決算額)	-	16	142	10	7.0%
14年度 (当初予算)	-	16	126	9	7.0%
15年度	-	16	110	8	7.0%
16年度	-	16	94	7	7.0%
17年度	-	16	78	6	7.0%
18年度	-	16	62	5	7.0%
19年度	-	16	46	4	7.0%
20年度	-	16	30	2	7.0%
21年度	-	16	14	1	7.1%
22年度	-	14	-	0	7.1%

(2) 他会計借入金について

工業用水道事業や公営企業資産運用事業、駐車場事業については、事業の財源として他会計借入金（いずれも企業局内部での貸借である）を充てており、平成13年度末における状況は次のとおりとなっている。

(単位：百万円)

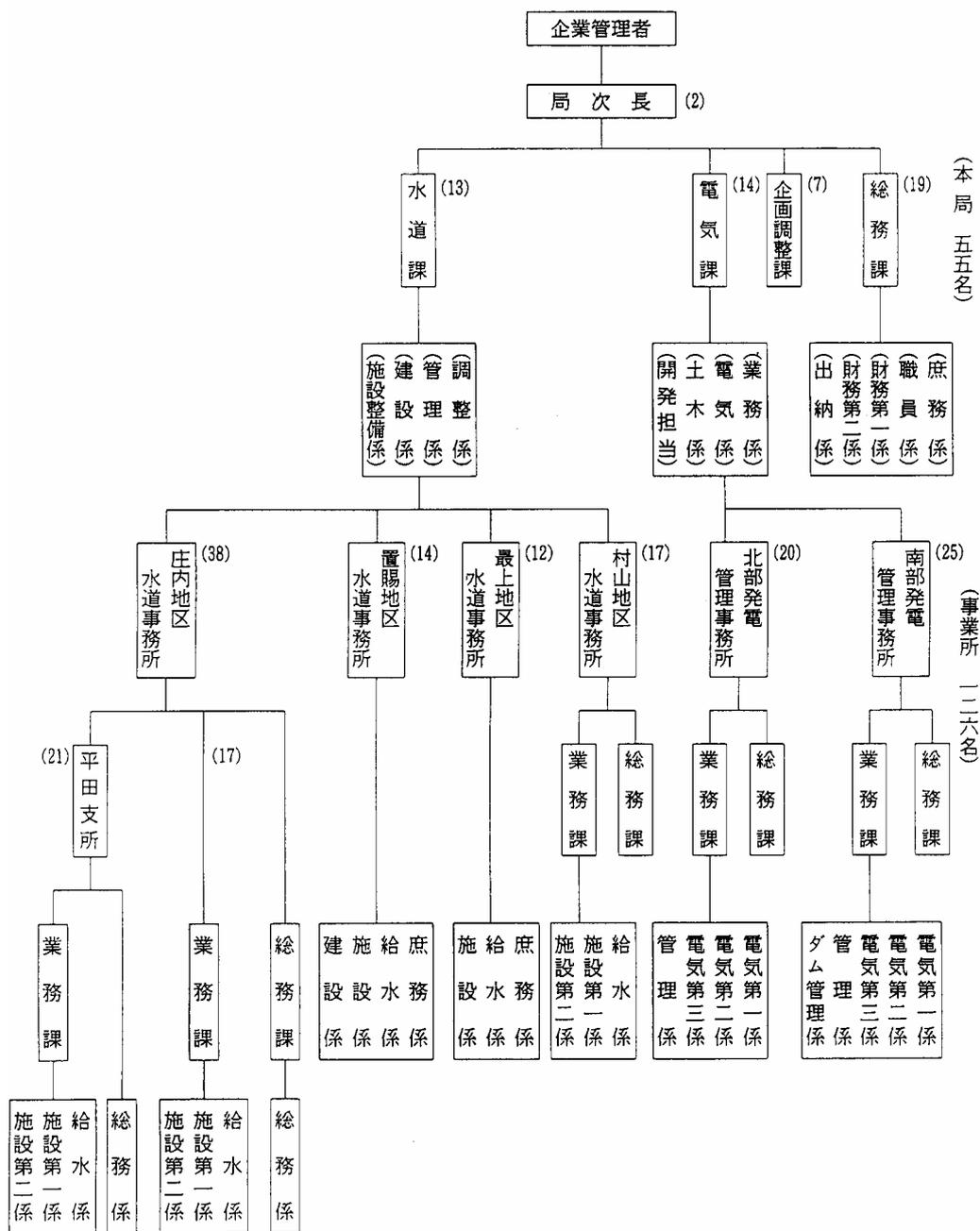
事業	借入先	未償還残高				償還終期
		借入資本金	利率	固定負債	利率	
工業用水道事業	公営企業資産運用事業会計 (本来事業)	1,592	0.08 ～5.0%	168	0.08 ～0.13%	平成19～37年度 (一部「財政上償還しうるとき」)
公営企業資産運用事業 (本来事業)	電気事業会計	1,161	0.12 ～0.13%	-	-	平成20～21年度
公営企業資産運用事業 (附帯事業)	公営企業資産運用事業会計 (本来事業)	2,868	0.12 ～0.13%	100	0.03 ～0.13%	平成26～33年度
駐車場事業	公営企業資産運用事業会計 (本来事業)	70	1.80%	237	0.03 ～4.75%	平成24～38年度 (一部「財政上償還しうるとき」)
合計		5,691	-	505	-	-

他会計借入金はいずれも企業局内部からの借入ということもあり、企業債と比べて、利率はかなり低く設定されている。また、一部の借入については、償還終期が「財政上償還しうるとき」と設定されており、明確な期限が定められていない。

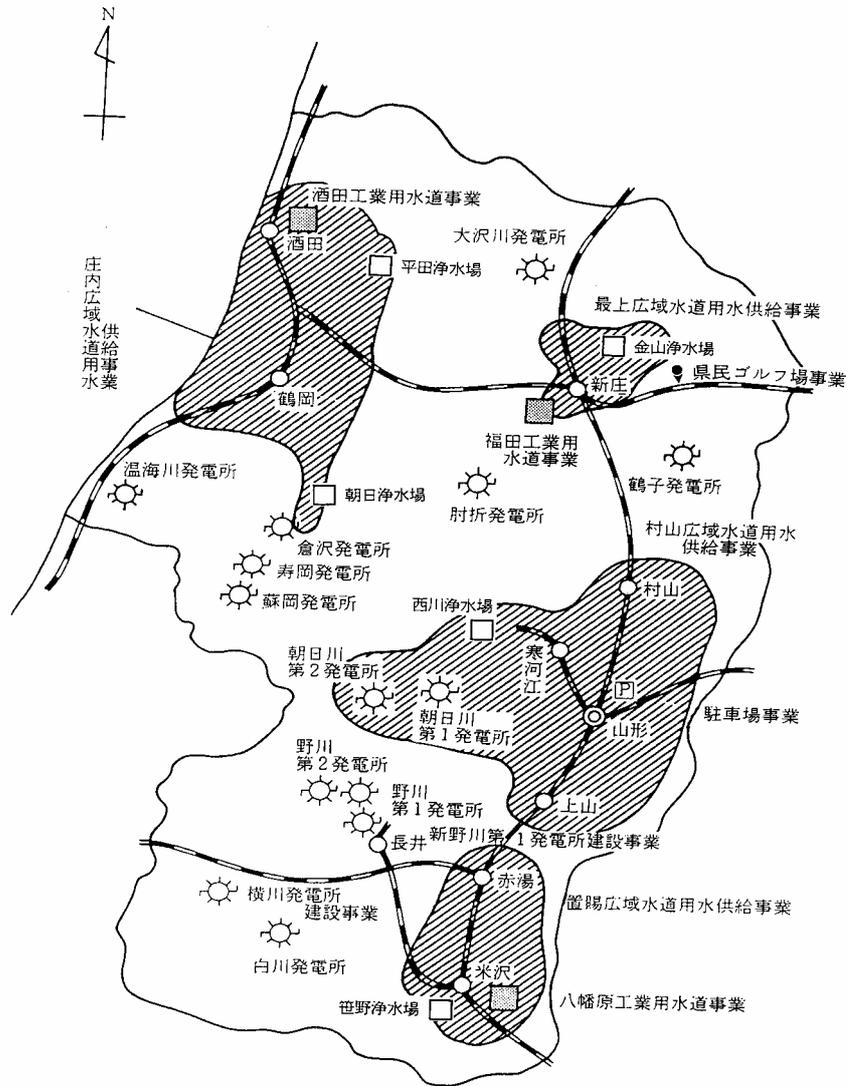
なお、平成15年1月1日より借入条件が変更され、償還終期は全て定められている。

5 企業局の組織図

平成14年4月1日 現員181名（特別職を除く。）



6 企業局事業一覧



7 企業局全体の経営分析

平成13年度における企業局の損益計算書、貸借対照表は次のとおりである。

なお、企業局では全ての事業を合算した形での決算書は作成していないが、今回、全ての事業を合算し内部取引額を消去した連結損益計算書及び連結貸借対照表の試算も行ったので併せて記載する。

(1) 経営成績の状況について

① 損益計算書

(単位：百万円)

	電気事業	工業用水道 事業	公営企業 資産運用 事業	水道用水 供給事業	駐車場 事業	連結 (内部取引 消去後)
営業収益	3,096	478	296	5,736	63	9,671
営業費用	2,358	316	357	3,718	35	6,747
うち人件費	840	90	-	577	-	1,508
うち減価償却費	549	102	180	2,214	12	3,059
償却前営業利益	1,287	264	119	4,232	39	5,983
営業利益	738	161	△ 60	2,017	27	2,924
営業外収益	25	1	41	569	0	579
うち受取利息・配当金	8	0	1	13	0	23
営業外費用	155	29	37	2,684	15	2,904
うち支払利息	153	29	5	2,683	15	2,869
経常利益	607	132	△ 55	△ 97	11	599
特別損失	56	-	11	49	-	117
当年度純利益	551	132	△ 67	△ 146	11	481

(注) 連結では、内部取引を消去計算しているため、数値は単純な合計値とは異なっている。

② 財務比率

	電気事業	工業用水道 事業	公営企業資 産運用事業	水道用水 供給事業	駐車場事業	連結 (内部取引 消去後)
償却前営業収支比率 (注1)	171%	223%	167%	381%	272%	262%
営業収支比率(注2)	131%	151%	83%	154%	176%	143%
経常収支比率(注3)	124%	138%	85%	98%	122%	106%
料金収入対企業債 元利金比率 (注4)	11%	9%	-	97%	42%	63%
インタレストカバレッジ (注5)	4.85倍	5.45倍	-	0.75倍	1.73倍	1.03倍

(注1) 償却前営業収支比率＝営業収益／(営業費用－減価償却費)

高いほど営業収益による償却前営業費用の回収割合が高いことを表わす

(注2) 営業収支比率＝営業収益／営業費用

高いほど営業収益による営業費用の回収割合が高いことを表わす

(注3) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益)／(営業費用＋営業外費用)

高いほど営業収益と営業外収益による経常費用の回収割合が高いことを表わす

(注4) 料金収入対企業債元利金比率＝企業債元利金償還額／料金収入

高いほど料金収入による企業債元利金償還額の負担余裕度が低いことを表わす

(注5) インタレストカバレッジ＝(営業利益＋受取利息・配当金)／支払利息

高いほど営業利益と受取利息・配当金による支払利息の負担余裕度が高いことを表わす

収益規模では、水道用水供給事業の営業収益が 57 億円、電気事業の営業収益が 30 億円で、この 2 事業が特に大きく、営業利益についても水道用水供給事業と電気事業が大きくなっている。各事業の営業収支比率は 83～176%であり、公営企業資産運用事業を除いて営業利益はすべて黒字である。公営企業資産運用事業は附帯事業であるゴルフ事業に係る減価償却費負担が大きいため、営業収益 296 百万円に対して 60 百万円の営業損失となっている。なお、公営企業資産運用事業では、企業局において専属で従事する職員がいないということで、人件費は全く計上されていない。

営業費用から現金支出を伴わない減価償却費を除いた償却前営業収支比率は各事業とも 100%を超えており、いずれも償却前の営業費用は営業収益で賄えている。

経常利益及び当年度純利益では電気事業と工業用水道事業、駐車場事業が黒字であり、最も規模の大きい水道用水供給事業は赤字となっている。これは支払利息の

負担が重いためであり、利息負担の余裕度合いを示すインタレストカバレッジをみると、水道用水供給事業は0.75倍と1倍を割り込み、営業利益に受取利息・配当金を加えても支払利息を賄えないことを表している。ただし、水道用水供給事業の料金の算定にあたっては、10年間を基本とする料金算定期間で収支の均衡を図ることとしているが、料金対象費用には年々減少する支払利息等を見込んでいるため、平成13年度のような料金算定期間の前半期では赤字基調となる傾向にある。

連結ベースでは、営業収益の総額は96億円、営業費用は67億円（うち人件費15億円、減価償却費30億円）、営業利益は29億円、支払利息は28億円、当年度純利益は4億円となっており、企業局全体での収益性は確保されている。

(2) 財政状態の状況について

① 貸借対照表

(単位：百万円)

	電気事業	工業用水道 事業	公営企業資 産運用事業	水道用水 供給事業	駐車場事業	連結 (内部取引 消去後)
(資産の部)						
固定資産	15,444	5,776	12,057	144,594	551	171,827
事業資産	9,558	5,763	4,050	122,672	551	142,596
固定資産仮勘定	2,206	12	-	21,922	-	24,142
投資	3,679	-	8,007	-	-	5,089
流動資産	6,815	752	1,498	10,383	72	19,522
現金預金	6,332	705	1,336	9,531	67	17,974
未収金	445	43	162	811	4	1,466
貯蔵品	5	2	-	40	-	49
その他	32	-	-	-	-	32
繰延勘定	-	-	119	-	-	119
資産合計	22,260	6,529	13,676	154,978	623	191,470
(負債・資本の部)						
固定負債	396	466	223	3,079	265	3,925
他会計借入金	-	168	100	-	237	-
引当金	396	297	123	3,079	28	3,925
退職給与引当金	49	25	118	169	-	363
修繕費引当金	212	271	4	2,910	28	3,427
その他引当金	134	-	-	-	-	134

	電気事業	工業用水道 事業	公営企業資 産運用事業	水道用水 供給事業	駐車場事業	連結 (内部取引 消去後)
流動負債	115	155	193	697	5	1,167
負債合計	511	621	416	3,776	271	5,092
資本金	17,584	2,498	6,812	100,699	212	121,716
自己資本金	13,354	592	2,783	38,570	-	54,900
借入資本金	4,229	1,906	4,029	62,129	212	66,816
企業債	4,229	313	-	62,129	142	66,816
他会計借入金	-	1,592	4,029	-	70	-
剰余金	4,165	3,409	6,446	50,501	139	64,661
資本剰余金	499	3,268	557	50,781	298	55,405
利益剰余金	3,665	140	5,956	-	-	9,763
欠損金	-	-	67	280	159	507
資本合計	21,749	5,908	13,259	151,201	351	186,377
負債資本合計	22,260	6,529	13,676	154,978	623	191,470

② 財務比率

	電気事業	工業用水道 事業	公営企業資 産運用事業	水道用水 供給事業	駐車場 事業	連結 (内部取 引消去後)
自己資本比率(借入 資本金除く)(注1)	78%	61%	67%	57%	22%	62%
借入金依存度(注2)	19%	31%	30%	40%	72%	35%
減価償却率(注3)	55%	19%	15%	15%	26%	21%
固定資産回転率 (注4)	0.20	0.08	0.02	0.04	0.11	0.06

(注1) 自己資本比率(借入資本金除く) = (資本合計 - 借入資本金) / 負債・資本合計

高いほど償還義務のない自己資本の割合が高いことを表わす

(注2) 借入金依存度 = (企業債 + 他会計借入金) / 負債・資本合計

高いほど設備投資等の資金が借入によって賄われていることを表わす

(注3) 減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産取得価額(土地を除く)

高いほど有形固定資産の減価償却が進んでいることを表わす

(注4) 固定資産回転率 = 営業収益 / 固定資産の期首・期末平均残高

一般的に高いほど固定資産の使用が効率的であると考えられる

自己資本比率（借入資本金除く）について、駐車場事業は22%でそれ以外の事業の57%～78%と比べ低くなっている。

借入金依存度は各事業19～72%で、特に水道用水供給事業と駐車場事業が高くなっている。

減価償却率は各事業15～55%で、電気事業が55%と最も設備の償却が進んでいるが、現在、新野川第一発電所の移設及び横川発電所の建設が進められており、合わせて100億円を超える事業費となる見込みである。

固定資産回転率は水道用水供給事業が0.04と低く、他の事業と比べて営業収益に対する設備投資額の割合が非常に大きいことを示している。ただし、平成13年10月に庄内広域水道の供用が開始されたことにより、平成14年度以降、固定資産回転率は改善することが見込まれる。

連結ベースでは、総資産額は1,914億円、総負債額は50億円、借入資本金は668億円、自己資本金+剰余金は1,195億円となっている。比率で見ると自己資本比率は62%、借入金依存度は35%、固定資産回転率は0.06となっており、企業局全体としての財政状態は現時点では安定している。

8 電気事業

(1) 電気事業の沿革

昭和	27	年	3	月	電気事業許可申請（同年7月許可）
	28	年	10	月	電気局を設置
	29	年	4	月	野川発電所運転開始
	31	年	1	月	倉沢発電所運転開始
	33	年	11	月	朝日川第一発電所運転開始
	35	年	1	月	朝日川第二発電所運転開始
	35	年	9	月	電気局を企業局に改正
	36	年	8	月	野川第二発電所運転開始
	37	年	12	月	寿岡発電所運転開始
	40	年	12	月	蘇岡発電所運転開始
	42	年	1	月	大沢川発電所運転開始
	45	年	2	月	肘折発電所運転開始
	46	年	12	月	最上地区発電事務所を設置し、肘折及び大沢川発電所の集中遠隔監視制御開始
	53	年	11	月	長井制御所完成
	53	年	12	月	野川水系発電所遠隔監視制御開始
	55	年	2	月	白川発電所運転開始
	59	年	4	月	赤川水系発電事務所及び最上地区発電事務所を統合して庄内事務所を設置 5 発電所の集中遠隔監視制御開始
	61	年	4	月	温海川発電所運転開始 庄内事務所から 6 発電所の集中遠隔監視制御開始
	62	年	4	月	野川・白川水系発電事務所及び朝日川水系発電事務所を統合して南部発電管理事務所を設置 5 発電所の集中遠隔監視制御開始
平成	5	年	4	月	鶴子発電所運転開始 庄内事務所から 7 発電所の集中遠隔監視制御開始
	13	年	4	月	庄内事務所を北部発電管理事務所に組織改編

(2) 電気事業の内容

電気事業では昭和 29 年 4 月営業開始以来、現在まで 12 発電所が完成し、最大出力は 79,500kW で県内事業用発電設備容量の 7.4%を占めており、平成 13 年度電力量では、県内年間供給電力量の約 5.5%を担っている。

12 発電所の概要は以下のとおりである。

① 南部発電管理事務所

発 電 所		野川第一発電所	野川第二発電所	白川発電所
所 在 地		長井市大字寺泉字境沢前 4090 の 9	長井市大字平野字三淵向 4173	飯豊町大字高峰字上坪深 4233
水 系 ・ 河 川 名		最上川水系 ・置賜野川	最上川水系 ・置賜野川	最上川水系 ・置賜白川
発 電 所 型 式		ダム水路式	ダム水路式	ダム式
監 視 制 御 方 式 (制 御 所 名)		遠隔常時監視制御 (長井制御所)	遠隔常時監視制御 (長井制御所)	遠隔常時監視制御 (長井制御所)
可能発電電力量 (MWh)		37,201	55,198	34,140
発 電 開 始 年 月		昭和 29 年 4 月	昭和 36 年 8 月	昭和 55 年 2 月
認可出力 (kW)	最 大 (理 論 出 力)	6,100(7,182)	11,000(13,416)	8,900(10,486)
	常 時 (")	1,800(2,134)	2,700(3,958)	230(1,634)
供 給 先		東北電力㈱	東北電力㈱	東北電力㈱ 国土交通省

発 電 所	朝 日 川 第 一 発 電 所	朝 日 川 第 二 発 電 所	
所 在 地	朝日町大字太郎 字坂下 1596	朝日町大字立木字朝日岳外 31 国有林 10 林班ほ小班	
水 系 ・ 河 川 名	最上川水系 ・朝日川	最上川水系 ・朝日川	
発 電 所 型 式	ダム水路式	水路式	
監 視 制 御 方 式 (制 御 所 名)	遠隔常時監視制御 (長井制御所)	遠隔常時監視制御 (長井制御所)	
可能発電電力量 (MWh)	52, 353	28, 545	
発 電 開 始 年 月	昭和 33 年 11 月	昭和 35 年 1 月	
認可出力 (kW)	最 大 (理 論 出 力)	9, 000 (10, 591)	4, 800 (5, 625)
	常 時 (//)	2, 000 (2, 596)	1, 100 (1, 552)
供 給 先	東北電力(株)	東北電力(株)	

② 北部発電管理事務所

発 電 所	倉 沢 発 電 所	寿 岡 発 電 所	蘇 岡 発 電 所	
所 在 地	朝日村大字倉沢 字下河原 25	朝日村大字大鳥 字誉崎 158	朝日村大字大鳥 字蘇岡 41	
水 系 ・ 河 川 名	赤川水系 ・赤川	赤川水系 ・赤川西大鳥川	赤川水系 ・赤川	
発 電 所 型 式	ダム水路式	水路式	水路式	
監 視 制 御 方 式 (制 御 所 名)	遠隔常時監視制御 (三川制御所)	遠隔常時監視制御 (三川制御所)	遠隔常時監視制御 (三川制御所)	
可能発電電力量 (MWh)	74, 752	33, 883	36, 407	
発 電 開 始 年 月	昭和 31 年 1 月	昭和 37 年 12 月	昭和 40 年 12 月	
認可出力 (kW)	最 大 (理 論 出 力)	13, 600 (15, 890)	6, 400 (7, 548)	6, 700 (7, 912)
	常 時 (//)	4, 800 (5, 632)	600 (1, 401)	870 (1, 632)
供 給 先	東北電力(株)	東北電力(株)	東北電力(株)	

発 電 所		大 沢 川 発 電 所	肘 折 発 電 所	温 海 川 発 電 所
所 在 地		真室川町大字安楽 城字高坂山国有林 18 林班	大蔵村大字南山 字川向 611-1	温海町大字一霞 字布滝 56-30
水 系 ・ 河 川 名		最上川水系 ・ 鮭川	最上川水系 ・ 銅山川	温海川水系 ・ 温海川
発 電 所 型 式		ダム式	水路式	ダム式
監 視 制 御 方 式 (制 御 所 名)		遠隔常時監視制御 (三川制御所)	遠隔常時監視制御 (三川制御所)	遠隔常時監視制御 (三川制御所)
可能発電電力量 (MWh)		18,287	18,362	5,259
発 電 開 始 年 月		昭和 42 年 1 月	昭和 45 年 2 月	昭和 61 年 4 月
認 可 出 力 (kW)	最 大 (理 論 出 力)	5,000(5,892)	3,300(3,857)	1,000(1,287)
	常 時 (")	1,000(1,747)	480(864)	140(273)
供 給 先		東北電力㈱	東北電力㈱	東北電力㈱

発 電 所		鶴 子 発 電 所
所 在 地		尾花沢市大字鶴子字平 961-9
水 系 ・ 河 川 名		最上川水系・丹生川
発 電 所 型 式		ダム式
監 視 制 御 方 式 (制 御 所 名)		遠隔常時監視制御 (三川制御所)
可能発電電力量 (MWh)		13,467
発 電 開 始 年 月		平成 5 年 4 月
認 可 出 力 (kW)	最 大 (理 論 出 力)	3,700(4,356)
	常 時 (")	0(120)
供 給 先		東北電力㈱

(3) 電気事業の料金算定方式

地方公営企業法第 21 条第 2 項では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と規定している。電気事業においては、当該規定とともに電気事業法にしたがって、料金算定がなされている。

料金は総括原価に基づいて算定されており、総括原価を簡略的に示すと以下のようになる。

$$\text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{交付金} + \text{事業報酬} - \text{控除収益}$$

① 営業費用

人件費、修繕費、水利使用料、減価償却費及びその他費用（消耗品費、損害保険料等）

② 交付金

各市町村へ支払う固定資産税見合いの費用

③ 事業報酬

平成 13 年度迄	減債等積立金（企業債による投資額×2.5%） 特別積立金（再評価積立金×1.5%+自己資本による投資額×3.0%）
14 年度～	自己資本報酬（自己資金による投資額×公社債利回り） 他人資本報酬（支払利息）

④ 控除収益

平成 13 年度迄	公舎貸付料及び土地建物等貸付料
14 年度～	公舎貸付料、土地建物等貸付料及び受取利息

電気料金の単価は上記により算定された総括原価を過去数十年の供給電力量の平均値である基準電力量で除して求められる。東北電力㈱に対する販売単価は二部料金制となっており、総括原価の 8 割部分は基本料金として毎月定額であるが、残りの 2 割部分については電力量料金として従量制が採用されている。なお、国土交通省への販売単価は従量制で、総括原価を基準電力量で単純に除した金額である。

(4) 電気事業の経営分析

① 事業実績について

(a) 最近5年間の推移

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
年間電力供給量 (百万kWh) A	403	396	366	379	387
県内電力使用量に占める割合 (自家用を除く)	5.9%	5.8%	5.1%	5.1%	5.5%
年間電力料収入(百万円)	3,146	3,134	3,086	3,077	3,091
kWhあたり単価(実績、円) B	7.8	7.9	8.4	8.1	7.9
kWhあたり総費用(円) C	6.5	6.5	7.1	6.9	6.6
原価回収率 B/C	119%	120%	118%	116%	120%
職員数(人)	101	101	101	101	92
損益勘定所属人数 D	101	101	101	101	92
資本勘定所属人数	-	-	-	-	-
職員1人あたり発電電力量 (百万kWh) A/D	3.9	3.9	3.6	3.7	4.2

(注) 数値は県作成資料によっている。

年間電力供給量は、400百万kWh前後で推移しており、この10年間大きな変化はない。

県内電力使用量に占める割合は5%強で横ばいを続けている。電力料収入やkWhあたり単価、原価回収率も概ね横ばいで推移している。ただし、主要な供給先である東北電力㈱との契約は2年ごとに更新されることになっているが、供給単価は毎回低下してきており、今後の事業運営については慎重な検討が必要である。なお、業務執行体制の見直しによる組織の再編を行い、13年度より職員数を削減している。

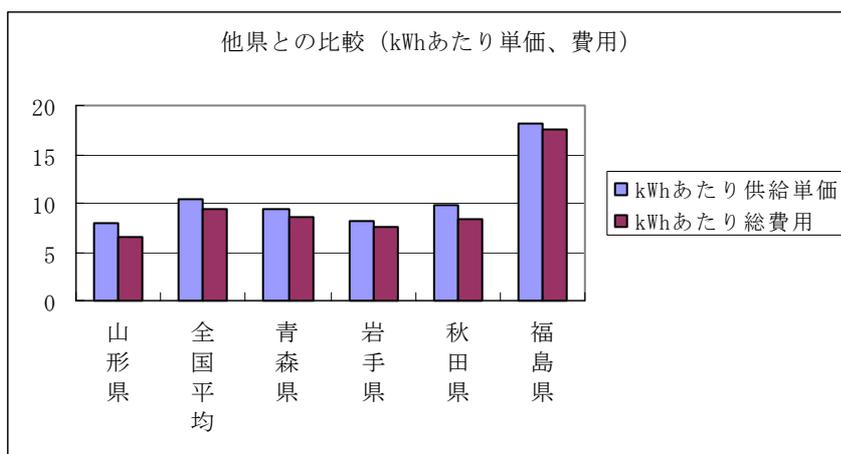
(b) 全国平均及び東北各県との比較

	山形県	全国平均 (34事業)	青森県	岩手県	秋田県	福島県
年間電力供給量 (自家用を含む) A (百万kWh)	387	252	44	584	434	27
県内電力使用量に占める割合 (自家用を除く)	5.5%	1.0%	0.6%	7.0%	6.0%	0.2%
年間電力料収入(百万円)	3,091	-	421	4,640	4,194	504
kWhあたり単価(実績、円) B	7.9	10.5	9.4	8.1	9.8	18.2
kWhあたり総費用(円) C	6.6	9.3	8.6	7.5	8.4	17.5
(Cの内訳)						
職員給与費	2.0	2.8	5.6	2.2	2.7	2.1
支払利息	0.4	1.3	0.1	0.8	1.5	6.4
減価償却費	1.4	2.1	1.0	1.6	1.9	4.4
その他	2.7	3.1	1.8	2.8	2.2	4.4
原価回収率 B/C	120%	112%	108%	109%	116%	102%
職員数(人)	92	73	22	139	120	8
損益勘定所属人数 D	92	71	22	134	120	7
資本勘定所属人数	-	2	-	5	-	1
職員1人あたり発電電力量 (百万kWh) A/D	4.2	3.5	2.0	4.4	3.6	3.9

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省:地方公営企業年鑑より)を使用している。また、全国平均の単価と総費用は水力発電のみを使用している。

山形県の県内電力使用量に占める割合は5.5%と全国平均1.0%と比べて大きく、県内の電力供給への貢献度は高いと考えられる。また、供給単価は実績ベースで7.9円/kWhであり、全国平均や東北他県と比べて低くなっている。総費用も6.6円/kWhと東北各県よりも低く、原価回収率は120%と東北各県では最も高い比率を示している。

ただし、東北電力(株)の料金体系は供給先の各県とも同一であり、山形県企業局の経営努力が直接県民の電力使用料金に反映されている訳ではない。



② 財務状況について

(a) 最近5年間の推移

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(損 益 計 算 書)					
営 業 収 益	3,138	3,134	3,116	3,092	3,096
電 力 料 (湯 水 準 備 金 引 当 控 除 後)	3,129	3,123	3,101	3,082	3,089
そ の 他 営 業 収 益	9	10	15	9	7
営 業 費 用	2,412	2,396	2,420	2,480	2,358
水 力 発 電 費	2,015	1,999	2,006	2,063	1,974
送 電 費	36	40	62	42	26
一 般 管 理 費	359	356	351	374	357
営 業 利 益	726	737	695	611	738
営 業 外 収 益	80	87	96	32	25
受 取 利 息 ・ 配 当 金	54	60	34	18	8
国 庫 補 助 金	25	25	19	12	12
雑 収 益	0	1	43	1	3
営 業 外 費 用	203	190	179	165	155
支 払 利 息	202	189	177	165	153
雑 支 出	0	0	2	-	2
経 常 利 益	604	634	613	478	607
特 別 損 失	13	11	7	-	56
当 年 度 純 利 益	590	622	605	478	551

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(財務比率)					
営業収支比率 (注1)	130%	130%	128%	124%	131%
経常収支比率 (注2)	123%	124%	123%	118%	124%
料金収入対企業債 元利金比率 (注3)	12%	12%	12%	11%	11%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 営業収支比率＝営業収益/営業費用

(注2) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用)

(注3) 料金収入対企業債元利金比率＝企業債元利金償還額/電力料

営業収益は、電力料収入において、卸供給審査要領の改正に伴い、平成12年度の供給単価が8.15円/kWhから8.04円/kWhに引き下げられたため、12年度は供給量が若干伸びたにもかかわらず電力料収入は減少している。しかし、支払利息負担が毎年度減少していることもあり、営業収支比率は130%前後、経常収支比率は120%前後で推移している。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(貸借対照表)					
(資産の部)					
固定資産	13,610	15,071	15,654	15,288	15,444
電気事業固定資産	9,469	9,544	9,774	9,535	9,558
固定資産仮勘定	1,164	1,386	1,646	1,924	2,206
投資	2,976	4,140	4,234	3,828	3,679
流動資産	6,085	5,367	5,530	6,565	6,815
資産合計	19,696	20,439	21,185	21,853	22,260
(負債の部)					
固定負債(全て引当金)	461	460	458	443	396
流動負債	215	303	169	281	115

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
負債合計	677	764	627	725	511
(資本の部)					
資本金	15,931	16,320	16,762	16,979	17,584
自己資本金	11,960	12,311	12,715	12,842	13,354
借入資本金 (全て企業債)	3,971	4,008	4,046	4,137	4,229
剰余金	3,086	3,354	3,795	4,148	4,165
資本剰余金	268	264	503	505	499
利益剰余金	2,818	3,089	3,291	3,643	3,665
資本合計	19,018	19,675	20,557	21,128	21,749
負債・資本合計	19,696	20,439	21,185	21,853	22,260
(財務比率)					
自己資本比率 (借入資本金除く) (注1)	76%	76%	77%	77%	78%
借入金依存度 (注2)	20%	19%	19%	18%	19%
減価償却率 (注3)	51%	52%	53%	55%	55%
固定資産回転率 (注4)	0.23	0.21	0.20	0.19	0.20

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 自己資本比率(借入資本金除く) = (資本合計 - 借入資本金) / 負債・資本合計

(注2) 借入金依存度 = (企業債 + 他会計借入金) / 負債・資本合計

(注3) 減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産取得価額 (土地を除く)

(注4) 固定資産回転率 = 営業収益 / 固定資産の期首・期末平均残高

平成13年度で資産規模は222億円、負債+借入資本金が47億円、自己資本金+剰余金が175億円となっている。自己資本比率が78%と高く、借入金依存度は19%に過ぎないことから、健全な財務構成といえるが、施設の老朽化を示す目安となる減価償却率は毎年増え続けており、13年度は55%となっている。

ただし、現時点での財務構成は健全であるものの、企業債残高は増加を続けており、今後も新野川第一発電所の移設や横川発電所の建設に伴い大幅に増加する見込みである。

また、固定資産の利用効率を示す固定資産回転率は、固定資産残高が増加しているため、平成9年度以降若干低下して推移している。

(b) 全国平均及び東北各県との比較

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	山形県	全国平均	青森県	岩手県	秋田県	福島県
(損益計算書)						
営業収益	3,096	2,717	421	4,701	4,205	504
うち電力料 (湯水準備金引当控除前)	3,091	-	421	4,640	4,194	504
営業費用	2,358	2,054	379	3,702	2,916	312
水力発電費	1,974	-	239	2,821	2,386	279
送電費	26	-	-	-	42	-
一般管理費	357	-	139	880	487	32
営業利益	738	663	42	999	1,288	192
営業外収益	25	88	2	287	38	2
うち受取利息・配当金	8	-	2	174	19	2
うち国庫補助金	12	-	-	102	19	-
営業外費用	155	368	9	581	690	178
うち支払利息	153	-	7	496	687	178
経常利益	607	383	35	705	635	16
特別利益	-	-	-	76	-	-
特別損失	56	-	-	-	-	-
当年度純利益	551	383	35	781	635	16
(財務比率)						
営業収支比率	131%	132%	111%	127%	144%	162%
経常収支比率	124%	116%	109%	116%	118%	103%
料金収入対企業債 元利金比率	11%	27%	5%	21%	33%	63%

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省：地方公営企業年鑑より)を使用している。

山形県の年間販売電力量は東北地方で3番目、全国でも7番目と比較的大規模となっている。同規模の岩手県や秋田県と比較すると、営業収支比率は秋田県に及ばないものの、経常収支比率は東北で最も良く、全国平均よりも高い。これは支払利息負担が相対的に軽いことが影響しており、料金収入対企業債元利金比率は11%となっている。ただし、前述のとおり、今後多額の企業債の発行が予定され、それに伴い元利金の償還額も増加するので注意を要する。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	山形県	全国平均	青森県	岩手県	秋田県	福島県
(貸借対照表)						
(資産の部)						
固定資産	15,444	16,976	1,348	28,342	23,017	4,991
流動資産	6,815	4,692	937	9,218	7,809	589
繰延勘定	-	5	-	-	-	-
資産合計	22,260	21,673	2,285	37,560	30,826	5,580
(負債の部)						
固定負債	396	568	189	655	310	189
流動負債	115	602	39	512	344	8
負債合計	511	1,170	229	1,168	655	198
(資本の部)						
資本金	17,584	17,133	1,658	28,721	26,091	4,278
自己資本金	13,354	9,642	1,170	18,995	14,042	227
借入資本金	4,229	7,491	488	9,725	12,049	4,050
剰余金	4,165	3,370	396	7,671	4,080	1,103
資本合計	21,749	20,503	2,055	36,392	30,171	5,382
負債・資本合計	22,260	21,673	2,285	37,560	30,826	5,580
(財務比率)						
自己資本比率 (借入資本金除く)	78%	60%	69%	71%	59%	24%
借入金依存度	19%	35%	21%	26%	39%	73%
減価償却率	55%	-	61%	46%	43%	25%

	山形県	全国平均	青森県	岩手県	秋田県	福島県
固定資産回転率 (注1)	0.20	0.16	0.31	0.17	0.18	0.10

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省：地方公営企業年鑑より)を使用している。

(注1) 山形県以外は、簡便的に「営業収益／固定資産の期末残高」で計算している。

全国平均や東北各県と比べて、山形県の自己資本比率は高く、借入金依存度は低いことから、財務構成は相対的に見て健全といえる。しかし、前述のとおり、建設工事に伴い企業債(借入資本金)残高が増えると、自己資本比率(借入資本金除く)が低下する可能性がある。また、この場合には固定資産額も増えることから、固定資産回転率も現在より低下するものと考えられる。

9 工業用水道事業

(1) 工業用水道事業の沿革

昭和	35年	9月	企業局に工業用水道事業に伴う機関を設置
	35年	10月	工業用水道事業の届出
	37年	6月	酒田工業用水道事務所設置
	37年	7月	酒田工業用水道の営業開始
	50年	7月	酒田北港背後地給水施設布設工事完成
	53年	2月	八幡原工業用水道事業調査開始
	54年	4月	置賜広域水道八幡原工業用水道建設事務所設置
	54年	6月	八幡原工業用水道事業の届出
	56年	4月	八幡原工業用水道の営業開始
	57年	10月	酒田工業用水道改築事業の工事開始（送水管付設替工事）
	59年	3月	福田工業用水道事業の届出
	59年	6月	福田工業用水道事業の工事開始
	60年	3月	酒田工業用水道改築事業の工事完成
	62年	4月	酒田工業用水道拡張事業（川南地区）に着手
	63年	8月	酒田工業用水道事業変更届（給水区域の変更）
平成	元年	10月	福田工業用水道の営業開始
	4年	3月	酒田工業用水道拡張事業（川南地区）の工事完成
	4年	4月	酒田工業用水道拡張事業（川南地区）の給水開始
	13年	4月	酒田工業用水道事務所を庄内地区水道事務所平田支所に統合
	13年	11月	酒田工業用水道遠隔制御開始

(2) 工業用水道事業の内容

県内の主要工業団地に工業用水を安定供給するため、昭和37年に酒田工業用水道の給水を開始し、現在は酒田、八幡原、福田の3工業用水道事業を行っている。

3工業用水道事業の概要は、以下のとおりである。

事業名	酒田工業用水道		八幡原 工業用水道	福田 工業用水道
給水対象	酒田臨海 工業地帯	川南 工業団地	米沢八幡原 中核工業団地	新庄中核 工業団地
水源	最上川		水窪ダム	地下水
給水能力 (m ³ /日)	60,000	15,000	14,700	2,800
給水開始	昭和 37 年 7 月	平成 4 年 4 月	昭和 56 年 4 月	平成元年 10 月
建設事業費	26 億 2,655 万円	15 億 4,077 万円	16 億 8,578 万円	2 億 3,576 万円
給水企業数	18 社 22 給水先事業所		21 社 22 給水先事業所	6 社 6 給水先事業所
基本使用水量 (m ³ /日)	28,520		10,097	763
契約率 (%)	38.0		68.7	27.3
基本料金 (1 m ³ につき)	30 円	40 円	30 円	30 円
超過料金 (1 m ³ につき)	60 円	80 円	60 円	60 円

(3) 工業用水道事業の料金算定方式

地方公営企業法第 21 条第 2 項では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と規定している。さらに、工業用水道事業における料金については「工業用水道料金算定要領」に基づき算定し、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 17 条の規定により国への届出が義務付けられている。

工業用水道料金は、定額制又は定率制により定められ、これにより決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものとなっており、総括原価の算定式は、以下のようになる。

総括原価＝営業費用＋営業外費用－控除項目

① 営業費用

人件費、動力費、薬品費、修繕費、受水費、負担金、その他の維持管理費及び減価償却費の合計額

② 営業外費用

支払利息、ダム等水源施設費引当金及び事業報酬の合計額

③ 控除項目

過去の実績及び料金算定期間中の事業計画、個別費目の性質等を勘案して適正に算定した諸手数料その他事業運営に伴う関連収入の合計額

基本料金は、総括原価を契約水量で除した金額で設定されており、超過料金は基本料金の2倍で設定されている。

(4) 工業用水道事業の経営分析

① 事業実績について

(a) 最近5年間の推移

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
現在配水能力 (m ³ /日) A	91,800	91,800	91,800	92,500	92,500
年間総配水量 (千m ³) B (注1)	14,943	15,264	15,202	15,267	14,672
1日平均配水量 (m ³ /日) C	40,940	41,821	41,536	41,828	40,199
契約水量 (m ³ /日) D	40,057	40,577	40,340	42,170	39,380
施設利用率 C/A	44%	45%	45%	45%	43%
契約率 D/A	43%	44%	43%	45%	42%
供給単価(円) E (注2)	29.9	33.1	33.0	32.8	32.5
給水原価(円) F (注3)	25.9	26.9	24.3	25.1	23.6

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
原価回収率 E/F	115%	123%	135%	130%	137%
職員数(人)	15	14	15	15	10
損益勘定所属人数 G	15	14	15	15	10
資本勘定所属人数	-	-	-	-	-
職員1人あたり 年間総配水量 B/G (千m ³ /人)	996	1,090	1,013	1,017	1,467

(注) 数値は県作成資料によっている。

(注1) 年間総配水量＝基本水量＋超過水量

(注2) 供給単価＝給水収益/年間総配水量

(注3) 給水原価＝{経常費用－(受託工事費＋附帯事業費＋材料及び不用品売却原価)} / 年間総配水量

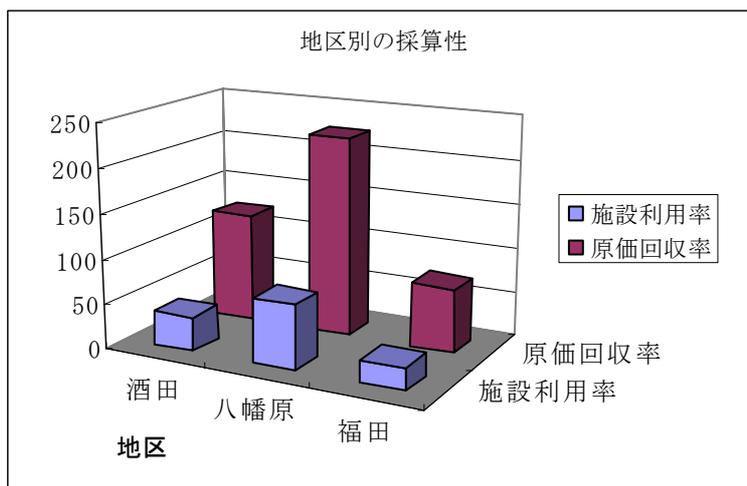
施設利用率及び契約率は40%台で推移しており、厳しい状況が続いている。なお、13年度において、経営の効率化を図ることを目的に組織体制の見直しを行い、工業用水道事業所を水道事業所に統合したことなどにより職員数を削減したため、職員一人当たりの年間総配水量は増加している。

地区別でみた平成13年度の実績は次のとおりである。

	酒田	八幡原	福田
現在配水能力 (m ³ /日) A	75,000	14,700	2,800
年間総配水量 (千m ³) B	10,500	3,915	255
1日平均配水量 (m ³ /日) C	28,769	10,728	700
契約水量 (m ³ /日) D	28,520	10,097	763
施設利用率 C/A	38%	72%	25%
契約率 D/A	38%	68%	27%
供給単価 (m ³ あたり) (円) E	32.8	32.0	30.6
給水原価 (m ³ あたり) (円) F	26.6	14.2	42.3
(F の 内 訳)			
職員給与費	6.8	4.8	-
支払利息	1.8	1.5	18.5
減価償却費	8.7	2.1	10.8

	酒田	八幡原	福田
そ の 他	9.3	5.6	13.0
原 価 回 収 率 E/F	123%	225%	72%

(注) 数値は県作成資料によっている。



酒田地区と福田地区はいずれも施設利用率と契約率がともに50%を下回っており、結果として原価回収率も八幡原地区より低くなっている。特に福田地区は給水開始後の経過年数が比較的短いこともあり、当初の計画通りに企業が集まらず、原価回収率は100%を割り込んでいる。なお、給水原価の構成を見ると、福田地区は支払利息の割合が極端に高くなっている。これは、建設工事の財源を主として他会計借入金によっており、この利率が3~5%台と他地区よりも高めになっていることが原因である。

(b) 全国平均及び東北各県との比較

	山形県	全国平均 (41 都道 府県)	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
現在配水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$) A	92,500	411,988	350,000	58,360	258,500	200,000	1,233,300
年間総配水量 (千m^3) B	14,672	93,279	110,587	12,080	28,123	57,696	309,692
1日平均配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) C	40,199	257,816	302,978	33,096	77,049	158,071	848,471
契約水量 ($\text{m}^3/\text{日}$) D	39,380	351,529	335,930	41,752	146,320	157,888	1,046,250
施設利用率 C/A	43%	63%	87%	57%	30%	79%	69%
契約率 D/A	42%	85%	96%	72%	56%	79%	85%
供給単価 (円) E	32.5	27.9	8.6	84.8	66.0	16.3	9.0
給水原価 (円) F	23.6	30.2	8.4	84.8	65.2	13.7	10.0
(F の内訳)							
職員給与費	6.1	4.2	3.0	10.4	7.0	3.2	1.5
支払利息	2.0	7.2	1.0	22.6	15.7	2.9	2.3
減価償却費	7.0	9.5	1.8	22.9	23.0	2.6	2.6
その他	8.4	9.2	2.5	28.8	19.3	4.9	3.6
原価回収率 E/F	137%	92%	102%	100%	101%	119%	90%
職員数 (人)	10	40	31	11	26	23	52
損益勘定所属人数 G	10	38	31	11	26	18	50
資本勘定所属人数	-	2	-	-	-	5	2
職員1人あたり 年間総配水量 B/G ($\text{千m}^3/\text{人}$)	1,467	2,454	3,567	1,098	1,082	3,205	6,193

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省:地方公営企業年鑑より)を使用している。

全国平均及び東北各県と比較して、施設利用率、契約率とも格段に低い状況であり、その結果、職員 1 人あたりの年間総配水量も相対的に低く、効率的に資産を活用しているとはいえない状況である。また、供給単価、給水原価とも高めとなっている。給水原価の内訳では、支払利息は低くなっているが、相対的に規模が小さいこともあり人件費が高くなっている。

② 財務状況について

(a) 最近 5 年間の推移

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(損益計算書)					
営業収益	447	506	502	501	478
給水収益	447	506	502	501	478
その他の営業収益	0	0	0	0	0
営業費用	305	374	336	352	316
原水及び浄水費	101	129	119	111	105
送水及び配水費	64	67	65	60	72
総係費	69	102	73	101	35
減価償却費	69	75	78	79	102
営業利益	142	132	166	149	161
営業外収益	1	14	1	2	1
営業外費用	82	37	34	31	29
支払利息	82	37	34	31	29
雑支出	-	0	-	-	-
経常利益	61	109	133	120	132
特別利益	-	5	-	-	-
特別損失	26	-	-	2	-
当年度純利益	35	115	133	118	132
(財務比率)					
営業収支比率 (注1)	146%	135%	149%	142%	151%
経常収支比率 (注2)	115%	126%	136%	131%	138%

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
料金収入対企業債 元 利 金 比 率 (注3)	12%	10%	11%	10%	9%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 営業収支比率＝営業収益/営業費用

(注2) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用)

(注3) 料金収入対企業債元利金比率＝企業債元利金償還額/給水収益

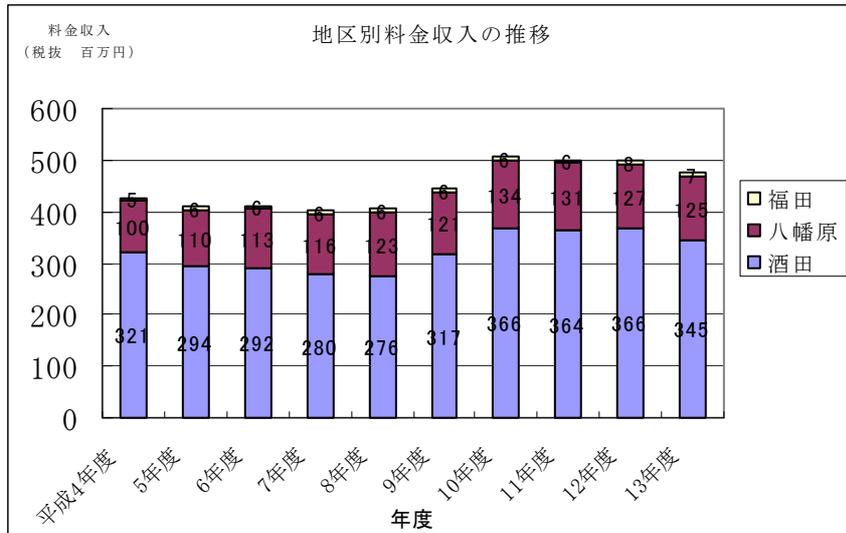
営業収益は4～5億円程度、営業費用は3億円台で推移を続けている。営業費用は、機械設備の更新により減価償却費が増加しているが、職員数を削減することにより経費を減少させてカバーしている状況である。

地区別の損益計算書

(単位：百万円)

	酒田	八幡原	福田
(損 益 計 算 書)			
営 業 収 益	345	125	7
営 業 費 用	261	49	6
原水及び浄水費	67	35	2
送水及び配水費	70	0	0
総 係 費	30	4	0
減 価 償 却 費	91	8	2
営 業 利 益	84	75	1
営 業 外 収 益	0	0	0
営業外費用(全て支払利息)	19	6	4
経 常 利 益	65	70	△ 3
当 年 度 純 利 益	65	70	△ 3
(財 務 比 率)			
営 業 収 支 比 率	132%	252%	128%
経 常 収 支 比 率	123%	226%	72%

(注) 数値は決算書によっている。



営業収支比率、経常収支比率ともに八幡原地区が最も良い。福田地区は人件費が計上されていないものの、支払利息の負担が大きく経常収支比率は100%を割り込んでいる。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(資産の部)					
固定資産	5,004	5,248	5,530	5,831	5,776
酒田工業用水道設備	3,184	3,405	3,443	3,491	3,932
八幡原工業用水道設備	1,617	1,629	1,639	1,646	1,640
福田工業用水道設備	202	199	195	192	190
固定資産仮勘定	-	13	251	501	12
流動資産	306	613	589	904	752
資産合計	5,310	5,861	6,119	6,736	6,529
(負債の部)					
固定負債	263	287	344	446	466
他会計借入金	20	44	81	169	168
引当金	243	243	263	277	297
流動負債	33	249	128	363	155
負債合計	297	537	472	810	621
(資本の部)					
資本金	1,930	1,940	2,209	2,508	2,498
自己資本金	269	269	348	482	592

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
借入資本金	1,661	1,671	1,861	2,026	1,906
イ 企業債	422	395	367	339	313
ロ 他会計借入金	1,238	1,275	1,494	1,687	1,592
剰余金	3,081	3,383	3,437	3,417	3,409
資本剰余金	3,117	3,304	3,303	3,299	3,268
利益剰余金	△ 36	79	133	118	140
資本合計	5,012	5,324	5,647	5,926	5,908
負債資本合計	5,310	5,861	6,119	6,736	6,529
(財務比率)					
自己資本比率 (借入資本金除く) (注1)	63%	62%	61%	57%	61%
借入金依存度 (注2)	31%	29%	31%	32%	31%
減価償却率 (注3)	20%	20%	20%	20%	19%
固定資産回転率 (注4)	0.08	0.09	0.09	0.08	0.08

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 自己資本比率(借入資本金除く) = (資本合計 - 借入資本金) / 負債・資本合計

(注2) 借入金依存度 = (企業債 + 他会計借入金) / 負債・資本合計

(注3) 減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産取得価額 (土地を除く)

(注4) 固定資産回転率 = 営業収益 / 固定資産の期首・期末平均残高

平成12年度まで借入資本金が増加しているが、これは主に酒田地区の設備更新のためである。また、平成9年度から固定資産投資額は増えたものの、営業収益はそれほど伸びていないため、固定資産回転率は若干低下して推移している。

(b) 全国平均及び東北各県との比較

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	山形県	全国平均	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
(損益計算書)							
営業収益	478	2,727	904	1,148	1,797	920	2,800
うち給水収益	478	2,567	904	1,025	1,782	851	2,800
営業費用	316	2,080	779	751	1,337	562	2,383
原水及び浄水費	105	659	-	55	385	365	651
送水及び配水費	72	209	407	46	99	-	287
減価償却費	102	876	196	277	622	138	805
総係費・ その他の費用	35	336	175	372	230	57	639
営業利益	161	647	125	397	460	359	416
営業外収益	1	337	4	0	5	1	539
営業外費用	29	704	106	273	424	151	733
うち支払利息	29	664	106	273	424	151	726
経常利益	132	279	24	124	41	209	222
特別利益	-	67	-	-	2	-	33
特別損失	-	5	-	-	32	54	-
当年度純利益	132	341	24	124	11	155	256
(財務比率)							
営業収支比率	151%	131%	116%	153%	134%	164%	117%
経常収支比率	138%	110%	103%	112%	102%	129%	107%
料金収入対企業債 元利金比率	9%	46%	20%	57%	58%	115%	57%

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省：地方公営企業年鑑より)を使用している。

収入規模では、山形県は全国平均及び東北各県と比べて小さく、また、契約率も低い。

営業収支比率は151%と高く、東北各県の中では秋田県、岩手県の次となっている。経常収支比率は最も高いが、これは支払利息の負担が相対的に低いことが要因と考えられる。なお、山形県の料金収入対企業債元利金比率は9%であり、かなり低い。企業債よりも他会計借入金の方が大きいという事情がある。そこで、この比

率に他会計借入金の元利償還も加味すると、山形県の比率は31%となる。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	山形県	全国平均	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	福島県
(貸借対照表)							
(資産の部)							
固定資産	5,776	48,999	4,458	14,264	43,795	49,080	51,143
流動資産	752	3,045	1,599	518	958	2,090	831
資産合計	6,529	52,044	6,057	14,782	44,754	51,170	51,975
(負債の部)							
固定負債	466	6,780	296	2,691	-	302	384
流動負債	155	502	37	359	320	113	363
負債合計	621	7,282	334	3,050	320	415	747
(資本の部)							
資本金	2,498	26,870	5,613	8,491	28,531	28,804	30,197
自己資本金	592	7,969	2,733	1,749	6,726	2,301	14,031
借入資本金	1,906	18,901	2,880	6,742	21,805	26,502	16,166
剰余金	3,409	17,892	110	3,241	15,901	21,951	21,030
資本合計	5,908	44,762	5,723	11,732	44,433	50,755	51,227
負債資本合計	6,529	52,044	6,057	14,782	44,754	51,170	51,975
(財務比率)							
自己資本比率 (借入資本金除く)	61%	50%	47%	34%	51%	47%	67%
借入金依存度	31%	36%	48%	63%	49%	52%	31%
減価償却率	19%	31%	39%	21%	25%	41%	19%
固定資産回転率 (注1)	0.08	0.06	0.20	0.08	0.04	0.02	0.05

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省：地方公営企業年鑑より)を使用している。

(注1) 山形県以外は、簡便的に「営業収益／固定資産の期末残高」で計算している。

自己資本比率は61%と相対的に高く、その結果、借入金依存度も31%と相対的に低くなっている。また、総資産額は6,529百万円で、全国平均52,044百万円と比べて小規模となっている。

10 公営企業資産運用事業

(1) 公営企業資産運用事業の沿革

昭和	39年10月	県議会において、山形県用地造成事業基本計画が承認可決
	40年5月	用地造成工事開始
	54年4月	公営企業資産運用事業を設置（用地造成事業は廃止）
	61年3月	職員住宅建設工事完成（山形市蔵王桜田地内）
平成	元年3月	職員住宅建設工事完成（米沢市林泉寺地内）
	7年10月	附帯事業としてゴルフ場事業を設置
	8年6月	県民ゴルフ場造成工事開始
	10年4月	ゴルフ場管理公社設立
	10年6月	県民ゴルフ場の管理をゴルフ場管理公社に委託
	10年10月	県民ゴルフ場営業開始
	13年1月	商工会館（現：緑町会館）を取得
	13年4月	緑町会館の貸付開始

(2) 事業の目的及び内容

① 事業の目的

公営企業資産運用事業は、昭和54年に用地造成事業の未処分地の管理及び処分と、保有する内部留保資金を効果的に活用し、既存諸事業の一層の進展と新規事業の展開等に資するため

- ・ 造成土地の管理及び処分
- ・ 地方公共団体等に対する資金の貸付及び出資
- ・ 公営企業の開発調査
- ・ 公営企業の業務の円滑な執行を図るために必要な資産の取得、管理及び処分

を目的として発足させたものである。また、公営企業資産運用事業がこれまで蓄積した内部留保資金を活用して事業効果を広く県民に還元するため、附帯事業として平成10年に「県民ゴルフ場」の営業を開始した。

② 長期貸付の状況

(単位：百万円)

貸付先	平成13年度末貸付残高
山形県市町村振興資金特別会計	1,917
企業局内部会計	5,036
合計	6,953

③ 市町村振興資金特別会計への貸付状況

(単位：百万円)

貸付対象事業名	平成13年度末 貸付総額	平成13年度末 貸付残高
一般施設整備事業	1,766	-
国体施設整備事業	3,923	-
21世紀未来プロジェクト事業	1,000	137
山形新幹線新庄延伸 関連施設整備事業	2,200	1,779
合 計	8,889	1,917

④ 出資金の状況

(単位：百万円)

出 資 先	平成13年度末
(財) 山形県総合社会福祉基金	150
(財) 山形県スポーツ振興基金	150
(財) 山形県公営企業振興協会	30
(財) 山形県農業振興機構	250
(株) 山形県県民ゴルフ場管理公社	60
(財) 山形県生涯学習文化財団	400
合 計	1,040

⑤ 主な施設等の状況

(a) 本来事業

《緑町会館》

所在地	山形市緑町一丁目9番30号
入居団体	(財)山形県建設技術センター他8団体
事業開始	平成13年4月
構造・面積	鉄筋コンクリート造地下1階地上6階建 4,519 m ²

(b) 附帯(ゴルフ場)事業

《施設の概要》

所在地	最上郡舟形町長沢 8067
敷地面積	88.34ha
コース面積	34.47ha
ホール数 / コース全長	18 ホール / 6,336 ヤード
総事業費	29.3 億円
営業開始	平成 10 年 10 月 10 日

《主な料金 (1 ラウンド・1 組 3 名以上・他に季節料金、団体料金等あり)》

(単位：円)

区 分		グリーンフィ	カートフィ	利用税	合計
一 般	平 日	4,200	1,200	600	6,000
	土日等	10,000	1,200	600	11,800
65 歳以上	平 日	3,360	1,200	300	4,860
	土日等	8,000	1,200	300	9,500
高校生以下	平 日	2,100	1,200	600	3,900
	土日等	5,000	1,200	600	6,800

⑥ ゴルフ場管理公社の概要

(a) 定款記載の目的

- ・ 山形県県民ゴルフ場の管理及び前記施設内の食堂、売店の経営
- ・ 労働者派遣事業法に基づく特定労働者派遣事業
- ・ 前各号に附帯する一切の事業

(b) 設立年月日

平成 10 年 4 月 14 日

(c) 所在地

山形県最上郡舟形町長沢 8067 番地

(d) 資本金

75 百万円(県(企業局) 60 百万円、舟形町 15 百万円)

(e) 人員(平成 14 年 3 月 31 日現在)

取締役 5 名、監査役 2 名、正社員 6 名、臨時社員 15 名

(3) 公営企業資産運用事業の経営分析

① 事業実績について

(a) 最近5年間の推移

(単位：特に断りがない場合は百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(本 来 事 業)					
新 規 貸 付 件 数	4	4	4	3	2
うち一般会計(注1)	1	1	1	-	-
うち企業局内部(注2)	3	3	3	3	2
新 規 貸 付 金 額	1,926	2,008	1,292	420	10
うち一般会計(注1)	700	800	900	-	-
うち企業局内部(注2)	1,226	1,208	392	420	10
貸 付 残 高	6,071	7,451	7,712	7,291	6,953
うち一般会計(注1)	2,360	2,705	2,724	2,170	1,917
うち企業局内部(注2)	3,711	4,746	4,988	5,120	5,036
新規出資(繰出)件数	-	1	-	-	-
新規出資(繰出)金額	-	60	-	-	-
出資(繰出)累計額	1,090	1,150	1,150	1,150	1,150
運用資産及び投資 A	7,561	8,930	9,173	9,779	9,622
運用利益 (営業利益) B	141	90	85	155	68
資産運用利率 B/A	1.8%	1.0%	0.9%	1.5%	0.7%
職員数(人) C	1	1	1	1	-
職員1人あたり 運用利益 B/C	141	90	85	155	-
(ゴ ル フ 場 事 業)					
利用者数(人) D	-	3,037	13,157	18,119	18,179
料金収入(千円)	-	25,144	120,372	120,509	120,129
利用者1人あたり収入 (円) E	-	8,279	9,148	6,651	6,608
利用者1人あたり支出 (円) F	-	33,784	21,261	15,273	14,046
原価回収率 E/F	-	24%	43%	43%	47%

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
職員数(人) (下段はゴルフ場管理公社の職員も含む)	1	1	-	-	-
G	(1)	(31)	(29)	(22)	(21)
職員(ゴルフ場管理公社含む)1人あたり利用者数(人)	-	97	453	823	865
D/G					

(注) 数値は県作成資料によっている。

(注1) いずれも市町村振興資金特別会計に対するもの

(注2) 附帯事業(ゴルフ場事業)への貸付を含む

本来事業の事業実績としては、主に一般会計等への資金貸付や他団体への新規出資が挙げられる。資金貸付については、一般会計、企業局内部ともに急速に規模が縮小している。また、新規出資についても資金需要がないため過去5年間の実績はほとんどない。このことから、企業局の事業効果を県民に還元する、という本来事業の趣旨は活かしきれていないといえる。

なお、本来事業の経営効率を見るために資産運用利率を試算したが、この収益は主に資金(資産)の貸付利息(貸付料)である。平成12年度はガス事業資産の売却に伴う収益を営業収益として計上したため上昇しているが、これを除けば運用利率も低下が続いている。

また、附帯事業(ゴルフ場事業)については、平成10年度よりゴルフ場事業の営業が開始されたものの、利用者数は年間18,000人台で推移し、料金単価は低下している状況である。ただし、利用者1人あたり原価も低下していることから、原価回収率は13年度で47%に過ぎないものの徐々に改善されてきている。

② 財務状況について

(a) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(本 来 事 業)					
営 業 収 益	177	127	134	209	174
運用資産収益	15	14	31	136	121
運用資金収益	162	112	102	72	52
その他営業収益	-	-	-	0	-
営 業 費 用	36	36	49	54	105
調査管理費	34	34	46	53	104
開発調査費	1	1	2	1	0
営業利益	141	90	85	155	68
営業外収益	12	2	3	16	41
営業外費用	0	0	2	12	33
經常利益	152	92	86	158	76
特別利益	-	-	-	27	-
特別損失	-	-	-	9	11
当年度純利益	152	92	86	176	65
(財 務 比 率)					
営業収支比率 (注1)	488%	347%	273%	383%	164%
經常収支比率 (注2)	515%	348%	267%	335%	154%
(ゴ ル フ 場 事 業)					
営 業 収 益	-	25	122	122	122
営 業 費 用	-	96	271	273	251
うち委託費	-	44	136	143	124
うち減価償却費	-	47	124	125	125
営業利益	-	△ 70	△ 149	△ 150	△ 129
営業外収益	-	0	0	0	0

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
営業外費用 (全て支払利息)	-	6	8	3	3
経常利益	-	△ 76	△ 157	△ 153	△ 132
特別損失	-	-	11	-	-
当年度純利益	-	△ 76	△ 168	△ 153	△ 132
(財務比率)					
営業収支比率 (注1)	-	26%	45%	44%	48%
経常収支比率 (注2)	-	25%	43%	44%	48%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 営業収支比率＝営業収益/営業費用

(注2) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用)

本来事業は営業収支比率、経常収支比率ともに低下を続けている。ただし平成12年度はガス事業資産の売却に伴い比率が高くなっている。また、13年度より緑町会館の管理運営を開始しているため(実際の維持管理は振興協会に委託)、13年度は営業収益、営業費用とも増加している。

ゴルフ場事業については、営業収支比率、経常収支比率ともに改善してきているものの依然低水準であり、料金収入でゴルフ場管理公社への管理委託費も賄えない厳しい状況が続いている。長引く景気低迷と余暇活動の多様化等による影響で、10年度以降県内のゴルフ場利用者数の減少が続く厳しい環境にあるが、パブリックゴルフ場としての特徴を生かした利用者増を図るとともに、さらなるコスト削減を図るか、事業を譲渡する等の措置を検討しないと、本来事業のみならず企業局他会計への負担が出てくるものと考えられる。

(b) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(貸借対照表)					
(資産の部)					
固定資産	9,393	11,708	11,861	12,520	12,057
有形固定資産	405	3,174	3,064	3,980	4,048
運用資産	405	396	387	1,422	1,613
附帯事業資産	-	2,777	2,676	2,557	2,434
無形固定資産	36	28	21	12	2
建設仮勘定	1,832	-	11	182	-
投資	7,119	8,505	8,765	8,344	8,007
長期貸付金	6,071	7,451	7,712	7,291	6,953
出資金	980	1,040	1,040	1,040	1,040
その他	68	13	13	13	13
流動資産	1,261	565	489	1,296	1,498
繰延勘定	-	-	53	145	119
資産合計	10,655	12,273	12,404	13,963	13,676
(負債の部)					
固定負債	19	49	80	214	223
他会計借入金	-	29	57	91	100
引当金	19	20	23	122	123
流動負債	622	12	73	273	193
負債合計	642	61	154	487	416
(資本の部)					
資本金	3,648	5,832	5,952	6,790	6,812
自己資本金	1,774	1,774	1,774	2,612	2,783
借入資本金 (全て他会計借入金)	1,874	4,058	4,178	4,178	4,029
剰余金	6,364	6,380	6,298	6,685	6,446
資本剰余金	-	-	-	557	557
利益剰余金	6,364	6,380	6,380	6,127	5,956
欠損金	-	-	81	-	67
資本合計	10,013	12,212	12,250	13,475	13,259
負債資本合計	10,655	12,273	12,404	13,963	13,676

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(財務比率)					
自己資本比率 (借入資本金除く) (注1)	76%	66%	65%	66%	67%
借入金依存度 (注2)	17%	33%	34%	30%	30%
減価償却率 (本来事業) (注3)	32%	35%	35%	17%	17%
減価償却率 (ゴルフ場事業) (注3)	-	1%	6%	10%	15%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 自己資本比率(借入資本金除く) = (資本合計 - 借入資本金) / 負債・資本合計

(注2) 借入金依存度 = (企業債 + 他会計借入金) / 負債・資本合計

(注3) 減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産取得価額(土地を除く)

自己資本比率は60%台後半と高水準で推移している。しかし、ゴルフ場事業に伴う他会計借入金によって借入金依存度は平成10年度から悪化し、さらに每期赤字が続いていることから、今後、他会計の負担が発生する可能性もある。

(4) ゴルフ場管理公社の経営分析

① 財務状況について

(a) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
営業収益	-	101	155	191	169
受託収入	-	99	143	151	124
その他収入	-	2	11	39	44
営業費用	-	102	152	186	170
売上原価	-	3	8	32	39
販売費 一般管理費	-	99	143	153	131
営業利益	-	△ 1	2	4	△ 1

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
営業外収益	-	0	0	0	0
営業外費用	-	-	0	-	-
経常利益	-	△ 1	3	4	△ 0
法人税等	-	-	1	4	-
当期利益	-	△ 1	1	0	△ 0
(財務比率)					
営業収支比率 (注1)	-%	98%	101%	102%	99%
経常収支比率 (注2)	-%	99%	102%	102%	99%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 営業収支比率＝営業収益/営業費用

(注2) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用)

各年度とも、収支がほぼ均衡しているが、平成13年度は受託収入の減少に営業費用の削減が伴わず若干の赤字となった。

(b) 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(貸借対照表)					
流動資産	-	85	92	90	84
固定資産	-	-	-	3	2
資産合計	-	85	92	93	87
流動負債	-	11	16	12	11
固定負債	-	-	-	-	-
負債合計	-	11	16	12	11
資本合計	-	74	75	80	75
負債・資本合計	-	85	92	93	87

(注) 数値は決算書によっている。

1 1 水道用水供給事業

(1) 水道用水供給事業の沿革

昭和	50年	11月	村山広域水道用水供給事業認可申請 (認可 昭和51年2月)
	50年	12月	水道用水供給事業を設置
	51年	4月	企業局に水道課を設置
	54年	2月	置賜広域水道用水供給事業認可申請 (認可 昭和54年3月)
	56年	2月	最上広域水道用水供給事業認可申請 (認可 昭和56年3月)
	57年	1月	庄内広域水道用水供給事業認可申請 (認可 昭和57年3月)
	58年	4月	置賜広域水道営業開始
	59年	7月	村山広域水道営業開始
	61年	10月	庄内広域水道用水供給事業経営変更認可申請 (認可 昭和61年12月)
	63年	10月	置賜広域水道用水供給事業経営変更認可申請 (認可 昭和63年11月)
平成	6年	10月	最上広域水道営業開始
	13年	4月	庄内地区水道事務所及び同平田支所設置
	13年	10月	庄内広域水道営業開始

(2) 水道用水供給事業の内容

昭和53年11月に策定された「山形県水道整備基本構想」に基づき、県内を村山、置賜、最上及び庄内の4圏域に区分し、それぞれの区域内に建設される多目的ダムを水源とする広域水道用水供給事業を実施し、水道用水の確保及び安定供給を図っている。

① 置賜広域水道用水供給事業

置賜地域東南部の2市2町に水道用水を供給するため、昭和53年度から水窪ダムを水源とする水道用水供給事業に着手し、昭和58年4月より供給を開始している。また、当地域の水需要の増加に対応するため、昭和63年度から綱木川ダムを水源とする拡張事業に着手しており、ダム建設の進捗状況に合わせ水道設備の整備を進めている。

項 目	創設事業	拡張事業
事業認可年月	昭和54年3月	昭和63年11月
計画給水地域	米沢市、南陽市、 高島町、川西町 (2市2町)	同左
計画給水人口	154,500人	173,300人
計画最大給水量	26,600 m ³ /日	34,000 m ³ /日
工 期	昭和53～57年度	昭和63～平成19年度
総事業費	112億円	256億円
基本料金	57円/m ³	
使用料金	17円/m ³	
供給開始年月	昭和58年4月	平成19年度(予定)
施設(ダム)名	水窪ダム	綱木川ダム

② 村山広域水道用水供給事業

村山地域6市6町に水道用水を供給するため、昭和50年度から寒河江ダムを水源とする水道用水供給事業に着手した。このうち第1期計画(目標:平成4年度)分は、昭和59年度で建設工事を完了し、昭和59年7月に暫定供給(日最大給水量:37,200 m³)を開始した。さらに、平成2年度の寒河江ダム完成により、平成3年4月から本格給水(日最大給水量:122,500 m³)を開始した。

事業認可年月	昭和51年2月
計画給水地域	山形市、寒河江市、 上山市、村山市、 天童市、東根市、 山辺町、中山町、 河北町、西川町、 朝日町、大江町 (6市6町)
計画給水人口	1期 491,800人 2期 538,400人
計画最大給水量	1期 122,500 m ³ /日 2期 245,400 m ³ /日
工 期	昭和50～平成2年度 (第1期)

総事業費	679億円
基本料金	57円／m ³
使用料金	20円／m ³
供給開始年月	昭和59年7月（一部）
施設（ダム）名	寒河江ダム

③ 最上広域水道用水供給事業

最上地域の1市2町に水道用水を供給するため、昭和55年度から神室ダムを水源とする水道用水供給事業に着手し、平成6年10月から供給を開始した。

事業認可年月	昭和56年3月
計画給水地域	新庄市、金山町、 真室川町 (1市2町)
計画給水人口	61,221人
計画最大給水量	21,000 m ³ ／日
工期	昭和55～平成6年度
総事業費	101億円
基本料金	63円／m ³
使用料金	24円／m ³
供給開始年月	平成6年10月
施設（ダム）名	神室ダム

④ 庄内広域水道用水供給事業

庄内地域の2市9町1村に水道用水を供給するため、昭和56年度から月山ダム及び田沢川ダムを水源とする水道用水供給事業に着手し、平成13年10月から給水を開始した。

項 目	南部地域	北部地域
事業認可年月	昭和 57 年 3 月	昭和 61 年 12 月
計画給水地域	鶴岡市、立川町、余目町、 藤島町、羽黒町、櫛引町、 三川町、朝日村 (1 市 6 町 1 村)	酒田市、八幡町、松山町、 平田町 (1 市 3 町)
計画給水人口	189,440 人	133,490 人
計画最大給水量	109,700 m ³ /日	31,410 m ³ /日
工 期	昭和 56 年度～ 平成 13 年度	昭和 61 年度～ 平成 13 年度
総事業費	699 億円	
基本料金	44 円/m ³	
使用料金	21 円/m ³	
供給開始年月	平成 13 年 10 月	平成 13 年 10 月
施設（ダム）名	月山ダム	田沢川ダム

(3) 料金の算定

地方公営企業法第 21 条第 2 項では「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と規定している。

水道用水供給事業では、この規定に基づき、料金算定において総括原価主義を採用しており、総括原価を簡略的に示すと以下ようになる。

$$\text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{営業外費用}$$

① 営業費用

人件費、薬品費、動力費、修繕費、ダム管理費（共有施設等分担金）、減価償却費、及びその他経費（市町村交付金、一般管理費、委託費）

② 営業外費用

企業債利息、借入金利息、及び資産維持費（但し、現在料金算定には考慮されていない）

料金体系は基本料金と使用料金の二部料金制となっており、総括原価の80%を基本料金で、20%を使用料金でそれぞれ回収する仕組みとなっている。これを受けて、基本料金及び使用料金の各々の算定式は以下のようになる。

$$\text{基本料金} = \frac{\text{固定費配賦額（総括原価の80\%）}}{\text{基本水量} \times \text{料金算定期間中の日数}}$$

$$\text{使用料金} = \frac{\text{変動費配賦額（総括原価の20\%）}}{\text{1日平均給水量} \times \text{料金算定期間中の日数}}$$

(4) 水道用水供給事業の経営分析

① 事業実績について

(a) 最近5年間の推移

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
行政区域内人口 (千人) A	1,083	1,081	1,080	1,077	1,074
給水人口 (千人) B	720	725	727	728	1,012
普及率 B/A	66%	67%	67%	67%	94%
配水能力 (千m ³ /日) C	170	170	170	170	311
年間総配水量(千m ³) D	44,664	45,087	45,815	46,934	57,294
最大配水量 (千m ³ /日) E	138	136	147	146	228
平均配水量 (千m ³ /日) F	122	123	125	128	193
施設利用率(%) F/C	71%	72%	73%	75%	62%
負荷率(%) F/E	88%	90%	84%	87%	84%
最大稼働率(%) E/C	81%	80%	86%	86%	73%
職員数(人)	61	59	62	64	84
損益勘定所属人数 G	52	51	52	53	83
資本勘定所属人数	9	8	10	11	1

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
職員1人あたり 給水人口 B/G (人)	13,865	14,215	13,990	13,745	12,193
職員1人あたり 年間総配水量 D/G (千 m^3)	858	884	881	885	849
供給単価 (千 m^3 あたり) (円) H (注1)	135.5	134.6	133.2	98.9	100.0
給水原価 (千 m^3 あたり) (円) I (注2)	150.3	136.9	129.8	114.2	111.7
(I の内 訳)					
職員給与費	10.9	10.7	10.4	9.8	10.1
支払利息	69.0	64.6	58.4	52.8	46.8
減価償却費	40.6	40.1	39.2	35.3	38.6
その他	29.8	21.4	21.8	16.3	16.1
原価回収率 H/I	90%	98%	102%	86%	89%

(注) 数値は県作成資料によっている。

(注1) 供給単価＝給水収益/年間総配水量

(注2) 給水原価＝{経常費用－(受託工事費＋附帯事業費＋材料及び不用品売却原価)} /年間総配水量

平成13年10月からの庄内地区の供給開始に伴い、普及率（行政区域内人口に対する広域水道用水受水事業体給水人口の割合）は大幅に向上したものの、施設利用率は75%から62%に低下している。なお、厚生労働省に対する事業認可時の目標年次における施設利用率は69.1%～78.5%と計画されている。

原価回収率は若干上昇したが、それでも90%を割っている状況である。

地区別でみた平成13年度の実績は次のとおりである。

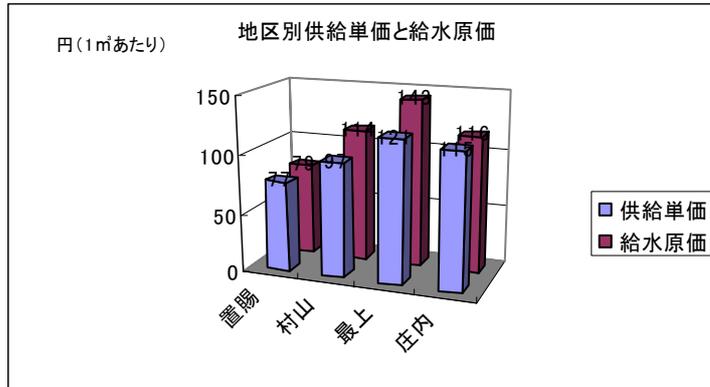
	置賜	村山	最上	庄内
行政区域内人口 (千人) A	176	548	59	289
給水人口 (千人) B	154	527	46	282
普及率	87%	96%	78%	97%
配水能力 (千 m^3 /日) C	26	122	21	141
年間総配水量 (千 m^3) D	9,056	32,628	4,934	10,673

		置賜	村山	最上	庄内
最大配水量 (千 m^3 /日) (注1)	E	26	101	13	87
平均配水量 (千 m^3 /日)	F	24	89	13	65
施設利用率 (%)	F/C	93%	72%	64%	46%
負荷率 (%)	F/E	93%	88%	97%	75%
最大稼働率 (%)	E/C	100%	82%	66%	61%
職員数 (人)		16	22	12	34
損益勘定所属人数	G	15	22	12	34
資本勘定所属人数		1	-	-	-
職員1人あたり 給水人口 (人)	B/G	10,307	23,988	3,913	8,316
職員1人あたり 年間総配水量 (千 m^3) (注2)	D/G	603	1,483	411	702
供給単価 (m^3 あたり) (円)	H	77.0	97.9	121.8	115.8
給水原価 (m^3 あたり) (円)	I	79.0	114.3	143.6	116.9
(I の内訳)					
職員給与費		14.4	6.0	20.7	14.0
支払利息		31.8	55.9	42.6	33.6
減価償却費		17.1	37.0	50.5	56.3
その他		15.7	15.4	29.8	13.0
原価回収率	H/I	97%	85%	84%	99%

(注) 数値は県作成資料によっている。

(注1) 庄内の最大配水量は、給水開始(平成13年10月20日)から1年間における最大値を用いた。(ピークは夏期にあるため)

(注2) 庄内は13年10月20日からの給水開始のため、 $D/G \times 365/163$ で計算している。



供給単価、給水原価ともに置賜地区が最も低く、最上地区が最も高くなっている。最上地区の供給単価と給水原価は、それぞれ置賜地区の1.6倍、1.8倍と同じ県内でありながら大きく差が開いている。原因としては、平成6年度より営業を開始した最上地区は使用水量が約半分であるにもかかわらず、減価償却費と支払利息の合計が置賜地区を上回っており、固定費が約2倍となっている点が挙げられる。一般に、給水開始から年数が経過するほど減価償却費と支払利息は減少する傾向にあり、置賜地区は4地区の中で最も早い時期に給水開始しているため、このような差が生じている。

また、村山地区は最も人口密度が高いにもかかわらず（企業局の受水市町村全体の人口密度は182人/km²であるのに対し、村山地区の人口密度は253人/km²：山形県県勢要覧平成14年刊より）、給水原価は置賜地区の1.5倍となっている。これは、給水原価内訳から明らかなように、多額の設備投資を実施したことにより減価償却費と支払利息の合計額が給水原価の約80%を占め、これらの負担が非常に重くなっているためである。なお、供給単価、給水原価ともに、置賜地区以外は全国平均（下記(b)参照）を上回っている状況である。

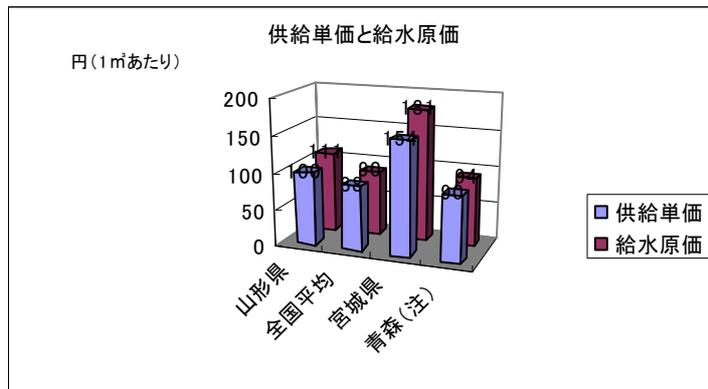
(b) 全国平均及び東北各県との比較

	山形県	全国平均 (23事業者)	宮城県	青森県津軽 広域水道企業 団 (注1)
行政区域内人口(千人) A	1,074	1,870	1,773	381
給水人口(千人) B	1,012	1,780	1,750	358
普及率 B/A	94%	95%	99%	94%
配水能力(千m ³ /日) C	311	517	380	93
年間総配水量(千m ³) D	57,294	129,315	83,654	22,980

	山形県	全国平均 (23 事業者)	宮城県	青森県津軽 広域水道企業 団 (注 1)
最大配水量 (千 m ³ /日) E	228	-	251	74
平均配水量 (千 m ³ /日) F	193	354	229	63
施設利用率 (%) F/C	62%	69%	60%	68%
負荷率 (%) F/E	84%	-	91%	85%
最大稼働率 (%) E/C	73%	-	66%	80%
職員数 (人)	84	-	73	32
損益勘定所属人数 G	83	-	73	32
資本勘定所属人数	1	-	-	-
職員 1 人あたり 給水人口 (人) B/G	12,193	-	23,972	11,187
職員 1 人あたり年間 総配水量 (千 m ³) D/G	849	-	1,145	718
供給単価 (m ³ あたり) (円) H	100.0	88.0	154.4	90.4
給水原価 (m ³ あたり) (円) I	111.7	90.8	181.1	94.2
(I の内訳)				
職員給与費	10.1	8.2	6.6	11.9
支払利息	46.8	29.8	91.6	37.4
減価償却費	38.6	30.6	57.5	29.0
その他	16.1	22.2	25.3	15.9
原価回収率 H/I	89%	97%	85%	96%

(注) 山形県は 13 年度の数値、それ以外は 12 年度の数値 (総務省：地方公営企業年鑑より) を使用している。

(注 1) 東北地方において県営で水道用水供給事業を実施しているのは山形県と宮城県だけであり、比較対象を増やすために東北地方で最も事業規模の大きい水道企業団である当該団体を選定した。



(注) 青森県津軽広域水道企業団

山形県の広域水道の施設利用率は、庄内広域水道が平成13年10月に供給を開始したこともあり、62%と全国平均と比べてやや低い状況である。

また、供給単価と給水原価はいずれも100円/m³以上となっており、原価回収率は宮城県を上回るものの90%を割っている状況である。山形県の末端給水料金は高いといわれているが、用水供給料金でも全国平均と比べて1m³あたり12円高くなっており、更なる供給単価引き下げの努力が求められる。ただし、給水原価の40%を占める支払利息が、今後企業債の償還が進むことにより減少していくため、将来は供給単価の引き下げにつながるものと思われる。

② 財務状況について

(a) 最近5年間の推移

(i) 損益計算書と財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(損益計算書)					
営業収益	6,053	6,073	6,105	4,646	5,736
給水収益	6,052	6,072	6,104	4,645	5,731
その他営業収益	0	0	0	0	4
営業費用	3,634	3,261	3,268	2,883	3,718
原水及び浄水費	1,163	770	821	752	937
送水費	269	273	274	147	171
総係費	386	406	376	325	394
減価償却費	1,814	1,810	1,796	1,658	2,214
営業利益	2,419	2,811	2,836	1,762	2,017
営業外収益	798	757	671	619	569

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
受取利息	60	66	39	35	13
補助金	736	688	625	574	553
その他営業外収益	0	2	5	9	1
営業外費用	3,082	2,913	2,678	2,479	2,684
支払利息	3,082	2,913	2,678	2,478	2,683
雑支出	0	0	0	0	0
経常利益	134	655	829	△ 97	△ 97
特別損失	6	29	69	36	49
当年度純利益	128	626	759	△ 133	△ 146
(財務比率)					
営業収支比率 (注1)	166%	186%	186%	161%	154%
経常収支比率 (注2)	102%	110%	113%	98%	98%
料金収入対企業債 元利金比率 (注3)	87%	101%	121%	111%	97%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 営業収支比率＝営業収益/営業費用

(注2) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用)

(注3) 料金収入対企業債元利金比率＝企業債元利金償還額/給水収益

営業収益は、平成12年度に村山地区と置賜地区の料金改定が行われたことにより、給水収益が大幅に落ち込んでいる。13年度では、庄内地区の給水が開始されたため、減価償却費が増加しているが、営業収益が増加したことで、営業利益は増加に転じている。しかし、営業収支比率と経常収支比率は平成12年度から低下の傾向にあり、特に経常収支比率は100%を割り込み厳しい状況を示している。

なお、料金の算定に当たっては、10年間の基本とする料金算定期間で収支の均衡を図ることとしているが、料金対象費用には年々減少する支払利息等を見込んでいるため、料金算定期間の前半では、赤字基調となる傾向にある。

地区別でみた13年度の実績は次のとおりである。

(単位：百万円)

	置賜	村山	最上	庄内
(損益計算書)				
営業収益	697	3,196	601	1,240
営業費用	427	1,904	498	888
原水及び浄水費	187	378	184	185
送水費	19	111	17	23
総係費	64	205	46	77
減価償却費	155	1,209	249	600
営業利益	270	1,291	103	351
営業外収益	105	401	38	23
うち補助金	101	390	38	23
営業外費用	288	1,825	210	359
うち支払利息	288	1,825	210	359
経常利益	87	△ 132	△ 68	16
特別損失	-	49	-	-
当年度純利益	87	△ 181	△ 68	16
(財務比率)				
営業収支比率	163%	167%	120%	139%
経常収支比率	112%	96%	90%	101%
料金収入対企業債 元利金比率	91%	123%	59%	54%

(注) 数値は決算書によっている。

地区別で見ると、特に村山地区と最上地区の収支が厳しい状況である。これは、支払利息の負担が大きいためである。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(貸借対照表)					
(資産の部)					
固定資産	117,108	127,111	134,246	140,014	144,594
広域水道用水供給設備	74,160	72,446	70,848	69,378	122,672
置賜広域水道用水供給設備	8,415	8,241	8,084	7,957	7,829
村山広域水道用水供給設備	56,577	55,277	54,072	52,976	51,784
最上広域水道用水供給設備	9,167	8,928	8,691	8,444	8,200
庄内広域水道用水供給設備	-	-	-	-	54,858
固定資産仮勘定	42,947	54,664	63,398	70,635	21,922
置賜広域水道建設仮勘定	4,380	5,657	6,360	7,616	9,419
村山広域水道建設仮勘定	-	13	13	27	285
庄内広域水道(南部)建設仮勘定	26,817	33,800	38,262	43,076	12,217
庄内広域水道(北部)建設仮勘定	11,748	15,194	18,762	19,914	-
流動資産	10,039	12,852	12,999	13,946	10,383
資産合計	127,147	139,964	147,246	153,960	154,978
(負債の部)					
固定負債(引当金)	2,648	2,862	3,016	3,024	3,079
流動負債	1,364	2,576	2,124	3,196	697
負債合計	4,013	5,438	5,141	6,220	3,776
(資本の部)					
資本金	84,595	90,518	95,060	95,061	100,699
自己資本金	23,046	28,284	32,093	32,853	38,570
借入資本金	61,549	62,234	62,966	62,208	62,129
イ 企業債	60,779	61,549	62,365	62,208	62,129
ロ 他会計借入金	769	684	601	-	-
剰余金	38,539	44,007	47,044	52,677	50,501
資本剰余金	38,410	43,380	46,285	52,811	50,781
利益剰余金	128	626	759	△ 133	△ 280
資本合計	123,134	134,525	142,105	147,739	151,201
負債資本合計	127,147	139,964	147,246	153,960	154,978

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(財務比率)					
自己資本比率 (借入資本金除く) (注1)	48%	51%	53%	55%	57%
借入金依存度 (注2)	48%	44%	42%	40%	40%
減価償却率 (注3)	18%	20%	23%	24%	15%
固定資産回転率 (注4)	0.05	0.04	0.04	0.03	0.04

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 自己資本比率(借入資本金除く) = (資本合計 - 借入資本金) / 負債・資本合計

(注2) 借入金依存度 = (企業債 + 他会計借入金) / 負債・資本合計

(注3) 減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産取得価額(土地を除く)

(注4) 固定資産回転率 = 営業収益 / 固定資産の期首・期末平均残高

借入金依存度は平成13年度で40%と依然高水準ではあるものの、平成9年度から徐々に改善されてきており、大規模な建設工事はほぼ完了してきていることから、今後も改善が進むものと考えられる。

(b) 全国平均及び東北各県との比較

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	山形県	全国平均 (23事業者)	宮城県	青森県津軽 広域水道企業団
(損益計算書)				
営業収益	5,736	11,396	12,999	2,078
うち給水収益	5,731	11,350	12,902	2,078
営業費用	3,718	7,874	7,509	1,306
原水及び浄水費	937	2,454	1,199	393
送水費	171	663	394	104
減価償却費	2,214	3,944	4,806	666
総係費・その他の費用	394	813	1,108	142
営業利益	2,017	3,522	5,490	772
営業外収益	569	797	1,489	298

	山形県	全国平均 (23 事業者)	宮城県	青森県津軽 広域水道企業団
うち補助金	553	684	1,457	275
営業外費用	2,684	3,860	7,656	860
うち支払利息	2,683	3,843	7,656	860
経常利益	△ 97	459	△ 677	209
特別利益	-	11	1	-
特別損失	49	24	22	-
当年度純利益	△ 146	446	△ 697	209
(財務比率)				
営業収支比率	154%	145%	173%	159%
経常収支比率	98%	104%	96%	110%
料金収入対企業債 元利金比率	97%	56%	120%	72%

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省:地方公営企業年鑑より)を使用している。

山形県の経常収支比率は全国平均と比べて低く、料金収入対企業債元利金比率は全国平均をかなり上回っている。これは、借入金依存度が高いためであるが、料金算定期間の前半であることも影響していると考えられ、今後、支払利息等の減少により収支の改善が見込まれる。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位:百万円)

	山形県	全国平均 (23 事業者)	宮城県	青森県津軽 広域水道企業団
(貸借対照表)				
(資産の部)				
固定資産	144,594	175,685	293,119	28,653
うち広域水道用水供給設備	122,672	140,188	191,687	28,653
うち固定資産仮勘定	21,922	34,417	101,432	-
流動資産	10,383	10,299	10,097	4,752
繰延勘定	-	2	-	-
資産合計	154,978	185,987	303,216	33,406

	山形県	全国平均 (23 事業者)	宮城県	青森県津軽 広域水道企業団
(負 債 の 部)				
固 定 負 債	3,079	16,427	-	88
流 動 負 債	697	2,338	339	81
負 債 合 計	3,776	18,766	339	170
(資 本 の 部)				
資 本 金	100,699	106,317	232,468	20,104
自 己 資 本 金	38,570	35,830	42,525	6,280
借 入 資 本 金	62,129	70,487	189,943	13,824
イ 企 業 債	62,129	69,385	188,383	13,824
ロ 他 会 計 借 入 金	-	1,102	1,560	-
剰 余 金	50,501	60,903	70,409	13,131
資 本 剰 余 金	50,781	60,287	71,761	13,895
利 益 剰 余 金	△ 280	616	△ 1,352	△ 764
資 本 合 計	151,201	167,221	302,877	33,236
負 債 資 本 合 計	154,978	185,987	303,216	33,406
(財 務 比 率)				
自 己 資 本 比 率 (借 入 資 本 金 除 く)	57%	52%	37%	58%
借 入 金 依 存 度	40%	38%	63%	41%
減 価 償 却 率	15%	28%	27%	28%
固 定 資 産 回 転 率 (注 1)	0.04	0.06	0.04	0.07

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省:地方公営企業年鑑より)を使用している。

(注1) 山形県以外は、簡便的に「営業収益/固定資産の期末残高」で計算している。

借入金依存度が全国平均と比べて高いものの、今後は、企業債の発行は少なく償還が中心となる計画のため、計画通り進めば財政状態は改善されるものと見込まれる。

1 2 駐車場事業

(1) 駐車場事業の沿革

平成 元年 4月 駐車場事業の設置
2年 10月 駐車場の供用開始
6年 4月 料金改定

(2) 駐車場事業の内容

駐車場事業は、遊学館等県都中心地域における各種公共施設利用者の利便性を図ると共に、周辺商店街の駐車場不足の解消を目的として、平成元年度より着手し、平成2年10月1日に供用を開始した。

山形市旅籠町三丁目5番10号に300台を収容する地上五階建ての自走式立体駐車場（当初事業費7.7億円）を所有し、時間貸及び定期貸を基本としている。この他、回数券を発行し、また、遊学館の利用者への割引を行い、所期の目的の達成と利用台数の増加に努めている。

(3) 料金

平成6年4月～

駐車場料金

区 分		金額
普通駐車	1時間以内	250円
	1時間を超えて30分ごと	100円
夜間駐車	午後9時30分から翌日午前8時まで	500円

回数券

種 類	発行額
1,000円券（1,100円まで利用可能）	1,000円
3,000円券（3,300円まで利用可能）	3,000円
5,000円券（5,500円まで利用可能）	5,000円
100円券11枚セット	1,000円
200円券11枚セット	2,000円
250円券11枚セット	2,500円
400円券11枚セット	4,000円

定期駐車券

区分	駐車時間	発行額（月額）
昼間定期	午前7時から午後8時まで	11,000円
全日定期	全日（閉鎖時間は入出庫不可）	16,000円

(4) 駐車場事業の経営分析

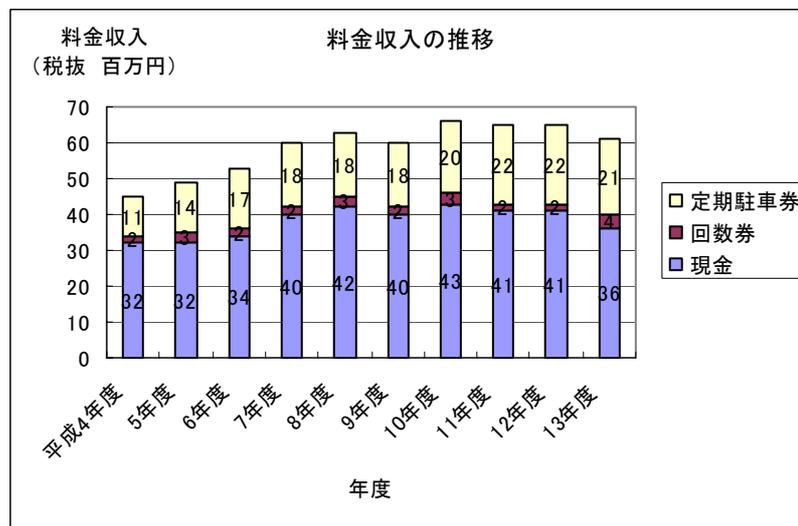
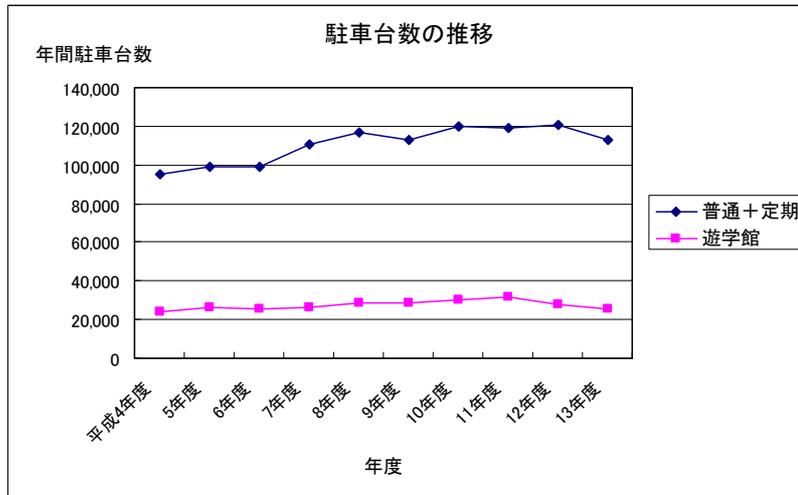
① 事業実績について

(a) 最近5年間の推移

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
総駐車台数（台）	141,628	149,814	151,409	148,210	138,499
普通駐車台数（台）	113,335	119,782	119,391	120,557	113,265
遊学館等利用者（台）	28,293	30,032	32,018	27,653	25,234
利用料金収入（百万円） A	61	67	67	67	63
現金収入（百万円）	40	43	41	41	36
回数券売上（百万円）	2	3	2	2	4
定期駐車券売上（百万円）	18	20	22	22	21
収容台数1台1日あたり料金収入（円） B （A/年間日数/300台）	565	615	610	611	575
駐車場事業費用（百万円） C	67	65	58	51	51
収容台数1台1日あたり原価（円） D （C/年間日数/300台）	619	600	531	473	469
原価回収率 B/D	91%	102%	114%	129%	122%
時間きめ料金 （普通自動車、円）（注1）	250	250	250	250	250
月きめ料金 （全日、円）（注1）	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000

（注）数値は県作成資料によっている。

（注1）駐車料金は平成6年4月1日以降、改定していない。



総駐車台数は、年間 14 万台程度で推移しているが、平成 11 年度をピークに減少に転じている。利用料金収入は年間 60 百万円台で推移しているが、10 年度をピークに減少に転じている。13 年度は現金収入が大きく落込み、回数券売上が増加しているのが特徴的である。

なお、原価回収率は支払利息の減少等により改善されてきている。

(b) 全国平均及び東北各県との比較

	山形県	全国平均 (7 県)	青森県
総 駐 車 台 数 (台)	138,499	208,989	286,525
駐 車 場 使 用 面 積 (m ²)	7,806	11,765	5,974
収 容 台 数 A	300	487	510
1 台あたり建設費(千円)	2,570	3,874	2,211
1 台あたり使用面積(m ²)	26	24	12
利用料金収入(百万円) B	63	129	168
収 容 台 数 1 台 1 日 あたり料金収入(円) C (B/年間日数/A)	575	919	904
駐車場事業費用(百万円) D	51	117	117
収 容 台 数 1 台 1 日 あたり原価(円) E (D/年間日数/A)	469	967	629
(E の 内 訳)			
委 託 料	208	299	301
支 払 利 息	143	135	73
減 価 償 却 費	114	280	131
そ の 他	4	251	124
原 価 回 収 率 C/E	122%	95%	144%
計画駐車台数と実績の比率 (1日平均)	61%	86%	101%

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省：地方公営企業年鑑より)を使用している。

計画駐車台数と実績の比率を見ると、13年度実績で当初計画の61%にとどまっていることから、今後、利用台数や料金収入を伸ばすための努力が求められる。

② 財務状況について

(a) 最近5年間の推移

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(損益計算書)					
営業収益	61	67	67	67	63
営業費用	44	44	39	34	35
うち委託費	19	20	18	21	22
うち減価償却費	16	16	13	13	12
営業利益	17	22	27	32	27
営業外収益	0	0	0	1	0
営業外費用 (全て支払利息)	23	21	19	17	15
経常利益	△ 5	1	8	16	11
当年度純利益	△ 5	1	8	16	11
(財務比率)					
営業収支比率 (注1)	139%	151%	171%	194%	176%
経常収支比率 (注2)	91%	102%	115%	131%	122%
料金収入対企業債 元利金比率 (注3)	76%	67%	62%	56%	42%

(注) 数値は決算書によっている。

(注1) 営業収支比率＝営業収益/営業費用

(注2) 経常収支比率＝(営業収益＋営業外収益) / (営業費用＋営業外費用)

(注3) 料金収入対企業債元利金比率＝企業債元利金償還額/料金収入

平成9年度から12年度まで、営業収支比率と経常収支比率は改善を続けていたが、13年度は若干悪化している。また、12年度までに縁故債の償還が完了したこともあって、料金収入対企業債元利金比率は改善を続けており、13年度においては42%となっている。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(貸借対照表)					
(資産の部)					
固定資産	606	590	577	564	551
有形固定資産	606	590	577	564	551
無形固定資産	0	0	0	0	0
流動資産	28	30	41	61	72
資産合計	635	620	618	625	623
(負債の部)					
固定負債	217	232	251	263	265
他会計借入金	193	205	222	234	237
引当金	24	27	29	28	28
流動負債	1	1	1	6	5
負債合計	218	233	253	269	271
(資本の部)					
資本金	315	284	254	228	212
自己資本金	-	-	-	-	-
借入資本金	315	284	254	228	212
イ 企業債	241	212	184	158	142
ロ 他会計借入金	74	72	70	70	70
剰余金	100	102	111	127	139
資本剰余金	298	298	298	298	298
欠損金	198	196	187	171	159
資本合計	416	386	365	356	351
負債資本合計	635	620	618	625	623
(財務比率)					
自己資本比率 (借入資本金除く) (注1)	15%	16%	17%	20%	22%
借入金依存度 (注2)	80%	78%	76%	74%	72%
減価償却率 (注3)	19%	21%	23%	24%	26%
固定資産回転率 (注4)	0.10	0.11	0.11	0.11	0.11

(注) 数値は決算書によっている。

- (注1) 自己資本比率(借入資本金除く) = (資本合計-借入資本金) / 負債・資本合計
 (注2) 借入金依存度 = (企業債+他会計借入金) / 負債・資本合計
 (注3) 減価償却率 = 有形固定資産減価償却累計額 / 有形固定資産取得価額(土地を除く)
 (注4) 固定資産回転率 = 営業収益 / 固定資産の期首・期末平均残高

自己資本比率(借入資本金除く)及び借入金依存度はいずれも改善されてきているが、依然として負債の割合が大きい。

駐車場事業会計の健全化のためには、例えば他会計借入金は企業局内部での賃借なので、利率の軽減(詳しくは「第3監査の結果及び意見 1企業局共通 (5) 企業債及び他会計借入金について」で触れる)や早期返済等の方策も考えられる。収入増加策や費用削減策を図ることは当然大切だが、借入金により事業を立ち上げているため、このような方策により財務の健全化を図ることも検討すべきである。

(b) 全国平均及び東北各県との比較

(i) 損益計算書及び財務比率

(単位:百万円)

	山形県	全国平均(7県)	青森県
(損益計算書)			
営業収益	63	136	168
営業費用	35	102	103
うち委託費	22	34	56
うち減価償却費	12	35	24
営業利益	27	34	64
営業外収益	0	5	12
営業外費用(支払利息)	15	15	13
経常利益	11	24	63
当年度純利益	11	24	63
(財務比率)			
営業収支比率	176%	133%	163%
経常収支比率	122%	121%	155%
料金収入対企業債元金比率	42%	21%	39%

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省:地方公営企業年鑑より)を使用している。

営業収支比率を見ると上記の中では山形県が最も良いが、経常収支比率では青森県と逆転する。これは、山形県の支払利息負担が全国平均及び青森県と比べて高いためである。また、料金収入対企業債元金比率は最も高くなっている。

(ii) 貸借対照表及び財務比率

(単位：百万円)

	山形県	全国平均 (7 県)	青森県
(貸 借 対 照 表)			
(資 産 の 部)			
固 定 資 産	551	1,345	664
流 動 資 産	72	445	196
資 産 合 計	623	1,790	860
(負 債 の 部)			
固 定 負 債	265	65	1
他 会 計 借 入 金	237	46	-
引 当 金	28	19	1
流 動 負 債	5	168	5
負 債 合 計	271	234	6
(資 本 の 部)			
資 本 金	212	1,206	708
自 己 資 本 金	-	353	384
借 入 資 本 金	212	853	324
イ 企 業 債	142	295	194
ロ 他 会 計 借 入 金	70	557	130
剰 余 金	139	349	145
資 本 合 計	351	1,556	854
負 債 資 本 合 計	623	1,790	860
(財 務 比 率)			
自 己 資 本 比 率 (借 入 資 本 金 除 く)	22%	39%	62%
借 入 金 依 存 度	72%	50%	38%
減 価 償 却 率	26%	31%	41%
固 定 資 産 回 転 率 (注 1)	0.11	0.10	0.25

(注) 山形県は13年度の数値、それ以外は12年度の数値(総務省：地方公営企業年鑑より)を使用している。

(注1) 山形県以外は、簡便的に「営業収益/固定資産の期末残高」で計算している。

山形県は全国平均及び青森県と比べて借入金依存度及び料金収入対企業債元利金比率が高いことが特徴である。

1 3 振興協会

(1) 振興協会の沿革

昭和	58年	4月	基本財産10百万円にて設立 企業局施設保守管理等業務を受託
	59年	2月	主たる事務所を東南村山合同庁舎に移転
	60年	2月	基本財産20百万円に増額
	60年	12月	基本財産30百万円に増額
	62年	4月	山形空港航空灯火施設維持管理業務を受託
平成	2年	10月	県営駐車場の管理を受託
	3年	9月	庄内空港航空灯火施設維持管理業務を受託
	10年	1月	基本財産50百万円に増額
	12年	3月	基本財産70百万円に増額
	13年	4月	主たる事務所を緑町会館に移転 緑町会館の管理を受託

(2) 振興協会の内容

振興協会は、地方公営企業に関する調査・研究及び地方公営企業施設の管理運営を効率的に行うための補完的機関として昭和58年4月に企業局の全額出捐(出捐金10百万円)により設立され、現在の基本財産は70百万円(企業局出捐金30百万円、自己資金40百万円)となっている。

平成13年度末の役職員数は、理事12名(常勤3名、非常勤9名)、監事2名(非常勤)、職員39名(正職員31名、嘱託職員7名、臨時職員1名)で、企業局次長が理事長となっている。

平成13年度の主な事業としては、公益事業として、企業局から施設保守管理等業務を受託するとともに地方公営企業従事職員に対する研修会の開催や文化活動団体の支援事業を実施した。また、収益事業として、山形県土木部及び総務部より施設管理等業務を受託した。

(3) 振興協会の経営分析

① 事業実績について

(a) 最近5年間の推移

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(公 益 事 業)					
(企業局施設保守管理業務)					
技術補助、宿日直業務(日)	2,655	2,827	2,850	2,795	2,560
自動車運転業務(日)	1,642	1,830	1,798	1,377	1,379
事務補助業務(日)	483	950	938	-	-
(駐 車 場 関 係)					
県営駐車場管理業務(台)	141,628	149,814	151,409	148,210	138,499
(緑 町 会 館 関 係)					
緑町会館管理業務(百万円)	-	-	-	-	32
(収 益 事 業)					
蔵王ダム配線電路 巡視点検業務(日)	14	20	15	14	17
蔵王ダム発電所管理業務(日)	21	24	24	23	19
山形空港航空灯火 施設維持管理業務(日)	2,218	2,278	2,233	2,273	2,295
庄内空港航空灯火 電気施設保守業務(日)	2,244	2,357	2,325	2,345	2,374
職 員 数 (人)	61	59	59	38	39

② 財務状況について

(a) 最近5年間の推移

(i) 収支計算書

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(公 益 事 業)					
基本財産運用収入	0	0	0	0	0
事 業 収 入	-	-	-	147	194
繰入金収入	7	-	4	-	17
そ の 他 収 入	0	0	0	0	1

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
収 入 計	7	0	5	149	212
事業費	1	1	3	95	123
管理費	-	-	0	52	65
特定預金支出	20	-	20	-	18
その他支出	-	-	-	5	6
支 出 計	21	1	23	153	213
当期収支差額	△ 13	△ 1	△ 18	△ 4	△ 0
(収 益 事 業)					
事業収益	213	218	218	70	68
事業外収益 (内 補助金)	9 (8)	6 (4)	0 (0)	0 (-)	0 (-)
特別利益	-	-	-	-	0
収 入 計	222	224	219	70	68
受託事業費	183	170	157	49	52
管理費	27	26	45	14	17
事業外費用	-	9	9	3	3
特別損失	0	12	0	0	0
特定預金支出	-	-	-	-	8
繰 出 金	7	-	4	-	17
固定資産取得費	-	-	-	2	-
法人税等充当額	3	2	2	0	0
支 出 計	221	220	219	71	97
当期収支差額	0	3	0	△ 1	△ 29

(注) 数値は決算書によっている。

(ii) 貸借対照表の推移

(単位：百万円)

	平成9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(貸借対照表)					
(公益事業)					
流動資産	43	42	24	25	35
基本財産	50	50	70	70	70
その他の固定資産	9	9	9	9	27
資産合計	103	101	103	105	133
流動負債	-	-	-	4	15
固定負債	-	-	-	18	18
負債合計	-	-	-	23	34
正味財産	103	101	103	81	99
負債・正味財産合計	103	101	103	105	133
(収益事業)					
流動資産	88	83	86	68	38
固定資産	1	0	0	2	10
資産合計	90	84	87	70	48
流動負債	27	18	24	4	2
固定負債	30	30	27	11	12
負債合計	58	48	51	15	14
正味財産	32	35	36	54	33
負債・正味財産合計	90	84	87	70	48

(注) 数値は決算書によっている。

第3 監査の結果及び意見

監査の結果、企業局の財務事務及び事業の管理については、概ね適正になされているものと認められたが、下記の指摘事項が見受けられた。

なお、「改善策」は対応を要する事項であり、「意見」は附帯意見として記述した事項である。

1 企業局共通

(1) 料金算定方法について

電気事業、工業用水道事業及び水道用水供給事業における料金算定方法は、以下のようになっている。

① 電気事業

電気事業における供給先は東北電力㈱及び建設省(現国土交通省)となっている。平成12・13年度に関する料金の改定は平成12年3月に行われ、東北電力㈱と交渉の上、平成12年3月8日に電力受給契約書が締結されている。また、その結果を受けて、建設省に対する料金も平成12年3月に改定がなされている。

平成11年5月改正以前の電気事業法においては、料金について通商産業大臣の認可が必要とされており、料金の算定については資源エネルギー庁が公表している「卸供給料金審査要領(公営)」に基づいて算定されていた。料金は基本的に総括原価に適正な利潤を加えた金額になるように算定されている。総括原価は実績及び合理的な将来の予想に基づいて算出されることとされており、発生主義に基づいて算出されるべきものと考えられる。

② 工業用水道事業

工業用水道料金の算定は「工業用水道料金算定要領」に基づいている。「工業用水道料金算定要領」は、昭和57年6月に初めて規定されて以来、平成3年4月の改定を経て、現行は平成11年7月に規定されたものとなっている。「工業用水道料金算定要領」によれば、「料金は定額制又は定率制をもって定めるものとし、この場合に決定された料金をもって算定した料金収入額は、総括原価と一致するものでなければならない」とされている。ここで、総括原価を構成する営業費用の算定については、「実態を考慮し適正に算定した額を見積る」となっており、発生主義を基本とする地方公営企業法の考え方を踏襲するものと考えられる。

③ 水道用水供給事業

水道料金算定に当っては、地方公営企業法第 21 条第 2 項の定めるところにより公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することを基本としている。「適正な原価」を算出するには発生主義に基づいて将来費用を見積る必要があると考えられる。

上記のとおり、料金算定の基礎となる総括原価の見積りにおいては各事業とも発生主義に基づくべきものと考えられる。しかし、現状では、以下のように必ずしも発生主義に基づかないで見積られていると考えられる項目が混在している。

① 電気事業

- ・ 退職給与金繰入額…基準賃金の 100 分の 20 相当額
- ・ 修繕費…設備の種別毎に標準的な修繕単価を乗じて算出した額

なお、平成 12 年 3 月 21 日以降施行されている改正後の電気事業法「卸供給料金算定規則」においては、退職給与金、修繕費双方について「実績値及び合理的な将来の予測値を基に算定した額」として算定することになっている。平成 14・15 年度に関する料金の改定に当っては、退職給与金は将来 4 年間の平均額、修繕費については個別見積りにより算定した額を採用している。

② 工業用水道事業

- ・ 退職給与金繰入額…給料の 15%と仮定して見積り
- ・ 修繕費…修繕対象固定資産の 0.5～1.0%と仮定して見積り

③ 水道用水供給事業

- ・ 退職給与金繰入額…給料の 15%と仮定して見積り
- ・ 修繕費…修繕対象固定資産の 0.20～0.25%と仮定して見積り

(意見)

各事業において料金算定の基礎となる総括原価の見積りは、発生主義に基づいて行う必要がある。退職給与金繰入額は退職給与規程に基づき当該年度に発生すると見積られる金額を計上し、また、修繕費は修繕計画に基づき当該料金算定期間に発生すると認められる金額を均分して各年度に計上するべきである。

(2) 固定資産について

① 固定資産台帳の整備について

固定資産を取得したときには、山形県公営企業固定資産管理規程第 13 条により、様式第 5 号に基づく固定資産台帳を調製する必要がある。

様式第 5 号に基づく固定資産台帳は、資本剰余金にかかる負担金、補助金（一般）、補助金（国庫）、受贈額を記載する様式となっている。

現在、固定資産台帳はコンピュータシステムで管理しているが、従前のシステムは、手書きの固定資産台帳があったため資本剰余金の内容についてのデータを保有しておらず、現システム移行の際、資本剰余金のすべてを工事負担金として処理している。

そのため、固定資産台帳上、資本剰余金がすべて工事負担金に整理されてしまい、様式第 5 号に基づく固定資産台帳が適切に作成されていない。

また、固定資産台帳上の資本剰余金の工事負担金、補助金、受贈額の金額と、決算書上の工事負担金、補助金、受贈財産評価額との間に整合性が見られない会計がある。

なお、平成 13 年度末の固定資産台帳上の資本剰余金の分析が終了していないため、決算書上の工事負担金、補助金、受贈財産評価額との差異は調査中であるが、12 年度末の固定資産台帳上の資本剰余金を分析したところ、決算書上の工事負担金、補助金、受贈財産評価額との間に以下の差異が生じていた。

(電気事業)

(単位：千円)

	固定資産台帳分析	決算書計上金額	差	額
受贈財産評価額	659	659		—
工事負担金	376,701	376,709	△	7
補助金	127,779	127,779		0
合計	505,141	505,149	△	7

(水道用水供給事業)

(単位：千円)

	固定資産台帳分析	決算書計上金額	差	額
受贈財産評価額	41,417	41,417		—
工事負担金	577,570	577,903	△	333
補助金	22,162,114	22,173,880	△	11,765
合計	22,781,102	22,793,201	△	12,098

(改善策)

固定資産台帳上の資本剰余金について内容を精査し、貸借対照表上の資本剰余金の内訳科目との間に整合性が取れるようにするとともに、その内容を固定資産台帳に反映させる必要がある。

② 固定資産除却損について

固定資産を除却した時は、当該固定資産の取得価額から減価償却累計額を控除した額を固定資産除却損として処理すべき旨が財務規程第 95 条に規定されており、財務規程の別表一勘定科目表上では、営業費用の内訳として「固定資産除却費」が記されている。

企業局の各事業について、「固定資産除却費」の勘定処理科目を確認したところ、以下の事業については、固定資産除却費の一部につき、特別損失として処理されていた。

(単位：千円)

事業名	金額
電気事業	56,915
公営企業資産運用事業	11,352
水道用水供給事業	49,130

(改善策)

特別損益の部に処理すべき事項として、「特別損益の計上限度額並びに撤去費用の資本的支出処理限度額について」(昭和 53 年 2 月 1 日)によれば、「固定資産売却損益、過年度損益修正損益及び災害損失等で、それぞれについてその総額が 200 万円を超える場合」と規定されている。

したがって、特別損益の部に処理すべきものは上記の事項に限られていると考えられるため、固定資産除却費は特別損失ではなく、営業費用として処理すべきである。

固定資産除却費について営業費用として処理した場合、電気事業については、営業利益及び経常利益が 56,915 千円少なく計上され、公営企業資産運用事業については、営業利益及び経常利益が 11,352 千円少なく計上される結果となる。また、水道用水供給事業については、営業利益が 49,130 千円少なく計上され、経常損失が 49,130 千円多く計上される結果となる。

③ 工事費の修繕費、改良費の区分について

現在、工事費を修繕費にするか改良費にするか明確な基準がなく、個々の事例ごとに判断しているため、以下の事実が発生している。

平成 13 年度において、三川制御所新館建物改装工事（契約金額 43,750 千円）が行われている。この改装工事は、三川制御所新館が北部発電管理事務所の単独事務所体制となることから、1 階と 2 階に分かれている事務室を 2 階に集約するためのものである。この工事について企業局では、三川制御所新館そのものには、新たに建物の機能向上、耐用年数の延長等がなされていないと考えすべてを修繕費としている。しかし、フロアごとに考えた場合、事務室から宿直室等に機能が変化している部分があると考えられることから、この工事の一部について、新しく内装工事を行ったものとし改良費として処理することが妥当である。

また、蘇岡発電所隧道工事（契約金額 130,393 千円）は、隧道のコンクリート部分が水流等により削られたため、隧道を鋼材等で補強する工事である。この工事について企業局では、隧道の補修であり、機能の向上、耐用年数の延長等がなされていないと考えすべてを修繕費としている。しかし、コンクリートだけではなく鋼材で補強しており、機能向上、耐用年数の延長がなされているとも考えられることから、新たな構築物の取得とし改良費としての処理も検討すべきであったと思われる。

（改善策）

固定資産に対する修繕等の支出については、単なる能率の維持に相当するものとそうでない能率の向上に該当するもの及び耐用年数の延長に相当するもの等とに分別し、前者については収益的支出とし、後者については資本的支出として処理することが必要となる。

工事費を修繕費とするか改良費にするかについて、画一的に会計処理が行えるよう基準を策定し、実際の工事内容に基づいて、修繕費として処理するか改良費として処理するかを決定することが必要である。

(3) 出資金について

出捐金は、地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号の公有財産に該当し、資産計上しなければならない（昭和 38 年 12 月 19 日行政実例）。企業局では出捐金の一部負担として、一般会計へ繰り出した金額について出資金として会計処理を行っているが、一般会計においても企業局が負担した金額分を含めた全額を財産として認識しているため、同一の出資について企業局と一般会計とで二重に資産として計上された状況となっている。その内訳は次のとおりである。

(金額：千円)

区分	名称	金額	支出年度	摘要
電気事業会計	(財) 山形県 企業振興公社	500,000	昭和 58～62 年度	旧名称は (財) 山形県テクノポリス財団
電気事業会計 及び 公営企業資産 運用事業会計	(財) 山形県 生涯学習文化財団	800,000	平成 3～6 年度	
電気事業会計	(財) 山形県 みどり推進機構	300,000	昭和 61 ～平成 3 年度	
公営企業資産 運用事業会計	(財) 山形県 農業振興機構	250,000	昭和 61～ 平成 2 年度	旧名称は (財) 山形県農林水産業ハイテクノロジー開発振興基金
合 計		1,850,000		

上記「金額」は、企業局及び一般会計で二重に「出資金」として計上されている金額である。

(改善策)

企業局で出資金としている金額については、出資者を企業局にもどすか、一般会計への繰出金として訂正処理を行うことが必要である。

(4) 借り上げ公舎の敷金について

以下の事業につき、借り上げ公舎の敷金が支払い時の費用として処理されている。

(単位：千円)

事業名	件数	金額
電気事業	1件	96
工業用水道事業	1件	100
水道用水供給事業	8件	898
合 計	10件	1,094

(改善策)

借り上げ公舎の敷金は、契約上解約時に返還されることになっているため、資産計上を要する。

(5) 企業債及び他会計借入金について

① 未払利息の計上について

企業会計では、期間損益計算を適正に行わしめるために、定期預金の利息や借入金の利息等の時間の経過に伴って発生する収益及び費用について、現金主義（現金または預金での受取りや支払い時に収益・費用を計上する）で計上するのではなく、発生主義（期間の経過に対応して収益・費用を計上する）で計上することとなっている。

また、地方公営企業法第 20 条第 1 項においても「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」とされている。

現在、各事業における企業債の支払利息については、現金主義で計上されているが、仮に平成 13 年度で企業債の支払利息を発生主義によって計上した場合には、支払利息に 98,558 千円、建設仮勘定に 5,106 千円が未払利息として計上されることになる。事業ごとの内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	支払利息未計上額	建設仮勘定未計上額	未払利息合計
電気事業	4,470	2,702	7,172
工業用水道事業	528	-	528
水道用水供給事業	93,259	2,404	95,663
駐車場事業	301	-	301
合計	98,558	5,106	103,664

(改善策)

企業債及び他会計借入金の支払利息については、企業会計及び地方公営企業法第 20 条第 1 項に基づいて期間損益を適正に行うために、発生主義によって支払利息を計上することが必要である。

なお、金額的重要性がない場合には、現金主義によって支払利息を計上することも容認される。

② 他会計借入金の償還時期について

県の「企業局内部会計資金貸付要領」によれば、内部貸付金の償還期限は原則として 10 年を限度とし、管理者が特に認めた場合は期限を延ばすか期限を定めないことができるものとされている。

しかし、平成 13 年度末においては、「企業局内部会計資金貸付要領」の例外規定を適用して償還時期が 10 年超または「財政上償還しうるとき」となっているものが、

下記のとおり、相当の割合を占めている。

(単位：件数)

事業名	借入件数	償還終期が 10年以内	償還終期が 10年超	償還終期が 「財政上償還 しうるとき」
工業用水道事業	23	3	15	5
公営企業資産運用事業 (本来事業)	3	3	-	-
公営企業資産運用事業 (附帯事業)	9	-	9	-
駐車場事業	14	-	13	1
合計	49	6	37	6

(意見)

「企業局内部会計資金貸付要領」の原則が守られていないケースのほうが圧倒的に多い。特に償還終期が「財政上償還しうるとき」とされているものについては、事業会計ごとの経営努力を促すためにも償還時期を設定することが望ましい。

なお、平成15年1月1日より償還時期をすべて設定している。

③ 他会計借入金の利率について

県の「企業局内部会計資金貸付要領」によれば、内部貸付金の利率は原則として貸付日の出納取扱金融機関の総括店におけるスーパー定期預金の利率となっている。しかし、定期預金の利率は変動するので、仮に、現在の市場金利を適用すると利率は0.03%となる。(平成14年12月現在のスーパー定期預金利率)。一部、金利の高い時期に借り入れたものについては貸付条件の変更を行っているものもあるが、平成13年度末において、貸付条件が現行の金利情勢から乖離していると思われるものは次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	未償還残高	利率	備考
工業用水道事業	20,800	5.0%	福田工業用水道関係
〃	14,600	4.5%	福田工業用水道関係
〃	16,000	3.39%	福田工業用水道関係
〃	12,500	3.39%	福田工業用水道関係
〃	43,400	4.75%	福田工業用水道関係
駐車場事業	20,000	4.75%	
〃	25,000	3.39%	

これらの借入金は利率が近年の実勢利率と比べて高いため、各事業の採算性を圧迫しているものと考えられる。

仮に、福田工業用水道事業について現在の市場金利 0.03%を適用すると、利息負担は 32 千円となり、現行の支払利息 4,737 千円と比べて大幅に減少することから、同事業の収支は大幅に改善されることになる。

(改善策)

他会計借入金に利息を設定すること自体は、各事業の経営努力を促したり余剰資金の運用という観点からは意義があると考ええる。しかし、他会計借入金は、結局は企業局内部での貸借であり、利息についても会計間の資金移動にとどまる。企業債と異なり外部に支払う利息ではなく、組織内部のため貸付条件の変更も容易と考えられるので、適宜、利率の変更等について見直す必要がある。

なお、平成 15 年 1 月 1 日より、上表の他会計借入金は全て利率を 0.03%に変更している。

(6) 引当金の計上について

企業会計では、期間損益計算を適正に行わしめるために、引当金を計上するが、その要件は

- ・ 将来の特定の費用または損失であって
- ・ その発生が当期以前の事象に起因し
- ・ 発生の可能性が高く
- ・ その金額を合理的に見積ることができる

こととなっている。

また、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」第三の九項(二)1では、「地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化をはかるため」引当金を計上することができることとなっている。

企業局においても、

退職給与引当金 (電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業)

修繕準備引当金 (電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業、駐車場事業)

渇水準備引当金 (電気事業)

が計上されているが、企業会計上の引当金の要件に合致していないものや、その計算方法が企業会計上の引当金の計算方法と比較して合理的でないものがある。

① 退職給与引当金

退職給与引当金は、将来において職員等が退職した場合に支給する退職給与金の支払いに備えて計上するものであり、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」第三の九項（二）3では、「事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること」となっている。

電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業において計上されている退職給与引当金については、実際に支出した退職給与金が予算で計上された退職給与金（電気事業では料金原価繰込額、工業用水道事業、水道用水供給事業では給与、扶養手当、調整手当の合計額（予算ベース）の15%の金額）よりも少なければ引当金に繰入れ、多ければ引当金を取崩している。

公営企業資産運用事業において計上されている退職給与引当金は、昭和59年までに公営企業資産運用事業として繰入れられたものと平成12年度においてガス事業の民間譲渡に伴いガス事業で計上していた退職給与引当金を引き継いだものとなっており、13年度では退職給与引当金の繰入れ、取崩しは行われていない。

電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業において計上されている退職給与引当金は、予算額と実際の支出額との差額を繰入れまたは取崩した結果としての残高で、繰入額を合理的に算定しておらず、残高そのものについても企業会計における引当金としての合理性がない。

公営企業資産運用事業においては専任の職員が存在していないため、退職給与金の負担がないことから、同事業において計上されている退職給与引当金は、企業会計における引当金の要件に合致していないものとなっている。

13年度の退職給与引当金の計上状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成12年度末	繰入額	取崩額	13年度末
電気事業	1	49,594	—	49,595
工業用水道事業	19,458	6,200	—	25,658
公営企業資産運用事業	118,556	—	—	118,556
水道用水供給事業	123,453	45,779	—	169,233
合計	261,470	101,573	—	363,044

(単位：千円)

事業名	退職給与金予算	退職給与金 実際支払額	引当金繰入額
電気事業	78,800	29,205	49,594
工業用水道事業	6,200	—	6,200
公営企業資産 運用事業	—	—	—
水道用水供給事業	53,200	7,420	45,779
合計	138,200	36,626	101,573

(意見)

「地方公営企業法および同法施行に関する命令の実施についての依命通達」第三の九項(二)3によれば、電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業においては、期末退職金要支給額の100%を積み立てることが適当であるとされている。

また、公営企業資産運用事業においては、計上されている退職給与引当金残高の全額を取崩して特別利益として計上する必要がある。

各事業の当年度末引当金の残高及び退職金要支給額は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	引当金残高	退職金要支給額	差額
電気事業	49,595	775,703	△ 726,107
工業用水道事業	25,658	76,713	△ 51,054
公営企業資産 運用事業	118,556	—	118,556
水道用水供給事業	169,233	688,478	△ 519,245
合計	363,044	1,540,895	△ 1,177,851

なお、山形県においては、企業局から知事部局(逆も同様)への異動があった場合の退職給与金の費用負担に係る取扱いについての規定はなく、異動による退職給与金相当についての費用負担のやりとりは行なわれていない。

将来的には、退職給与金の支払を退職者の勤続期間の割合に応じて各部局等で負担し、その支出に備えるために退職給与引当金を各部局で計上するなど退職給与金の取扱いを県全体として検討する必要があると考える。

② 修繕準備引当金

修繕準備引当金は将来発生することが予想される多額の修繕に備えるための引当金であり、企業会計上、引当金の要件に合致すれば、その計上が求められる。「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」第三の九項(二)2では、修繕を大規模修繕のケースと通常の修繕のケースとに分けて規定し、大規模修繕のケースでは「当該修繕費を各事業年度に均分した額」を、通常の修繕のケースでは「当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等」を各事業年度の費用として計上すべき基準額とすることが適当であるとしている。

電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業、駐車場事業において計上されている修繕準備引当金については、予算で計上された修繕費(下記参照)から、実際に支出した修繕費を差し引いて、実際に支出した修繕費が予算で計上された修繕費よりも少なければ引当金に繰入れ、多ければ引当金を取崩している。

予算計上基準

事業名	予算計上基準
電気事業	料金原価織込額
工業用水道事業	(酒田工業用水道事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の帳簿価額に0.5%を乗じた額
	(八幡原工業用水道事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の帳簿価額に0.5%を乗じた額
	(福田工業用水道事業) 計上しない
公営企業資産運用事業	(本来事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の帳簿価額に0.5%を乗じた額
	(附帯事業) 計上しない

会 計	予算計上基準
水道用水供給事業	(置賜広域水道用水供給事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の帳簿価額に0.2%を乗じた額
	(村山広域水道用水供給事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の帳簿価額に0.2%を乗じた額
	(最上広域水道用水供給事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の帳簿価額に0.3%を乗じた額
	(庄内広域水道用水供給事業) 土地、共有資産、無形固定資産を除く稼動固定資産の料金算定時の帳簿価額に0.25%を乗じた額
駐車場事業	計上しない

企業局において計上されている修繕準備引当金は、予算額と実際の支出額との差額を繰入れまたは取崩した結果としての残高で、繰入額及び取崩額と実修繕費との間に合理的な対応関係がなく、残高そのものについても企業会計における引当金としての合理性がない。

平成13年度の修繕準備引当金の計上状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	平成12年度末	繰入額	取崩額	13年度末
電気事業	311,753	590	99,853	212,490
工業用水道事業	258,348	20,113	6,626	271,834
公営企業資産 運用事業	4,357	934	544	4,748
水道用水供給事業	2,901,151	109,759	100,823	2,910,086
駐車場事業	28,654	—	—	28,654
合計	3,504,264	131,397	207,847	3,427,814

(単位：千円)

事業名	修繕費予算額	修繕費 実際支払額	引当金繰入額 または取崩額(△)
電気事業	292,975	392,238	590 △ 99,853
工業用水道事業	27,449	13,962	20,113 △ 6,626
公営企業資産 運用事業	2,569	2,179	934 △ 544
水道用水供給事業	212,077	203,141	109,759 △ 100,823
駐車場事業	—	—	—
合計	535,070	611,520	131,397 △ 207,847

(意見)

「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」第三の九項(二)2によれば、大規模修繕については当該修繕費を各事業年度に均分した額を引当金として計上し、通常の修繕については、当該事業年度前数事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等を引当金として計上することが適当である。

したがって、修繕準備引当金については、将来の修繕計画が存在する場合には、当該計画に基づいて当年度発生額を引当てるべきである。また、将来の修繕計画が存在しない場合は、引当金の計上のための合理的な根拠を欠くことになるため修繕準備引当金残高の全額を取崩して特別利益として計上する必要がある。

なお、各事業の修繕中長期計画は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

事業名	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
電気事業	423,447	313,587	315,940	465,595	166,995
工業用水道事業	68,941	22,761	19,367	52,110	28,651
水道用水供給事業	316,277	279,922	140,907	246,367	359,525

③ 渇水準備引当金

渇水準備引当金は、「渇水準備引当金に関する省令」(昭和 40 年通商産業省令第 56 号) 第 2 条第 2 項、第 3 条第 2 項及び第 4 条第 1 項第 2 号の規定によりその計上が定められており、引当額の計算は以下の式により行われる。

渇水準備引当金繰入額 = ((水力販売電力量料金収入の実績値) - (水力販売電力量料金収入の予定値)) - 水力発電単位あたり運転費の予定値 × ((水力発電電力量の実績値) - (水力発電電力量の予定値))

上記の式から明らかなおり、算出値がプラスであれば繰入れ、マイナスであれば取崩しとなり、繰入額又は取崩額は営業収益の調整項目として処理されている。したがって、渇水準備引当金は、将来発生する可能性の高い費用又は損失を合理的に見積もった結果計上されたものとは推定し難く、営業収益の平準化を目的とした利益留保性の高いものと考えられる。

過去 5 年間の渇水準備引当金の繰入れ・取崩し状況は以下の表のとおりである。

(単位：千円)

	平成 9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度
繰入額					
取崩額 (△)	16,826	11,341	△14,638	△5,038	2,524
引当金 期末残高	140,236	151,577	136,939	131,901	134,425

(意 見)

電気事業で計上されている渇水準備引当金は、会計上の引当金の考え方に馴染まず、営業収益の平準化という意味合いが強く、利益留保性引当金としての性格が強いと考えられる。

(7) 契約について

① 工事契約における一般競争入札の適用状況について

企業局における工事の入札・契約制度は、知事部局と同様となっており、平成 13 年度においても、知事部局で導入した「公共工事に係る入札・契約制度の改善」を適用している。

平成 13 年度では、設計金額 40,000 千円以上の工事については、原則全工種、一般競争入札(条件付き)を適用し、設計金額 40,000 千円未満の工事については指名競争入札を適用するが、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づき予定価格が 2,500 千円を超えない場合等については随意契約を適用することとしている。

平成 11・12 年度においては、一般競争入札の適用工事規模は土木工事で 10 億円以上、建築工事で 15 億円以上となっていたことから、13 年度では一般競争入札の適用範囲が大幅に拡大している。

また、14 年度からは一般競争入札（条件付き）の対象工事を、原則として設計金額 10,000 千円以上に拡大している。

企業局における 13 年度の工事契約における平均落札率の状況は次のとおりであり（1 件の契約額 1,000 千円以上の契約のみ集計。また、工事負担金としての支出を除く）、随意契約の適用理由はすべて地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく金額基準によっている。

企業局全体の工事契約（1,000 千円以上の工事のみ）

（単位：千円）

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
一般競争入札	11	718,149	666,277	51,872	92.8%
指名競争入札	76	895,160	848,496	46,664	94.8%
随意契約	19	36,884	33,844	3,040	91.8%
合計	106	1,650,194	1,548,618	101,576	93.8%

電気事業

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
一般競争入札	6	462,598	439,635	22,963	95.0%
指名競争入札	20	110,678	102,650	8,028	92.7%
随意契約	7	12,398	11,991	407	96.7%
合計	33	585,675	554,276	31,399	94.6%

工業用水道事業

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
指名競争入札	7	31,647	29,400	2,247	92.9%
随意契約	1	1,743	1,260	483	72.3%
合計	8	33,390	30,660	2,730	91.8%

公営企業資産運用事業

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
一般競争入札	1	42,809	42,000	809	98.1%
指名競争入札	2	7,669	7,203	466	93.9%
随意契約	3	5,538	4,798	740	86.6%
合計	6	56,017	54,001	2,016	96.4%

水道用水供給事業

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
一般競争入札	4	212,741	184,642	28,099	86.8%
指名競争入札	47	745,166	709,243	35,922	95.2%
随意契約	8	17,204	15,794	1,409	91.8%
合計	59	975,111	909,680	65,431	93.3%

なお、過去3年間における企業局全体の工事契約（平成11・12年度は予定価格2,500千円以上、13年度は予定価格1,000千円以上）にかかる平均落札率の状況は次のとおりとなっている。

平成11年度	12年度	13年度
95.2%	96.7%	93.8%

平成13年度の契約額1,000千円以上の工事のうち、一般競争入札の占める割合は契約額ベースで43.0%、件数ベースで10.4%となっている。指名競争入札が圧倒的に多いが、一般競争入札のほうが落札率は低い。特に金額の大きい水道用水供給事業において顕著になっている。また、年度別の平均落札率を見ると、一般競争入札の適用範囲が大幅に引き下げられた13年度は12年度と比べて平均落札率は大きく低下している。

(意見)

平成13年度において、知事部局と同様に企業局では40,000千円という金額基準で一般競争入札と指名競争入札の適用を区分しているが、例えば、水道用水供給事業の中には予定価格が20,000～30,000千円台であって一般競争入札による工事と同じ内容の工事も多い。このような工事については、一般競争入札を導入すれば、一層のコスト削減が図れる可能性もある。この点については、14年度より一般競争入札の適用範囲が拡大しており、もし13年度に14年度と同様の基準を適用してい

れば、一般競争入札の占める割合は契約額ベースで 83.4%（13 年度は 43.0%）、件数ベースで 33.0%（13 年度は 10.4%）と大幅に拡大していたことになる。

今後は、一般競争入札の適用範囲の拡大により、その成果として工事コストの削減につながっていくものと期待される。

② 委託契約における随意契約について

企業局における委託契約の方法は、知事部局と同様となっており、世界貿易機関（WTO）の「政府調達に関する協定」を受けて制定された「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令」（以下「WTO 特例政令」という。）に基づき一般競争入札により行われるもの（平成 13 年度は 33,000 千円以上）を除き、原則として指名競争入札を適用する。ただし、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づき、予定価格が 1,000 千円を超えない場合等については随意契約を適用している。工事契約の場合と異なり、「WTO 特例政令」以外は一般競争入札を適用しておらず、公募型指名競争入札の採用もされていない。なお、随意契約の場合は複数の業者から見積書を徴取することが原則となっている。

企業局における平成 13 年度の委託契約の状況は次のとおりであった（1 件契約額 1,000 千円以上の契約のみ集計。また、単価契約のものや予定価格を設定していない契約を除く）。

企業局全体の委託契約（1,000 千円以上の委託のみ）（単位：千円）

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
指名競争入札	72	288,999	250,444	38,555	86.7%
随意契約	22	133,514	129,638	3,875	97.1%
合計	94	422,514	380,082	42,431	90.0%

電気事業（単位：千円）

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
指名競争入札	22	47,955	41,536	6,418	86.6%
随意契約	3	11,886	11,655	231	98.1%
合計	25	59,841	53,191	6,650	88.9%

工業用水道事業

(単位：千円)

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
指名競争入札	6	29,257	17,606	11,650	60.2%
随意契約	3	23,831	22,869	962	96.0%
合計	9	53,089	40,475	12,613	76.2%

公営企業資産運用事業

(単位：千円)

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
指名競争入札	1	1,426	1,260	166	88.3%
随意契約	3	21,731	21,546	185	99.1%
合計	4	23,158	22,806	352	98.5%

水道用水供給事業

(単位：千円)

	件数	予定価格	契約額	差額	平均落札率
指名競争入札	43	210,360	190,040	20,319	90.3%
随意契約	13	76,064	73,568	2,496	96.7%
合計	56	286,424	263,609	22,815	92.0%

委託契約のうち、随意契約の割合は、契約額ベースで計算すると 34.1%であり、件数ベースでは 23.4%となっている。工事契約の場合は、それぞれ 2.1%、17.9%であるのに比べて非常に高くなっている。なお、随意契約の適用理由別の内訳は次のとおりである。

理由 事業名	A 金額基準	B 性質・目的 が適しない	C 公の施設	合計	うち複数見 積りを取っ たもの
電気事業	—	3	—	3	—
工業用水道事業	—	3	—	3	—
資産運用事業	—	3	—	3	—
水道用水供給事業	2	11	—	13	3
合計	2	20	—	22	3

(注) 理由 A・・・地方自治法施行令 162 の 2 第 1 項 1 号に基づくもの

B・・・地方自治法施行令 162 の 2 第 1 項 2 号に基づくもの

C・・・地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づくもの

今回の監査では1件あたり1,000千円以上の契約に絞っているため、委託契約については「A 金額基準」による随意契約はないはずなのだが、実際には2件がAの理由で随意契約となっていた。この2件は水道用水供給事業の管路点検業務と浄水場除雪排雪業務であり、いずれも予定価格が1,000千円を超えていたが、これは、委託契約ではなく工事契約の金額基準を用いてしまったために随意契約が適用されていたものである。

(改善策)

この2件の契約の内容は工事ではなく委託である。よって、地方自治法施行令に基づき本来は指名競争入札を適用すべきであった。今後はこのような誤りが起きないように、担当者の認識を徹底するとともに決裁等での上位者による十分な点検と確認を行う必要がある。

(意見)

上表のとおり、随意契約の理由はBの「契約の性質や目的が競争入札に適しないため」という場合が圧倒的に多い。中でも、公的団体への委託や設備の保守点検が目立っている。これらの業務は、ほとんどが「公的団体の設立趣旨に基づいて」や「製造者独自の技術が使用されており、他の者に行わせるのは不可能なため」という理由で随意契約となっている。

しかし、本来例外的方法であるはずの随意契約が、契約額ベースで34.1%も占めているのは望ましいことではない(今回は1,000千円以下の契約を除いているため、これらの契約を含めると割合はもっと多くなる)。

なお、これらの業務には毎年度契約しているものもあり、主なものについての過去3年間の契約額の推移は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

業務名 (事業名)	委託先	11年度	12年度	13年度	3年間の 変化率
振興協会への 業務委託 (企業局全体)	振興協会	149,454	145,860	194,508 (注)	30%
長井制御所電算機 システム年間保守 (電気事業)	(株)A社	4,935	4,945	4,935	0%

業務名 (事業名)	委託先	11年度	12年度	13年度	3年間の 変化率
木川ダムコン及び木川・ 白川放流警報装置年間 保守業務委託 (電気事業)	(株)B社	3,413	3,150	3,150	△ 8%
三川制御所情報記録及び 制御装置保守業務委託 (電気事業)	(株)C社	5,817	5,670	3,570	△ 39%
笹野浄水場・量水所・ 八幡原浄水場計装設備 点検委託業務 (工業用水道事業) (水道用水供給事業)	(株)D社	2,678	2,363	2,100	△ 22%
置賜地区水質検査業務委託 (工業用水道事業) (水道用水供給事業)	(財)山形県 理化学分析 センター	9,248 (単価契約)	9,583	9,401	2%
県民ゴルフ場管理業務委託 (資産運用)	ゴルフ場 管理公社	143,327	151,141	130,310	△ 9%
笹野浄水場計算機関係 年間保守業務委託 (水道用水供給事業)	(株)E社	2,678	2,363	2,268	△ 15%
村山広域水道計装設備 年間保守業務委託 (水道用水供給事業)	(株)F社	10,080	10,080	9,975	△ 1%
村山地区広域水道 水質検査業務委託 (水道用水供給事業)	(財)山形県 理化学分析 センター	12,686 (単価契約)	13,144	12,484	△ 2%
最上地区水質 検査委託業務 (水道用水供給事業)	(財)山形県 理化学分析 センター	8,799 (単価契約)	9,574	9,484	8%
最上広域水道計算機 年間保守業務委託 (水道用水供給事業)	(株)G社	3,938	3,623	3,780	△ 4%

(注) 振興協会への委託料の上昇は、委託範囲が拡大したことが影響している。

特に設備の保守委託や水質検査について契約額がほとんど変わっていないものがある。これらはいずれも他の業者からの見積書の徴取を省略することができる場合とされている。指名競争入札の導入は困難かもしれないが、今後は、極力複数の業者から見積書を徴取したり、新規設備の設計に当っては取得価額だけでなくその後の維持管理コストも含めたライフサイクルコスト全体が低減できるような仕様の設定ないしプロポーザル方式による契約等の検討を行い、更なるコスト削減を図っていくことが望まれる。

③ 委託契約及び物品契約における一般競争入札の適用について

②で説明したように、工事契約と異なり委託契約においては、「WTO 特例政令」以外は一般競争入札を適用しておらず、物品契約についても同様である。その根拠は地方自治法第 234 条第 2 項や地方自治法施行令第 167 条、県の財務事務の方法の概要を示した「会計事務の手引」等によっている。ただし、これらの規程は必ずしも具体的な内容を定めてはおらず、例えば、地方自治法施行令第 167 条第 1 項では「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」となっており、適用するか否かにつき担当者の判断が求められている。

(意見)

工事契約においては、平成 13 年度には一般競争入札の適用範囲が拡大されており、平均落札率が改善される効果があがっている。委託契約及び物品契約においても、明らかに一般競争入札を適用することが相応しくないと認められる場合を除き、一般競争入札を原則とするよう改め、更なる契約額の低減につなげるべきである。

④ 委託契約及び物品契約における指名業者の選定基準について

委託契約及び物品契約の場合、工事契約と異なり、指名競争入札に際しての指名業者の明確な選定基準は存在しない。

(改善策)

指名競争入札を適用する場合においても、工事契約と同様に、担当者の主観や恣意性を排除するために、指名業者の選定基準を定め、その基準に則った選定を行うことが望まれる。

(8) 厚生福利費の事業区分について

企業局では、福利厚生の実と職務能率の向上を図るため、職員の体育、文化、教養等に関するサークル活動に対し、その申請に基づき厚生福利費を支出している。

サークルには、地域サークルと広域サークルが組織され、それぞれのサークルを構成する職員は、電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業等、企業局の各事業にわたっている。

地域サークルに対する厚生福利費（総額 4,600 千円）については、電気事業、工業用水道事業、水道用水供給事業に人数比で按分され、それぞれの事業で計上しているが、広域サークルに対する厚生福利費（総額 955 千円）については、すべて、電気事業の厚生福利費として計上している。

(改善策)

広域サークルに対する厚生福利費については、それぞれの事業ごとの職員数等で按分して計上する必要がある。

(9) 給料等の支払方法について

給料・手当等の支払につき、職員の選択により銀行振込と現金渡しの双方が存在する。規定上は現金支払が原則とされており、銀行振込及び現金払いの何れであっても全員から領収印をもらっている。また、本局の現金渡し分については銀行で各課別に現金を分けてくれたものを総務課で各人ごと袋詰めを行っている。本局以外の事務所における現金渡し分についても各事務所で各々、袋詰めを行っている。

(意見)

規定上は現金渡しが原則となっているが、銀行振込に統一することにより事務処理上合理化が図れるものと考えられる。

(10) 旅費等の現金の授受について

現在、企業局において、旅費等の現金の授受は週 3 回行われている。

総務課の出納係は、企業局の出納員の承認がある会計伝票分の現金及び金種について事前に銀行に連絡し、現金授受の当日に銀行へ現金を受け取りに行く。銀行より戻った出納係は、課ごとに封入された現金を各課の会計伝票作成者に渡し、各課の会計伝票作成者は、各人別に現金を仕訳して各人に渡す。

そのため、各課の会計伝票作成者は、各課の各人別に渡すことができるように金種を調整する必要があり、出納係は各課の会計伝票作成者より提出のあった金種票を銀行に連絡しなければならない。また、現金の授受についても同一局内で 2 度にわたっている。

(意 見)

現金の授受については、誤りが発生しないように慎重に行う必要があることから手数が多くかかり、また、事故等が発生する恐れがある。現金の授受についてはできる限り少なくすることが、業務効率の観点から望ましく、また、事故防止に役立つことになる。今後、キャッシュレスシステムを導入し、現金の授受をなくしていくように努めることも検討に値すると思われる。

2 電気事業

(1) 報償費の支出基準について

北部発電管理事務所において、各発電所の水利権及び給電に関わる 5 関係機関に御礼として報償費を支出し（36 千円）、雑費として処理している。

企業局の規定上、報償費の支出基準は明確となっておらず、報償費の対象となる機関及びその金額の妥当性に疑義が生じる可能性がある。

(改善策)

報償費の支出基準を明確にし、その支出基準にしたがって処理を行うことが必要である。

(2) 総勘定元帳の総括と明細の相違について

平成 13 年度の総勘定元帳の総括と明細とに一部、金額の相違が発生している。総勘定元帳の明細が正しく、電気事業会計の決算書は総勘定元帳の明細と一致していることから、決算書に問題ないが、会計システムにプログラムのエラーがあるものと思われる。

(単位：千円)

	総勘定元帳・総括	総勘定元帳・明細
10 月・水力発電費・ 消耗品費	2,411	2,407
10 月・水力発電費・ 通信運搬費	1,611	1,604
2 月・水力発電費・ 負担金及び分担金	64	72

(改善策)

早急に、会計システムのプログラムをチェックし、エラーの修正を行う必要がある。

(3) 旅行命令伺（票）の記入漏れについて

旅行命令伺（票）は、旅費の支給方法について、概算払いか、精算払いかを記入する様式となっているが、平成 13 年度の旅行命令伺（票）に 4 件の記入漏れがある。

また、概算払いを行ったときには、精算したときに精算を確認するための押印が必要となっているが、2 件の押印漏れがある。

(改善策)

旅費支出に関する書類であり、記入漏れ、押印漏れ等が発生しないよう確認する体制を作ることが必要である。

(4) ダム共同施設維持管理負担金について

山形県土木部が概算で負担した平成 12 年度ダム共同施設維持管理負担金については、12 年度の決算において、負担金受取時に営業収入で処理し、実際の費用発生時に、営業費用を認識している。この負担金は当初概算で前払いされるため、実際発生額が確定した時に精算を行う必要がある。

12 年度の負担金額が確定するのは 12 年度末であるが、2 月の補正予算までに金額が算定できず補正予算に組み入れることができないことを理由として、翌年度（13 年度）の予算に組み入れ、翌年度（13 年度）の損益として以下のように処理している。

- ・ 概算負担額 > 実際負担額であれば、営業外費用……雑支出として処理
 - ・ 概算負担額 < 実際負担額であれば、営業外収益……その他雑収益として処理
- したがって、13 年度の決算において、12 年度ダム共同施設維持管理負担金にかかる木地山ダムの精算額 1,035 千円が営業外収益として処理され、荒沢ダム及び高坂ダムの精算額 1,999 千円が営業外費用として処理されている。

(改善策)

年度末において、実際の負担金額が確定しているのであれば、確定した年度の決算に組み込む対応が必要となる。

決算に織り込んだ会計処理を行った場合、平成 13 年度の決算書上、経常利益及び当年度純利益が 964 千円増加する。

(5) 共有設備の管理について

山形県土木部管理のダムに発電所を併設する場合、共用する固定資産は共有設備として、ダムごとの負担割合に応じて企業局の資産に計上される。

共有設備の管理は、協定書に基づき原則として土木部で行われている。

土木部では共同施設台帳を作成し管理しているが、台帳と現物との照合は定期的には行われてはいない。また、共有設備の取得に際しては固定資産取得等報告書、除却に際しては行政資産用途廃止申請書を企業局宛に提出しており、企業局ではこれに基づき固定資産の登録、管理を行っている。

固定資産管理台帳の共有設備の内「備品」57 件につき、質問及び一部現地視察を行った結果、除却処理が必要と判断されたものは、以下のとおりである。

① 既に廃棄されているもの (単位：千円)

所在地	資産番号	名称	取得日	帳簿価額
野川第二発電所	3-36-0124	ヒロメーター	S36. 8. 31	13
大沢川発電所	3-63-0031	小型貨物自動車	S63. 5. 30	7
温海川発電所	3-62-0192	小型自動車(注)	S62. 4. 1	1
温海川発電所	3-62-0193	公共応急作業車	S62. 4. 1	3

(注)平成 11 年 9 月に更新されているが、固定資産管理台帳が作成されていない。

② 現在使用されておらず、今後の使用見込みのないもの (単位：千円)

所在地	資産番号	名称	取得日	帳簿価額
野川第二発電所	3-47-0002	ヒロメーター	S47. 8. 3	12
倉沢発電所	4-06-0039	焼却炉	H 6. 11. 24	21
大沢川発電所	3-42-0025	ヒロメーター	S42. 7. 17	6

(改善策)

- ① 既に廃棄されている資産につき除却処理を行うとともに、廃棄に際しては、行政資産用途廃止申請手続きを確実に実行する必要がある。
- ② 固定資産の除却は、「山形県公営企業経理事務の手引」第 6 章 9(1)によると、「固定資産は、物理的減耗、事故、陳腐化等により使用不能又は不経済若しくは不適當となって、その用途を廃止するものであるが、この用途廃止となった資産を現実に取り除くことを除却という。」となっており、現在使用しておらず今後も使用する見込みがないと判断された固定資産については、その使用を中止した段階で除却処理を行う必要がある。
特に、備品等については、台帳と現物との照合を定期的に行い、使用状況を確認することも必要である。
- ③ 総勘定元帳と固定資産管理台帳との照合を行うことにより、記載漏れ・記載誤りが生じないようにする必要がある。

(6) 北部発電管理事務所における要除却資産について

北部発電管理事務所において固定資産実査を行ったところ、除却処理が必要と判断されたものは、以下のとおりである。

(単位：千円)

現況	資産番号	名称	取得日	帳簿価額
<建物>				
13年度に廃棄	4-04-0057	新館電気表示設備	S36. 8. 31	227
<備品>				
使用見込なし	3-61-0091	ミニUPS	S61. 11. 8	11
使用見込なし	4-06-0065	ノートパソコン	H6. 12. 22	26
使用見込なし	4-07-0033	パソコン	H7. 7. 6	42

(改善策)

共有設備と同様であり、除却処理を行う必要がある。

(7) 北部発電管理事務所の遊休設備について

平成13年度に、庄内広域水道用水供給事業の完成及びガス事業の譲渡に伴い、庄内事務所を電気事業単独の北部発電管理事務所に改組した。

これに伴い、旧館（13年度末簿価62,215千円）・新館（13年度末簿価152,032千円）より構成される事務所建物のうち、以前に庄内広域水道用水供給事業及びガス事業に使用していた旧館が遊休設備となっている。

(意見)

保守・維持に要する費用を勘案すると、早急に有効活用に向けた対策を講じるべきである。

(8) 固定資産取得報告書の提出時期について

山形県公営企業固定資産管理規程第9条によると、「課長等は、固定資産を取得したときは、速やかに固定資産取得等報告書を局長に提出しなければならない」とされている。しかし、平成13年度においては当該年度中に取得した固定資産に係る取得報告書の提出が一括して、平成14年3月18日付で行われている。

(改善策)

簿外資産の発生を防止し、固定資産管理を適時に行うために、固定資産の取得の都度、固定資産取得等報告書を提出させるべきである。

(9) 行政資産用途廃止申請書の提出時期について

山形県公営企業固定資産管理規程第 15 条によると、「課長等は、その管理に属する行政資産の用途を廃止しようとするときは、行政資産用途廃止申請書を局長に提出しなければならない」とされている。しかし、平成 13 年度においては当該年度中に除却した資産に係る行政資産用途廃止申請書の提出が一括して平成 14 年 3 月 4 日付で行われており、行政資産の除却がその申請及び承認に先行して行われていたことになる。

(改善策)

業務に必要な資産が申請・承認を経ずに除却されることがないように、行政資産の除却に当たっては、必ず事前に行政資産用途廃止申請書の提出させることを徹底させる必要がある。

(10) 固定資産の計上及び償却計算の開始時期について

実務上、固定資産は検査合格とともに事業の用に供するとされている。したがって固定資産の計上は検査合格日を以ってなされることになる。しかし、寿岡発電所の水位計（取得価額 8,750 千円）は検査合格日が平成 13 年 11 月 30 日であるにも拘らず、固定資産の計上は工事目的物引渡書の提出を受けた平成 13 年 12 月 3 日付で行われていた。この結果、平成 13 年度に計上すべき減価償却費が 1 ヶ月分（30 千円）過少になっている。

(改善策)

固定資産の計上及び償却計算の開始時期について、明確な基準を設定し、徹底させるべきである。

(11) 滞留している建設準備勘定について

建設準備勘定は、建設工事の実施が確定する前に行う予備測量、調査等に要する経費を処理する勘定であり、建設工事を実施することが確定したときは建設仮勘定に振替え、建設工事を実施しないことが確定したときは特別損失（但し、2,000 千円以下は営業外費用）として処理することになっている（財務規程第 94 条）。

平成 13 年度の貸借対照表には建設準備勘定が 17 案件 200,968 千円計上されているが、この大部分は、11 年度までに調査が行われ現状では建設工事の実施見込みが立たない案件である。

しかしながら、建設工事を実施しないことが確定したとも断定できない状況のため建設準備勘定のまま資産計上されている。

(意 見)

迅速な意思決定が望まれるが、建設準備勘定の損失振替時期についての基準を決めることも考慮されたい。

(12) 構築物の耐用年数について

企業局では、電気事業の構築物について「水路」・「貯水池」の科目を設けているが、「その他」については、「諸装置」中の「雑装置」として扱われており、一律に機械装置と同じ 22 年の耐用年数（水力発電設備のうちの機械装置については、「地方公営企業法施行規則」別表 2 号で耐用年数が 22 年と定められている。）を用いている。

「その他」には、道路、トンネル、橋りょう、護岸石垣、舗装工事、看板等が含まれているが、一律に 22 年の耐用年数を用いるのは実態に合致しないと考えられる。

(意 見)

「地方公営企業法施行規則」においては、別表 1 号で「水力発電設備」の項に「構築物」の科目が設けられ、同規則別表 2 号において構造又は細目・用途により耐用年数が定められている。

「構築物」の科目を設けるとともに、構造又は細目・用途により別表 2 号において定められている耐用年数によるべきものと思われる。

(13) 同一会計内での借入について

電気事業は資金コードが、営業部門、新野川部門、横川部門の3つに分かれている。これら3つの部門内での資金の貸付・借入行為により生じた利息については内部取引として消去されずに、受取利息については期間収益、支払利息についてはその借入の目的が建設中の発電所にかかるものであることを理由として建設仮勘定として処理されている。

したがって、内部取引消去をした場合と比べて、受取利息が27千円多く計上され、建設仮勘定残高が同額だけ多くなっている。その結果、損益計算書上の経常利益及び当年度純利益は27千円多く計上されている。

平成13年度の利息金額は以下のとおりである。

(単位：千円)

部門	内容	内部取引	他会計	銀行	合計
新野川、横川	支払利息	27	151	7	186
営業	受取利息	27	226	—	253

(改善策)

電気事業内部の取引により生じた利息については、決算調整事項として消去する必要がある。

3 工業用水道事業

(1) 維持管理費の精算について

「八幡原営業費用—原水及び浄水費」の共有設備等分担額に計上されている水窪ダムの維持管理費は、『水窪ダム等共同施設管理協定書』（平成8年8月1日東北農政局長・山形県企業管理者・山形県・米沢平野土地改良区理事長）に基づく負担率により、毎年度当初に通知された額を負担金として支出しており、平成13年度は税込みで10,913千円となっている。

同協定書によれば、この負担金については毎年度終了後、すみやかに精算を行い企業局及び東北農政局に通知することとなっているが、この通知がなされておらず、精算の状況が確認できない。

(改善策)

直ちに通知を求め、精算を実施するべきである。

(2) 酒田工業用水道設備の制御室建物の耐用年数について

酒田工業用水道設備における固定資産には以下の物件が含まれている。

- ・ 資産番号 4-10-0001 「制御室建物」（平成11年3月取得、13年度末簿価 1,794千円）
- ・ 資産番号 4-11-0001 「その他浄水場建物/新制御室」（平成11年11月取得、13年度末簿価 22,205千円）

前者は制御室を建設するための設計業務の対価であり、後者は制御室の建築費用である。両者は経済的には一体をなすものであるにも拘らず、耐用年数は前者が50年を適用しており、後者は30年を適用している。

(改善策)

制御室自体は一部に鉄筋コンクリートの部分もあるが、全体としては金属造りである。したがって、地方公営企業法施行規則に基づき、耐用年数は両者とも「金属造りのもの(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)」の31年を適用すべきである。

(3) 耐用年数の不一致について

工業用水道事業の固定資産のうち植樹の耐用年数について、15年で処理を行っているものと20年で処理を行っているものがある。15年は「地方公営企業法施行規則」の「構築物・その他・主として木造のもの」を選択適用し、20年は「法人税法」の「構築物・緑化施設及び庭園・その他の緑化施設及び庭園」を選択適用している。

いずれでも間違いとは言い切れないが、同一の用途のものの耐用年数が不一致であるのは期間損益計算の観点から合理的ではない。

(改善策)

地方公営企業法施行規則に基づいた耐用年数に合わせるように処理をするとともに、工業用水道事業での耐用年数表を作成して、今後、不一致が発生しないようにする必要がある。

(4) 工業用水道事業と水道用水供給事業の耐用年数の考え方について

現在、工業用水道事業の耐用年数は、個々の資産を細分化し、それを「地方公営企業法施行規則」の別表第2号の種類、構造または用途、細目に照らし合わせて、該当する区分により決定している。一方、水道用水供給事業では、「地方公営企業法施行規則」別表第2号の注1に基づき、構築物又は機械及び装置については、個々の資産を細分化せず一体として決定している。

(意見)

用水の供給事業という面で見れば、本来、同一の基準で行うことも一つの方法と考えられる。

また、将来、現場事務所にて固定資産台帳等の入力開始された場合、工業用水道事業と水道用水供給事業で異なった基準を用いると、誤った耐用年数を選択してしまう可能性があることから、今後、取得される設備に関して、工業用水道事業と水道用水供給事業の耐用年数についての考え方の統一を検討し、また、詳細な耐用年数表を作成して、耐用年数が一致するような体制を作る必要がある。

(5) 建設仮勘定の精算を行うときの配賦計算の金額単位の統一について

建設仮勘定から固定資産勘定に振替えるために建設仮勘定の精算を行っている。この建設仮勘定の精算は、直接工事費を基準にして、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、設計委託費、建設中利子を配賦しているが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費については、千円単位で配賦計算し、設計委託費、建設中利子については円単位で配賦計算している。

(意 見)

千円単位でも、円単位でも計算に大きな差は生じないが、金額単位についてはいずれかに統一したほうが計算やチェックが容易であり、統一すべきものとする。

(6) 建設仮勘定の精算の会計処理について

酒田工業用水道電源設備更新工事の建設仮勘定の精算において、資産計上額と消費税計上額とに 10 円の入り繰りが発生している。この工事の建設仮勘定の精算を行うために作成した工事取得金額按分では、支払額と計上額とに差異が発生していることが明らかになっていたが、その原因追求がなされず、誤ったままの処理が行われてしまった。

(改善策)

建設仮勘定の精算のために作成した資料は、支払額と計上額に差異があれば明らかになるように作成されているのであるから、差異が発生したときには原因追求を最後まで行うようにする必要がある。

(7) 建設中利息の処理について

酒田工業用水道更新工事は、電気設備更新工事、計装設備更新工事、機械設備更新工事の 3 工事が行われており、平成 12 年度においては、機械設備更新工事が完成稼働し建設仮勘定から固定資産勘定に振替計上され、13 年度には電気設備更新工事、計装設備更新工事が完成稼働し建設仮勘定から固定資産勘定に振替計上されている。

13 年度に建設仮勘定から固定資産勘定に振替計上する過程で、13 年度に発生している建設中利息を、12 年度に完成稼働している機械設備更新工事にかかる固定資産についても配賦している（金額 99 千円）。

(改善策)

平成 12 年度に固定資産勘定に振替えている部分については、12 年度中に使用を開始しているのであるから、その部分に関する利息については、固定資産に計上すべきではなく、営業外費用として費用計上すべきである。

(8) 撤去費の計上時期について

酒田工業用水道更新工事において、更新工事と同時に撤去工事も行われている。撤去工事についての撤去費用については、支払いを行った平成12年度に費用計上となされ、一方、撤去した固定資産の除却費の計上は、工事が完了した13年度に行われている。

このため、撤去工事の撤去費用の計上時期と、撤去した固定資産の除却費の計上時期とにズレが生じている。

(単位：千円)

	撤去費用計上額	固定資産除却費
平成12年度	10,301	—
平成13年度	9,363	4,707
合計	19,664	4,707

(意見)

実際の工事は、除却する固定資産を撤去した後、新設、改良した固定資産を利用しながら工事を行っていると考えられるが、実務上は、すべての工事が完了しなければ新設、改良した固定資産の整理は困難な場合が多い。したがって、会計処理は固定資産の除却及び撤去費用の計上に一定の仮定を用いて行うことになる。

固定資産の除却の会計処理を実際の工事の進捗状況と一致させようとした場合、除却した固定資産の減価償却費は除却後には計上されず、期間損益計算を適正に行うためには新設、改良した固定資産の減価償却を行う必要が生じる。新設、改良した固定資産の整理を行うことは、すべての工事が終了するまで実務上困難な場合が多い。したがって、固定資産の除却の会計処理を実際の工事と一致させることは、適正な減価償却費計算が行われず、期間損益をゆがめてしまうおそれがある。

一方、除却は完成時に行われたものと仮定して、撤去費用及び除却費を完成時に計上する場合、固定資産の整理についての実務上の制約はなく、また、期間損益計算についても旧設備の減価償却計算が行われることから、特段、問題は生じない。

したがって、期間損益計算上、除却は完成時に行われたものとして、撤去費用及び除却費を完成時に計上することが望まれる。

なお、撤去費用の処理については、「撤去費用の資本的支出限度額について（昭和53年2月1日）」の中に、「既設備の撤去に要する費用は、原則的には固定資産除却費で処理すべきものであるが、改良工事と撤去工事を一括して契約した場合、少額なものについては資本的支出として処理するものとし、その限度額は次のとおり定める。(1) 撤去費用が30万円以下又は撤去費用を控除した後の請負金額の20%相当額以内のいずれか低い金額」とある。

撤去費用及び除却費を完成時に計上した場合、一時的に、撤去費用が建設仮勘定

に計上されるが、建設仮勘定はあくまでも仮勘定であり、最終的に撤去費用で処理を行えば資本的支出とならないことから、この規定に抵触するものではないと判断される。

(9) 預り金残高の相違について

酒田工業用水道の「預り金」残高が 21 千円過大になっており、「賃金」も同額過大計上されている。これは、雇用保険の個人負担分の預り金を工業用水道事業と水道用水供給事業とで二重に記帳するという誤った処理をした結果であるが、「預り金整理簿」（財務規程第 68 条）と総勘定元帳との残高を照合していれば発見できたはずである。

(改善策)

適時に「預り金整理簿」と総勘定元帳との残高を照合し、差額があればその調整を実施する。

4 公営企業資産運用事業

(本来事業に関する事項)

(1) 遊休土地について

公営企業資産運用事業で所有している土地のうち、現在利用されることなく遊休の状態にあるものは以下の表のとおりである。

(単位：千円)

名 称	所 在 地	地目	実測面積 (㎡)	帳簿価額
元山形緑町公社	山形市緑町2-1-7	宅地	751.08	2,233
流通団地区域外残地	山形市下柳 85	田	1,152.65	3,473
流通団地区域外残地	山形市下柳 88	田	999.75	3,024
流通団地区域外残地	山形市下柳 243	畑	311.88	936
元鶴岡家中新町公舎	鶴岡市家中新町12-46	宅地	839.42	700
元鶴岡家中新町公舎	鶴岡市家中新町2-2	宅地	955.19	735
鶴岡中央工業団地	鶴岡市宝田2-7-3の一部	宅地	1,004.53	3,849
元酒田北千日町公舎	酒田市北千日町103-1	宅地	330.78	900
元酒田北千日町公舎	酒田市北千日町113	宅地	384.62	1,044
合 計			6,729.90	16,896

企業局の試算（路線価等に基づく価額）によれば、いずれの土地についても含み損（実勢価額が帳簿価額を下回っている場合の差額金額）は生じていない。

(意 見)

従来から、売却、駐車場としての活用、収用代替地としての提供等により遊休の状態の解消に努めてきたが実現していない。個別の活用及び処分計画は検討されており、これに基づき解消に努める必要がある。

(2) 公営企業資産運用事業で保有する職員住宅（以下「公舎」とする）の利用状況について

公舎の利用状況を要約すると以下のとおりである。

(単位：戸数)

	利用開始年度	公舎戸数	平成 11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
桜田	平成 元 年	16	13	15	13	13
鶴岡	平成 2 年	12	12	12	12	12
酒田	平成 13 年	8	-	-	8	8
長井	昭和 62 年	8	8	8	7	7
米沢	平成 元 年	6	3	3	3	3
合計		50	36	38	43	43

(注) 各年度の戸数は入居戸数である。14年度は平成14年9月時点の数値である。

利用対象者は原則として企業局在籍者に限るとされている（ただし、知事部局等企業局外へ異動した場合はその後一年に限り利用可能である）。

また、平成元年度以降、老朽化等の理由により取り壊しを行ったものは以下のとおりである。

解体年度	名 称
平成 2 年度	鶴岡 7 号公舎
2 年度	酒田 5 号公舎
2 年度	酒田 6 号公舎
2 年度	酒田 7 号公舎
2 年度	酒田 8 号公舎
11 年度	山形市緑町 1 号公舎
11 年度	山形市緑町 2 号公舎

(意 見)

桜田公舎と米沢公舎の利用率が他と比較して低くなっている。当初計画の時点より県内道路網の整備等が進み自宅からの通勤圏が広がっている事情等が背景にあると考えられる。今後、企業局の事業計画に基づく人員配置予定等により必要となってくる戸数は優先して確保されるべきではあるが、知事部局等へ空家・空室を提供することにより利用率のアップを図ることも考慮されるべきである。

(3) 緑町会館の耐用年数について

建物本体（資産番号 4-12-0006、取得価額 451,296 千円）の耐用年数として 15 年を採用している。

当該建物は中古物件として取得された。取得時の不動産鑑定士による鑑定評価において見込まれた経済的残存耐用年数 23 年（鑑定評価時から取得時までの経過年数補正後の年数）や法人税法の規定に基づき算定される中古資産の耐用年数 36 年に比較して短いものとなっており、根拠に乏しいものと考えられる。

平成 13 年度の当該建物の減価償却費として 25,393 千円を計上しているが、上記の経済的残存耐用年数 23 年に基づいた場合の減価償却費 16,928 千円と比較して 8,465 千円過大に計上されているものと考えられる。

(改善策)

取得時の経済的残存耐用年数を採用することが妥当なものと考えられる。

耐用年数の決定に当っては地方公営企業法施行規則 別表二に定める「有形固定資産の耐用年数」に準拠し、合理的な耐用年数を採用すべきである。なお、これに基づかない場合は、実態に合致した合理的なものかどうか十分検討し、その根拠を明らかにする必要がある。

(4) 平成 13 年度に取得した酒田職員住宅の耐用年数について

以下の資産について採用した耐用年数が実態に照らして長い年数を採用していると考えられる。

区分	資産番号	資産名	取得価額（千円）	採用した耐用年数	妥当と考えられる耐用年数
構築物	4-13-0009	カーポート	6,178	45 年	15 年
構築物	4-13-0010	自転車置場	807	45 年	15 年
構築物	4-13-0011	物置	1,559	45 年	19 年

(改善策)

耐用年数の決定に当っては地方公営企業法施行規則 別表二に定める「有形固定資産の耐用年数」に準拠し、合理的な耐用年数を採用すべきである。なお、これに基づかない場合は、実態に合致した合理的なものかどうか十分検討し、その根拠を明らかにする必要がある。

上記の資産について、平成 13 年度の減価償却費は合計 176 千円を計上しているが、妥当と判断される耐用年数で計算した減価償却費 487 千円と比較して 311 千円過少となっていると考えられる。

なお、上記の物置は構築物として会計処理されているが、建物とすることが妥当であり、科目の振替処理が必要である。

(5) 未収金について

未収金の中に、平成 12 年度に事業売却したガス事業に係るガス料金の未収金が含まれている。内訳は、平成 11 年度分 3 件 103 千円、12 年度分 5 件 30 千円である。

(意見)

相手先はすべて死亡又は行方不明となっており、不納欠損処理の検討が必要である。

(6) 開発費の償却について

開発費の一部につき平成 13 年度の償却が漏れており、157 千円償却不足となっている。

(改善策)

償却漏れののないよう正確な決算を行う必要がある。

(7) 消費税等の処理について

① 「企業局財務会計システム」の負担金収入と仕入控除

開発費に計上された「企業局財務会計システム」の開発業務委託料及びこれに関連して備品に計上されたネットワーク機器等に係る消費税及び地方消費税（平成 11 年度 3,015 千円、12 年度 1,280 千円、13 年度 902 千円）を不課税売上に係るものとして仕入控除対象外とし、開発費・備品の取得原価に算入している。

これは、「企業局財務会計システム」を公営企業資産運用事業会計が所有し、企業局内の他会計使用分については負担金収入を計上する方法を採用し、この負担金収入を不課税売上と考えて、これに対応する開発業務委託料やネットワーク機器等に係る消費税等は控除対象外消費税等と取り扱ったものである。

(改善策)

消費税法上、国若しくは地方公共団体については、一般会計・特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして法が適用されるため、他会計使用分についての負担金収入は課税売上と考えられ、これに対応する財務会計システムに係る支出は仕入控除すべきであったと思われる。

今後、専門家を利用するなどして、誤りがないようにする必要がある。

② 受取配当金の扱い

消費税等の算出にあたり、受取配当金を非課税売上として課税売上割合を計算していた。

(意見)

受取配当金は不課税売上とすべきである。ただし、消費税等の計算には影響はなかった。

(附帯(ゴルフ)事業に関する事項)

(1) 固定資産管理台帳の整備について

固定資産管理台帳には、各固定資産の写真が貼付されているが、一部の構築物、機械装置及び器具備品等については、現物と異なった写真が貼付されており、固定資産管理台帳自体の真実性に疑問が残る。

また、乗用カートなど、細目、使用開始時期、金額等が同一の資産については、複数台あるにもかかわらず、固定資産台帳上は一括で一つの資産番号が付されており、一部の資産について除却や移動等があった場合の管理を十分に行うことができないと考えられる。

(改善策)

固定資産管理台帳の真実性を確保するために、貼付されている写真と現物との照合作業を再度実施する必要がある。

また、乗用カートなど複数台あるものを一括管理している資産については、資産の保全及び管理を有効かつ効果的に行うため、また、会計上の誤り等を防ぐために、資産番号に枝番を付すなどして固定資産台帳上個別に管理することが望まれる。

(2) 固定資産の現物管理について

企業局は、固定資産台帳と現物との定期的な照合作業を行っていない。また、現物自体に固定資産台帳との照合を可能とする管理シールもしくはプレートの貼付がなく照合作業が困難な状況にあった。

(改善策)

備品等については、固定資産台帳と現物との照合を定期的実施するよう規程を整備し実行することが、現物管理及び保全の観点から必要と考える。

また、固定資産台帳と現物との照合を容易にするためには、その保管場所を明確にするとともに、現物に管理番号を示すシール、プレートなどを貼付し、固定資産台帳と現物との関係を明確にする必要がある。

(3) 造成費等の会計処理について

ゴルフ場の土地の所有者は舟形町であり、企業局は舟形町から使用貸借契約に基づき無償で土地を借りており、土地についての地上権は設定していない。

企業局では、ゴルフコースの整地費用等について、「盛地・切土の整地費用等は土地の取得価額に加算することが適当であるが、本事業の対象地は借地であり、固定資産としての土地はないため、整地費用等を土地に加算して処理することは難しく、一方、借地権として処理すると、その耐用年数が5年のため、年間の減価償却費が

大きく損益収支に大幅な影響を与えることから、構築物（コース等）及び貯水池（修景池）として処理する。なお、ゴルフコースについては、地方公営企業法施行規則別表に規定されていないことにより、大蔵省令別表第一 構築物「野球場、陸上競技場、ゴルフコース、その他のスポーツ場の排水その他の土工施設」30年を適用する」との結論を出している。

地方公営企業法施行規則第2条第1項第4号においては、償却資産の定義を「土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産で毎事業年度減価償却を行うもの」と規定しているのみで、具体的な減価償却対象資産の内容についての規定が存在しない。

企業会計上減価償却とは、固定資産の使用による減耗・磨耗、時の経過に伴う自然老朽化、天候・事故等による損耗などの物理的な原因又は、発明・新技術の発見等による陳腐化、産業構造の変化等に伴う経済的不適応化等の機能的な原因によって、その経済的便益が徐々に減少（減価）し、やがては使用できなくなる事実を適切に認識するために、有形固定資産の取得原価をその耐用年数にわたり、一定の方法で配分する手続をいう。

したがって、企業会計上は当該資産の物理的及び機能的減価の側面に注目して減価償却実施の要否を判断するべきであり、土地が借地か否かという点は、償却の要否を検討する際に考慮すべき事項ではないものと考えられる。

減価償却実施の要否について、法人税法上の規定に基づき下記の分類をしたところ、再検討する必要があると考えられた資産は、以下の表に掲げるとおりである。

分類

- ① 整地に要した費用
(法人税基本通達7-3-8及び7-3-4)
- ② 直接土地の効用を形成する施設
(法人税法基本通達7-3-11の2)
- ③ フェアウェイ、グリーン、築山、池その他これらに類するもの
(耐用年数の適用等に関する取扱通達2-3-6)
- ④ 樹木
(耐用年数の適用等に関する取扱通達2-3-8の2)

(単位：千円)

資産番号	資産科目	資産名称	取得価額	平成13年度 減価償却 実施額	減価償却 累計額	帳簿価額	分類
4-10-0088	貯水池	1号調整池 の一部	16,660	375	1,312	15,348	②
4-10-0089	貯水池	2号調整池 の一部	18,318	412	1,443	16,876	③
4-10-0090	貯水池	3-1号調整池 の一部	20,119	453	1,584	18,534	③
4-10-0091	貯水池	3-2号調整池 の一部	11,547	260	909	10,638	③
4-10-0092	貯水池	4号調整池 の一部	49,533	1,114	3,901	45,632	②
4-10-0093	貯水池	5号調整池 の一部	9,634	217	759	8,875	②
4-10-0094	貯水池	修景池11番 ホール修景池 の一部	452	14	48	403	③
4-10-0095	構築物	駐車場舗装 の一部	12,966	1,167	4,084	8,882	①
4-10-0096	構築物	駐車場舗装 の一部	2,804	252	883	1,921	②
4-10-0102	構築物	カート道路 の一部	8,142	733	2,565	5,577	③
4-10-0103	構築物	その他道路 進入道路 の一部	6,959	627	2,192	4,767	②
4-10-0104	構築物	その他道路 管理等進入路 の一部	250	22	79	171	②
4-10-0106	構築物	コース 土工事 (切盛土工、 面整備、造形)	371,624	11,371	39,801	331,823	①

資産番号	資産科目	資産名称	取得価額	平成13年度 減価償却 実施額	減価償却 累計額	帳簿価額	分類
4-10-0112	構築物	コース 土工事 (法面整形)	105,416	3,225	11,290	94,125	①
4-10-0113	構築物	コース 土工事 (法面吹付)	26,418	808	2,829	23,589	③
4-10-0114	構築物	コース 土工事 (岩盤吹付)	2,862	87	306	2,556	③
4-10-0107	構築物	コース 造形工	174,404	5,336	18,678	155,725	③
4-10-0108	構築物	コース 播種工	75,291	2,303	8,063	67,227	③
4-10-0109	構築物	コース 溜池改修	5,251	160	562	4,688	③
4-10-0111	構築物	コース 修景石積	3,369	103	360	3,008	③
4-10-0132	構築物	植樹 (森林区域内)	12,974	397	1,389	11,584	④
4-10-0133	構築物	植樹 (森林区域外)	28,230	863	3,023	25,207	④
		合計	963,225	30,304	106,065	857,162	

上記の資産については、使用による減耗・磨耗や時の経過に伴う自然老朽化等、すなわち経済的便益が減少するかどうかについて疑問が残る。

(意見)

民間のゴルフ場では、ゴルフコースの整地費用等につき自用地分、借地分ともに減価償却を行っていない。企業局においてもこれと同様、減価償却を行わないことが現実的な処理ではないかと考える。

平成13年度の上記資産の減価償却実施額は、30,304千円であり、仮に、償却計算を行わなかったとすると、営業損失、経常損失及び当年度純損失が30,304千円少なくなる結果となる。

(ゴルフ場管理公社に関する事項)

(1) 回数券について

ゴルフ場管理公社では、利用促進を図るため回数券制度を採り入れている。回数券には、「一般・平日」、「一般・土、休日」、「シルバー・平日」、「シルバー・土、休日」の4種類があり、いずれも20枚綴りとなっている。価格は通常料金の18～20%引きとなっており、友の会会員の料金や宿泊パックを利用した場合の料金と同一になっている。

① 回数券売上の処理

回数券の会計処理は、販売時には「預り金」等で処理し、利用時に収益を認識して「売上」を計上するのが原則であるが、回数券販売時に「売上」を計上することも認められており、企業局ではこの方法で処理することとしている。

この場合、販売とは利用者に直接販売することであるが、ゴルフ場管理公社では自社で回数券を購入し（「回数券仕入」）、友の会会員や宿泊パック利用者のプレー料金が計上された時に回数券を売上げたものとみなして売上（「回数券収入」）を計上しており、「回数券仕入」の金額が企業局の売上として報告されている。ゴルフ場管理公社で購入した回数券がすべて利用されていれば金額的には差異は出てこないが、平成13年度では未利用分が66千円あり、この金額だけ企業局の売上が過大に計上されている。

(改善策)

未実現売上が発生しないように企業局の売上はゴルフ場管理公社の回数券収入額をもって計上すべきである。

② 回数券の利用状況

回数券は上記の形で便宜的に使用されているが、本来の個人購入という形ではほとんど利用されていない。平成13年度では、「一般・平日」が1冊販売されただけである。

これは、「平日」券と「土、休日」券が区分されており、1冊の枚数も20枚と多いため使い勝手が悪く、1冊の金額も高額なため利用されていないと考えられる。

(意見)

友の会等他の利用促進制度も含め、より利用のしやすい制度とする必要がある。

(2) 県民ゴルフ場友の会について

ゴルフ場管理公社では、回数券制度に加え県民ゴルフ場友の会を作り、利用促進を図っている。

友の会の年会費は、新規会員が 5,000 円、更新会員が 4,500 円であり、会員として、①利用料金の割引、②月例会への参加、③ハンディキャップの無料査定等の特典がある。

会費収入はゴルフ場管理公社の収入となり、月例会の経費や通信費・事務手数料等に充てられているが、利用料金の割引については全額企業局の負担で行われている。

(意見)

会費収入の取扱等につき、企業局とゴルフ場管理公社との間の契約で明示する必要がある。

(3) 手数料収入について

手数料収入の一部（平成 13 年度 151 千円）は、友の会会員の季節料金適用時にゴルフ場利用税の金額が 500 円となるにもかかわらず、通常期と同額の 600 円を徴収したことによる差額である。

(意見)

ゴルフ場利用税に関しては、ゴルフ場管理公社は企業局より徴収・申告納付を委託されているのであるが、税額を超えて徴収するのは適切ではない。

(4) 交際費について

雑費勘定の中に交際費に該当すると考えられるものが存在した。ゴルフ場管理公社の経理規程では「交際費」という科目を設定していないので雑費処理されている。法人税法上はいわゆる他科目交際費として処理されるべきものであったが、この処理がなされていなかった。

(改善策)

法人税申告書上、他科目交際費として処理すべきである。

(5) 固定資産の現物管理について

ゴルフ場管理公社会計規程第 38 条（固定資産の管理）では、「支配人は、固定資産台帳を整備し、固定資産の保全状況及び移動等について管理し、毎年度 1 回以上、台帳と現物を照合しなければならない。」と、規定している。

しかしながら、ゴルフ場管理公社では固定資産台帳と現物の照合作業は行われておらず、現物自体に固定資産台帳との照合を可能とする管理シールもしくはプレートの貼付もなかった。

（改善策）

固定資産台帳と現物との照合を可能とするために、その保管場所を明確にするとともに、現物に管理番号を示すシール、プレートなどを貼付し、固定資産台帳と現物との関係を明確にする必要がある。

また、資産の適切な管理及び保全の観点から、定期的に台帳と現物の照合作業をする必要がある。

(6) 固定資産の会計処理について

ゴルフ場管理公社で有している固定資産（取得価額総額 2,918 千円）について、平成 13 年 3 月より使用を開始しているものの、減価償却費の計上が行われていない。平成 13 年度末現在で使用后 13 ヶ月が経過しており、試算の結果 569 千円の償却不足となっていた。

（改善策）

固定資産管理規程第 37 条では、「(減価償却の開始等) 償却資産の減価償却は、当該資産を取得した月から行うものとする。」と規定している。したがって、減価償却計算は、当該固定資産の使用の開始時点から実施するべきであり、平成 14 年度の決算には、当該修正を織り込むべきである。

(7) 現金の出納及び記帳行為の内部牽制上の課題について

ゴルフ場管理公社では、現金の出納行為及び現金出納帳への記帳行為が一人の担当者によって行われている。また、現金出納帳を通査したところ、上司による承認は、一ヶ月に 3~4 回程度のみ行われている状況である。

（改善策）

出納及び記帳行為は、兼務することが適当でない業務である。それに加え、上司による承認が一ヶ月に 3~4 回程度と少なく、チェック機能が十分に果たされているとは推定し難い。

出納担当職員と記帳担当職員をそれぞれ1名とするか、人力的に困難であるならばチェック機能の強化等により、内部牽制組織の有効な運用を図る必要がある。

(8) 棚卸資産の受払管理について

ゴルフ場管理公社では、商品在庫、肥料・農薬在庫及びクラブハウス備品・消耗品在庫を有しているが、これらのいずれについても受払記録がとられていない状況にある。

また、期末在庫金額の確定を実地棚卸によっているが、棚卸作業を営業時間中に行っているため、在庫数量の正確性が確認されず、結果として在庫金額が不正確となっている。平成13年度末の実地棚卸表を通査したところ、商品在庫について実にする在庫が簿外処理されているもの、数量が間違っているものが散見された。その結果、9千円の棚卸資産の過小計上となっており、同額につき売上原価が過大計上となっていた。

(改善策)

地方公営企業法施行規則第5条において、「地方公営企業のたな卸資産の受払いは、継続記録法によって行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によって整理し、且つ、これを継続して適用しなければならない。」と規定されている。

したがって、棚卸資産の受払記録を行い、期末実地棚卸の際には継続記録により算出された理論上の棚卸数量と実地棚卸により確定された棚卸数量との比較を行えるようにする必要がある。

また、棚卸の精度を上げるために、営業時間終了後に一斉に行うなど在庫が動かない状況で棚卸数量を確定させる必要がある。

(9) 前受金について

友の会の平成14年度分の年会費収入については、13年度末決算において前受金処理されているが、決算日末日に現金入金された41千円が簿外処理となっている。

(改善策)

現金についての簿外処理は、不正が起こる危険性が高いため、帳簿処理を行う必要がある。

(10) 賞与引当金について

ゴルフ場管理公社では平成 13 年度末において、賞与引当金を計上していない。ゴルフ場管理公社の給与規程では、賞与の支給に関して次のように定められている。

- ・ 賞与は、会社の業績により、社員の勤務成績などを考慮して支給するが、都合により支給できないときもある。
- ・ 賞与の支給対象者は、支給日現在において在籍するものとする。
- ・ 支給の時期は夏期(6月)と冬期(12月)を原則とするが、都合により支給時期を変更することがある。
- ・ 支給に当って、社員の勤務成績などを算定する期間は、次のとおりとする。

夏期賞与 12月1日 から 5月31日

冬期賞与 6月1日 から 11月30日

(意 見)

上記の規程及び平成 14 年 6 月に夏期賞与を支払っていることから平成 13 年度末で賞与引当金を計上する必要があったものと考えられる。企業会計上、引当金の計上金額は支給見込額基準によって行うことが望ましく、13 年度末でこれを試算すると 1,436 千円(雑給に含まれる分は対象としていない)となり、この金額だけ引当金の計上不足となっている。

(11) 消費税及び地方消費税について

消費税等に関して以下のような事項が存在した。

- ・ ゴルフ場管理公社は消費税及び地方消費税に関し簡易課税方式を選択適用しているが、この方式を採用したことによる消費税等差額 418 千円が平成 13 年度において経費として計上されていた。即ち、原則課税方式を採用した場合よりも実際の納付額が多くなっていたものと考えられる。
- ・ 経費に関する消費税等の課税・非課税・不課税の区分につき、誤りが散見された。

(意 見)

基準期間の課税売上高が 2 億円未満の場合は、原則課税、簡易課税方式の何れかを選択適用できる。平成 13 年度においては、原則課税方式を採用していたほうが有利であったと考えられる。原則課税・簡易課税のいずれが有利かは今後の売上高の予測、投資計画などの諸要素を検討した上で判断されるべきものである。

消費税等の課税・非課税・不課税の処理は、その都度確認することが必要である。

5 水道用水供給事業

(1) 料金算定方法の各広域水道用水供給事業間の差異について

各広域水道用水供給事業の直近の料金改定時期及び現行の料金は以下の表のとおりである。

各広域水道用水供給事業の料金改定時期及び現行の料金

	置賜広域水道	村山広域水道	最上広域水道	庄内広域水道
改訂時期	平成 12 年 4 月	平成 12 年 4 月	平成 13 年 4 月	平成 13 年 10 月
算定期間	平成 12 年 4 月 ～17 年 3 月	平成 12 年 4 月 ～22 年 3 月	平成 6 年 10 月 ～16 年 3 月	平成 13 年 10 月 ～23 年 3 月
基本料金	57 円/m ³	57 円/m ³	63 円/m ³	44 円/m ³
使用料金	17 円/m ³	20 円/m ³	24 円/m ³	21 円/m ³

料金算定に当っては、地方公営企業法第 21 条第 2 項の定めるところにより公正妥当なもので、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することを基本としている。しかし、地域間の状況の違いを考慮し、具体的・画一的な料金算定方法は規定されていないため、個々の料金算定方法においては、原価を見積る際の費用の取り扱いについて、以下のような差異が生じている。

費用の取り扱いの差異

	置賜広域水道	村山広域水道	最上広域水道	庄内広域水道
減価償却費	平成 10 年度決算値を採用。但し 16 年度は施設の建設改良分を考慮。	平成 10 年度決算値を採用。	固定資産明細書の数値に中長期計画を反映させて算出。	耐用年数経過後も取得価額と同額で取替更新すると仮定し算出(結果的に毎年度同額)。
建設改良費	平成 12～16 年度に計 848,237 千円発生すると仮定。	平成 12～21 年度に計 3,069,311 千円発生すると仮定。	平成 13～15 年度に計 55,681 千円発生すると仮定。	平成 18・19・21・22 年度に計 280,620 千円発生すると仮定。

(意 見)

受益者の負担軽減(料金の低廉化)のため、各広域水道用水供給事業を取り巻く事情を考慮すること自体はむしろ望ましいと考えられる。しかし地域間の公平性を確保するため、各広域水道用水供給事業に共通して発生する減価償却費や建設改良費の取扱いは統一することが望ましい。

(2) 最上広域水道用水供給事業の料金について

最上広域水道用水供給事業の料金は他の広域水道の料金よりも高水準にある。この原因として、以下の要因が挙げられる。

- ・ 給水対象地域である新庄市・金山町及び真室川町の人口密度が他の広域水道の給水対象地域のそれよりも相対的に低いため、稼働率が低水準になっており、固定費を回収するための基本料金が割高になっている。
- ・ 最上広域水道用水供給事業の給水開始は平成6年度であるが、施設を建設するために起債した企業債の金利水準が当時の経済状況を反映して高水準になっている。
- ・ 供給開始の直後の料金のため、固定費の負担割合が大きくなっている。

(意見)

最上広域水道用水供給事業は給水開始時より料金が高水準にあったため、平成13年度に料金算定方法を見直し、料金を引き下げた経緯がある。しかし地域間の公平性を確保するためにも、より一層の料金引き下げが望まれる。そのためには、より一層の原価低減を模索する必要がある。また現在は制度的に実行不可能となっているが、企業債の借り換えが実行可能になった際には、積極的に借り換えを行い、金利負担を和らげることが必要である。

(3) 収納済通知書の取り扱いの統一について

水道用水供給事業においては、収入調定及び徴収事務を地域毎に以下の水道事務所が担当している。

- ・ 村山広域水道……村山地区水道事務所
- ・ 置賜広域水道……置賜地区水道事務所
- ・ 最上広域水道……最上地区水道事務所
- ・ 庄内広域水道……庄内地区水道事務所

ここで料金の徴収時には、「収納済通知書」が出納（収納）取扱金融機関より各事務所の企業出納員に送付される。しかし、受領後の「収納済通知書」の取り扱いには以下のような違いがあり、統一されていない。

- ・ 置賜地区水道事務所・庄内地区水道事務所……本局に保管される「収入票（未取消込）」に添付
- ・ 村山地区水道事務所・最上地区水道事務所……地区事務所に保管される「収入票（未取消込）」の控に添付

(意見)

債権の一元管理の観点から、原始証憑である「収納済通知書」は各地区事務所で確認した後、本局に送付させる措置をとることが望ましいと考える。

(4) ダム使用権の償却開始時期について

庄内広域水道用水供給事業の南部地域事業は、月山ダムを水源とし、朝日浄水場から水道用水を供給するもので、平成13年10月20日に給水を開始した。

月山ダムは、国土交通省が建設した国直轄のダムであるため、山形県は、「特定多目的ダム法」により負担額に応じてダム使用権を取得することとなり、平成14年4月1日付けで設定された。ダム使用権は無形固定資産であり、その耐用年数は「地方公営企業法施行規則 別表3号」で55年とされている。

月山ダムのダム使用権は平成14年4月1日付けで設定されたため、取得日は同日となり、平成13年度の貸借対照表上は建設仮勘定として計上されている。したがって、平成13年度では減価償却は行われていない。

(改善策)

給水は平成13年10月20日に開始しており、収益と費用との対応ということから考えれば、平成13年度においてダム使用権の減価償却が行われるべきであったと考えられる。ダム使用権の取得価額は12,217,152千円であり、13年度の給水開始以降の減価償却額は58,032千円と算定される。

なお、上記の減価償却額は、14年度において過年度損益修正損として計上されている。

(5) 固定資産の管理について

固定資産の管理状況を把握するため、金山浄水場、神室ダムの現地視察を実施した。その結果、現在使用しておらず今後も使用する見込みがないため、除却処理が必要と判断された固定資産は、以下のとおりである。

(単位：千円)

所在地・科目	資産番号	名称	取得日	帳簿価額
<金山浄水場>				
備品	4-08-0016	ノートパソコン	H8.10.14	190
<神室ダム>				
共有設備—建物	4-06-0976	焼却施設建屋	H6.10.1	100
共有設備—建物	4-06-0977	焼却施設電気設備	H6.10.1	136

所在地・科目	資産番号	名称	取得日	帳簿価額
共有設備—建物	4-06-0978	焼却施設給水設備	H6. 10. 1	4
共有設備—建物	4-06-0979	焼却施設給油設備	H6. 10. 1	7
共有設備—構築物	4-06-1039	焼却炉	H6. 10. 1	267

(改善策)

固定資産の除却は、「山形県公営企業経理事務の手引」第6章9(1)によると、「固定資産は、物理的減耗、事故、陳腐化等により使用不能又は不経済若しくは不適當となつて、その用途を廃止するものであるが、この用途廃止となつた資産を現実に取り除くことを除却という。」となつており、上記のように、現在使用しておらず今後も使用する見込みがないと判断された固定資産については、その使用を中止した段階で除却手続を行う必要がある。

(6) 債権管理用の資料について

水道用水供給事業では、地区事務所毎に以下の資料を用いて債権管理を行っている。

- ・ 村山地区水道事務所 「水道用水給水料金算定表」
- ・ 置賜地区水道事務所 「置賜広域水道使用量・料金内訳書」
- ・ 最上地区水道事務所 「金山浄水場水道料金調定内訳書」
- ・ 庄内地区水道事務所 「使用水量」(南部地域)
「平田浄水場水道料金調定内訳書」(北部地域)

しかし、上記資料のいずれにも納期限の記載がなく、債権管理用の資料として、その実効性に疑問が残る。

(意見)

水道用水供給事業の場合、債務者は各市町村であるため、厳密な債権管理を行う必要性は乏しい。しかし、債権管理用の資料には納期限を記載し、納期限までに収納が行われたことを確認できる体制を構築しておくことが望ましい。

(7) 貯蔵品の総勘定元帳とたな卸明細表との差異について

平成13年度末の貯蔵品について、総勘定元帳上の残高は40,448千円であった。一方、各地区事務所で実地棚卸の結果を集計した「たな卸明細表」上の残高は40,447千円であり、1千円の差異があった。

(改善策)

貯蔵品残高は山形県公営企業財務規程第83条にしたがって、実地棚卸の結果に基

づいた金額を計上すべきである。したがって、総勘定元帳とたな卸明細表との差異を決算書上、修正すべきであった。

(8) 貯蔵品の期末残高と翌期首残高の差異について

平成 13 年度末の総勘定元帳上の貯蔵品残高は 40,448 千円であった。しかし、事後的に置賜地区水道事務所において「ポリ塩化アルミニウム」「次亜塩素酸ナトリウム」の在庫数量が、システム上把握されている在庫数量と異なっていることが判明した。その結果、14 年度の期首残高を 40,468 千円に修正している。なお、この様な修正事項が発生したのは 13 年度において払い出し数量を実際の数量よりも過大に記録したためである。

(改善策)

貯蔵品の受払管理をより一層徹底させる必要がある。また貯蔵品の期末残高を計上するに当たっては、山形県公営企業財務規程第 83 条にしたがって、システム上把握されている数量ではなく、実在庫数量に基づくべきである。

(9) 将来利用の見込みのない貯蔵品について

置賜地区水道事務所の貯蔵品のうち「送水量水所計装遠制装置」9,414 千円は、将来的に利用の見込みはないとのことである。

(改善策)

将来的に利用の見込みがない貯蔵品はその資産性を喪失している。したがって、山形県公営企業財務規程第 88 条を準用し、廃棄処分を検討すべきである。

6 駐車場事業

(1) 人件費について

企業局内に駐車場事業の専任者がいないため、駐車場事業に人件費は計上されていない。

(意 見)

各事業の経営成績を適切に把握するため、総務部門等に係る人件費についても合理的な基準を設定し、各事業に配分することが必要と考えられる。

7 振興協会

(1) 企業局との間の委託契約の精算について

山形県企業管理者と振興協会との間に企業局所管施設保守管理業務、緑町会館管理業務等の委託契約が結ばれている。この委託契約では、委託契約書第 11 条（実績報告及び精算）において、「乙（振興協会）は、委託期間の終了日の翌年度 4 月 20 日まで（その日が土曜日、又は日曜日にあたる場合にはその日の前日まで）に仕様書等に定める様式により業務の実績報告を行うとともに、別表により委託費の精算をしなければならない。」とされており、完全に委託経費実費分を委託費として支払いを行うことが定められている。

① 委託契約の精算に伴う返納金の年度区分について

企業局における決算整理の締切りは 4 月上旬となっているため、4 月下旬に振興協会から報告された平成 13 年度委託の最終精算にかかる委託費の返納金は 14 年度分として会計処理されている。そのため、13 年度においては、以下の表のとおり、費用が 377 千円過大計上となっている。

(単位：千円)

事業名	金額
電気事業	242
公営企業資産運用事業	128
水道用水供給事業	6
合計	377

(改善策)

平成 13 年度の業務委託であり、できる限り 13 年度の決算で処理することが必要である。

② 委託契約の精算の確認について

企業局では、最終精算の際「企業局業務委託契約決算額内訳書」及び「人件費所要額計算書」の提出を受けて委託経費の内容を確認しており、その後に委託費を確定し返納等の処理を行っている。

しかし、精算報告期日が振興協会の決算確定よりも早いことから、結果として、当該報告資料に基づいた委託額と振興協会での委託経費実費額とに差異が生じる可能性がある。

平成 13 年度の精算報告資料を確認したところ、精算報告資料と振興協会の決算数値と一致していないものがあり、委託費が実費払いとはなっていない。

不一致の理由は、以下のとおりである。

人件費

- ・ 労働保険料について、企業局への報告では基準給与に労働保険料率を乗じたものとなっているが、振興協会の決算数値は実際の支払額を計上している。
- ・ 嘱託に対する給与について、企業局への報告では毎月15日出勤したものととして計算を行っているが、振興協会の決算数値は実際の支払額を計上している。

物件費

- ・ 企業局への報告では、本来、消費税抜きの金額とすべきところを消費税込みとしたため、振興協会の決算数値よりも大きくなっている。
- ・ 企業局への報告では、他の科目の費用を流用したために、振興協会の決算数値との間に不一致が生じている。

企業局への報告資料と振興協会の決算数値との差異は以下のとおりである。

(単位：千円)

業 務 内 容	企 業 局 へ の 報 告 資 料	振 興 協 会 の 決 算 数 値	差 異
施 設 保 守 管 理 業 務	129,146	130,065	918
緑 町 会 館 管 理 業 務	32,701	32,496	△ 204
固 定 資 産 管 理 台 帳 管 理 業 務	2,202	2,139	△ 62
駐 車 場 管 理 業 務	23,291	23,524	232
合 計	187,342	188,226	883

(改善策)

企業局での内容の確認が、振興協会の決算確定前に行われているため、振興協会での決算数値と企業局に提出される委託にかかる報告資料との確認が、委託費確定前にできない状況になっている。

したがって、振興協会の決算報告が委託費の支払承認の前になされるようにするか、もしくは、事後的でも、振興協会の決算報告と委託にかかる報告資料との確認をする必要がある。

(意見)

現在、委託経費について完全に実費を支払うこととしているが、そのため、委託にかかる報告資料の精査を行う必要が生じている。契約を見直し、委託費の支払いを実費相当額とすることで、振興協会の自主努力により業務効率を図るようにしていくことができる。

また、駐車場維持管理業務については、地方自治法第244条の2第4項に定める利用料金制を採用し、施設の利用料金を企業局の収入とせず、企業局は賃貸料収入

を得て、管理受託者である振興協会に収受させることも一つの方法であると考えられる。

(2) 駐車場事業の回数券の管理について

駐車場事業において、利用者の利便性を考えて回数券を発行し、その管理は振興協会で行っている。回数券は、有効期限内であれば、エンコード等の処理を行わなくても再利用可能となっている。

回数券は、100円券、200円券、250円券、400円券を振興協会の事務局で11枚ひとまとめにし、事務局から県営駐車場に運び、県営駐車場において利用者に販売している。また、使用済みの一枚一枚の回数券については、県営駐車場の日報で枚数管理を行い、振興協会の事務局に持ち帰っている。

回数券の管理は、振興協会の事務局保有分については、事務局で台帳が作成され、県営駐車場保有分については、県営駐車場で日報に記入され管理が行われている。しかし、事務局の台帳と県営駐車場の日報との照合漏れや照合ミスにより、事務局と県営駐車場との受け渡しにおいて誤りが発生したり、また、事故が発生したとしても発見されず、誤りや事故がそのままになってしまうおそれがある。

また、県営駐車場の精算機から取り出される回数券の枚数が、精算機を精算したときに出力される精算レジシートに記載されていないため、県営駐車場で記入される日報の使用済み回数券の枚数が誤って記入されたり、事故が発生したとしても発見できず、誤りや事故がそのままになってしまうおそれがある。

(意 見)

事務局と県営駐車場との回数券の受け渡しについて、事務局の管理者が毎月もしくは四半期に一度はその受け渡しの整合性の確認をすることなどにより、誤りや事故が防止もしくは早期発見ができる仕組みを作ることが望まれる。

また、使用済み回数券の確認については、精算機を精算したときに出力される精算レジシートの内容に回数券の使用額トータルが記載されることから、日報に記入された使用済み回数券の受入額と精算レジシートに記載されている回数券使用額とが同額になっていることを確認することなどにより、誤りや事故の防止もしくは早期発見ができる仕組みを作ることが望ましい。

(3) レジシートの精算番号の確認について

県営駐車場では毎日1回精算機の精算を行っており、このとき精算機より出力される精算レジシートに基づいて報告書を作成し、企業局に報告している。

精算レジシートには精算番号が記載され、この精算番号は精算機が精算されるごとに1ずつ増えていくことで、精算の報告漏れがないかどうかを確認することができるようになっている。

振興協会では、現在、精算番号の連番確認を行っていないため、精算報告の漏れや事故が発生したとしても早期に発見ができない状況となっている。

(意見)

精算番号の連番確認を行うことなどで、精算の報告漏れがないことや事故が発生したとしても早期に発見できる仕組みを作ることが必要である。

(4) 固定資産の処理について

① 固定資産計上漏れについて

振興協会の財務規程第42条により取得価額が100千円以上の什器備品は固定資産に計上することとされているが、管理職用の椅子(1脚164千円)3脚が準備品として処理されている。なお、法人税の計算上は一括償却資産として3年償却を行っている。

(改善策)

財務規程に従い、固定資産に計上するとともに、定められた耐用年数で減価償却を行うべきである。

② 使用中の固定資産の除却処理について

現在も使用されているワードプロセッサ(除却時の帳簿価額19千円)が、平成9年度において除却処理されている。

(改善策)

固定資産に計上する必要がある。

③ コンピューターの耐用年数について

コンピューターの耐用年数が税法の改正により6年から4年に短縮されているにもかかわらず、従来通り6年で償却されている。

(改善策)

改正後の耐用年数で減価償却を行うべきである。

(5) 未収金と未払金の相殺について

振興協会では、企業局からの委託契約について、3月に行った変更契約に基づき1,899千円の未収金を計上し、また、最終的な委託費の精算額として377千円の未払金を計上している。

(意見)

未収金と未払金とに両建てで計上するよりは、一つの契約であることから未収金と未払金を相殺して、純額で計上するべきである。

(6) 退職給与引当金の計上について

振興協会では会計方針として、毎期の退職給与引当金の計上を法人税法上の繰入限度額を基準として計上を行うこととなっている。平成13年度の退職給与引当金の変動を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

部門	平成12年度末	繰入額	取崩額	13年度末
公益事業部門	18,762	1,675	1,942	18,494
収益事業部門	8,133	1,259	0	9,392
計	26,895	2,934	1,942	27,886

上記の繰入・取崩額について次の問題点が存在した。

公益事業部門の取崩額1,942千円について、その取崩額の根拠が不明確である。本来の取崩額は、当年度の退職者の前期末自己都合退職金要支給額1,545千円となるべきものと考えられる。

収益事業部門の繰入額について、法人税法上の繰入限度額は2,694千円であるが、実際の計上額は1,259千円となっており、1,435千円の計上不足となっている。この理由は13年度の収益事業において収入が見込みより少なかったことにより、当初の予算の範囲内で計上したためである。そのため、計上額の根拠も不明確なものとなっている。

また、13年度末の退職給与引当金残高は、自己都合退職金要支給額と比較した場合、以下に示すとおり29,225千円不足している。

(単位：千円)

部門	引当金残高	退職金要支給額	差額
公益事業部門	18,494	27,405	△ 8,911
収益事業部門	9,391	29,705	△ 20,314
計	27,885	57,110	△ 29,225

(改善策)

退職給与引当金の繰入れ及び取崩しについては会計方針どおりに計上を行い、その根拠となる資料を作成、保管しておく必要がある。また、当該資料については、作成者以外の者に内容の確認をさせることが望まれる。

企業会計上は自己都合退職金要支給額相当額を退職給与引当金として計上すべきであり、上記の計上不足額 29,225 千円を早期に解消する必要がある。

(7) 公益事業準備引当金について

収益事業会計において、平成 13 年度の貸借対照表上、固定負債として「公益事業準備引当金」が 3,000 千円計上されている。

これは、公営事業にかかわる見積債務額として昭和 61 年度から平成元年度にかけて繰入れたものであり（「貸借対照表及び財産目録にかかわる科目及び取扱要領」、法人税の計算上は加算処理されている。

現在の財務規程上は、別表に科目名は記載されているものの内容等についての記載はされておらず、計上の目的・算定根拠は明確にされていない。

(改善策)

会計理論上の引当金にも該当しないものであり、取崩す必要がある。

(8) 預り金の過大計上について

平成 13 年度末において、以下の預り金が過大に計上されていた。この過大計上額の内容については監査時点では明らかでなかった。

(単位：千円)

項目	預り金明細表	要計上額	差額
社会保険料預り金(公益部門)	2,169	1,521	647
預り諸税(公益部門)	851	666	185

(改善策)

上記の過大金額については早期に内容を明確にすることが必要である。また、このような差額が生じたのは、支払の都度、あるいは定期的に預り金の消し込みを実施していないためであり、定期的なチェックを行う必要がある。

(9) 未払金の過少計上について

平成 13 年度末の未払金残高のうち未払消費税及び地方消費税について計上不足額が 235 千円存在していた。不足額が生じた理由は決算書作成時点で計算した未払消費税等の金額と確定納付金額との間に差異が生じたことによる。

(改善策)

決算書作成時点において消費税等の金額の見積りを、より精緻化する必要がある。

(10) 決算整理事項について

決算整理事項について、伝票起票及び総勘定元帳記入を行わず、直接精算表上で集計をしている。このため、どのような決算整理がなされたかの検証作業を実施することが困難である。

(改善策)

決算整理事項の伝票起票及び総勘定元帳記入をする必要がある。

(11) 法人税の申告について

法人税の計算等に関し以下のような事項が存在した。

- ・ 決算書上、交際費として計上されている金額がそのまま法人税申告書の交際費とされていた。この交際費について内容を検討したところ税法上は全て交際費に該当しないと考えられるものであった。
また、法人税申告書別表15において他科目交際費と計上されていたものについても、税法上交際費には該当しないものと考えられ、その結果、法人税を過大に納付したことになる。
- ・ 法人税法基本通達15-1-28によれば公益部門と収益部門とを区別して公益部門を法人税の対象としないためには、一定期間を限って所轄税務署長の確認が必要との主旨の規定がなされている。しかし、協会ではこれまでこのような確認は実施していないとのことである。

(改善策)

交際費の加算等の処理については申告書作成時点において、その内容を十分に検討して加算の必要性を判断すべきである。

法人税基本通達 15-1-28 に基づく税務署長の確認については、その要否を検討する必要がある。

以 上